

越前市中心市街地活性化基本計画

平成28年12月

平成28年	11月29日	認定
平成29年	3月24日	変更
平成29年	7月28日	変更
平成30年	8月10日	変更
平成31年	3月26日	変更
令和2年	3月31日	変更

福井県越前市

目 次

1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針	1
〔1〕 地域の概要	1
〔2〕 地域の現状に関する統計的なデータの把握・分析	5
〔3〕 地域住民のニーズ等の把握・分析	19
〔4〕 これまでの中心市街地活性化に対する取組みの検証	33
〔5〕 中心市街地活性化の課題	39
〔6〕 上位関連計画における中心市街地のまちづくりの方向	42
〔7〕 中心市街地活性化の方針（基本的方向性）	49
2. 中心市街地の位置及び区域	59
〔1〕 位置	59
〔2〕 区域	60
〔3〕 中心市街地の要件に適合していることの説明	62
3. 中心市街地の活性化の目標	69
〔1〕 中心市街地活性化の目標	69
〔2〕 計画期間の考え方	70
〔3〕 数値目標指標設定の考え方	70
〔4〕 具体的な数値目標の考え方	70
〔5〕 フォローアップの時期及び方法	77
4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に 供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項	78
5. 都市福利施設を整備する事業に関する事項	86
6. 公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供 給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業 等に関する事項	90
7. 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業、民間中心市街地商業活性化 事業、中心市街地特例通訳案内士育成等事業その他の経済活力の向上のための 事業及び措置に関する事項	96
8. 4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項	107
◇ 4から8までに掲げる事業及び措置の実施箇所	110
◇ 主要事業の概要	111
9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項	119
〔1〕 市町村の推進体制の整備等	119
〔2〕 中心市街地活性化協議会に関する事項	121
〔3〕 基本計画に基づく事業及び措置の一体的推進等	127
10. 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項	130
〔1〕 都市機能の集積の促進の考え方	130
〔2〕 都市計画手法の活用	131
〔3〕 都市機能の適正立地、既存ストックの有効活用等	131
〔4〕 都市機能の集積のための事業等	136
11. その他中心市街地の活性化に資する事項	137
〔1〕 基本計画に掲げる事業等の推進上の留意事項	137
〔2〕 都市計画等との調和	138
12. 認定基準に適合していることの説明	139

- 基本計画の名称：越前市中心市街地活性化基本計画
- 作成主体：福井県越前市
- 計画期間：平成 28 年 12 月から令和 4 年 3 月（5 年 4 ヶ月）

1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針

[1] 地域の概要

(1) 越前市の概要

① 位置・地勢

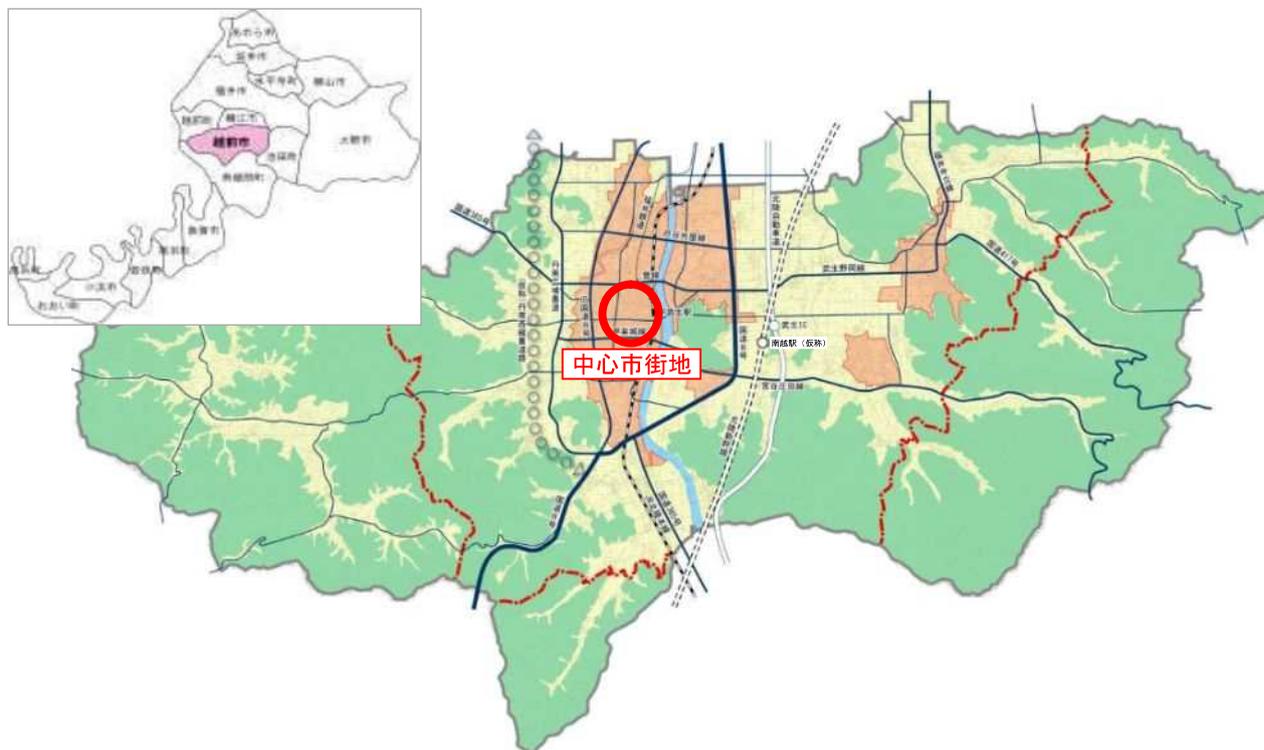
本市は、福井県のほぼ中央に位置し、面積は 230.70 km²で県面積の約 5.5%を占め、人口は 83,366 人（平成 28 年 4 月 1 日現在、住民基本台帳）で、福井市、坂井市について県内第 3 位です。

明治 22 年に市町村制が施行された当時は 1 町 16 村で構成されていましたが、昭和 23～34 年の市町村合併により武生市と今立町となり、平成 17 年 10 月 1 日には両市町が合併し、「越前市」が誕生しました。

市東部に越前中央山地、西部に丹生山地、さらに南部に“越前富士”日野山がそびえるなど 400～700 m 級の山々に囲まれ、それら緑深い山々からは、県内三大河川の一つである日野川をはじめ吉野瀬川、鞍谷川などが流れ出し、市中央部に広がる武生盆地に潤いを与えながら、やがて九頭竜川と合流して日本海に注いでいます。

また、市中央部を南北に縦断する JR 北陸本線、北陸自動車道、国道 8 号は、県外の大都市や県内主要都市との交通の動脈であり、北陸の玄関口となっています。

《越前市及び中心市街地の位置》



② 歴史・沿革

本市の歴史は古く、継体大王（507年に第26代天皇に即位）伝承に見られるように、越の国と呼ばれた頃から拓けた地域で、旧武生市には越前国府が置かれ政治・経済・文化の中心地として栄え、平安時代には「源氏物語」の作者、紫式部が越前国司として赴任した父とともに多感な青春時代の一年余りを暮らした地でもあります。



総社大神宮



紫式部像

中世から近世にかけては「越前府中」と呼ばれ、戦国期には領主が頻繁に変わりましたが、江戸期以降は福井松平藩の初代藩主結城秀康の重臣として本多富正が治め、以後、歴代の本多氏が安定した治世を行いました。この間、北陸道や西（馬借）街道を軸に、城下町としての基盤整備や産業振興が進められ、今日の都市基盤づくりに貢献しました。現在も、まちなかの辻や地名、行事などにその歴史と伝統の重みを感じることができます。

また、子弟教育にも先駆けて取り組んでおり、幕末期には藩校「立教館」を設立し、明治期の日本の近代化に貢献した、東京帝国大学初代総長の渡辺洪基をはじめとする優秀な人材を多数輩出しています。

旧今立町は、和歌集や写経の用紙に用いられた越前和紙の里として知られ、明治初期まで奉書紙や奉書紬の産地として和紙や繊維を扱う商店が集まり大変栄えてきました。

本市においては、1,500年の伝統を誇る越前和紙、海外でも高い評価を受けている越前打刃物に加えて、平成25年には越前筆筥が3つめの国の伝統的工芸品に指定されるなど、古くからモノづくりが盛んな地域であり、固有の文化が培われています。



越前和紙



越前刃物



越前筆筥

また、電子部品や輸送機械等のハイテク企業が多数立地し、県下第一位の製造品出荷額を誇る産業都市として発展を続けており、商業・サービス業においても丹南地域の中心的役割を担っています。

こうした活発な産業を背景として、人口は長年にわたり緩やかに増加してきましたが、合併により越前市が誕生した平成17年10月1日の88,020人（住民基本台帳）をピークに人口減少が続いています。

なお、令和 5 年春には北陸新幹線南越駅（仮称）の開業が予定されており、これを契機とした広域交流人口の増加が期待されています。

本市は人口減少・高齢化や社会総コストの増加への対応が求められる社会にあって、将来にわたり丹南地域の中心都市として持続していくため、拡散的に進展する宅地化や郊外開発を抑制するとともに、拠点と各生活圏が有機的・機能的にネットワーク化された、誰もが住みやすい都市構造の形成を目指しています。

（２）中心市街地の概要

本市の中心市街地は、北陸地方が越の国と呼ばれた頃から拓けた地域で、国府が置かれ、越の国の政治、経済、文化の中心として栄えたため社寺、伝統産業、建造物など歴史的文化が数多く残されています。

旧北陸街道沿いに中世から栄えた越前打刃物や呉服、指物、乾物などの商家、町屋が軒をつらね、現在もその面影を残す街並みが静かに息づいています。近世以降の特徴ある建物も多く残っており、昔の面影を残した建物や商い、こだわりのコレクションといった財産を「越前府中まちなか博物館」として 20 館認定しており、まちなか観光の一つとなっています。また、土蔵を活かして整備をした蔵の辻や町屋、空き店舗を活用しての市民活動等の拠点もあります。

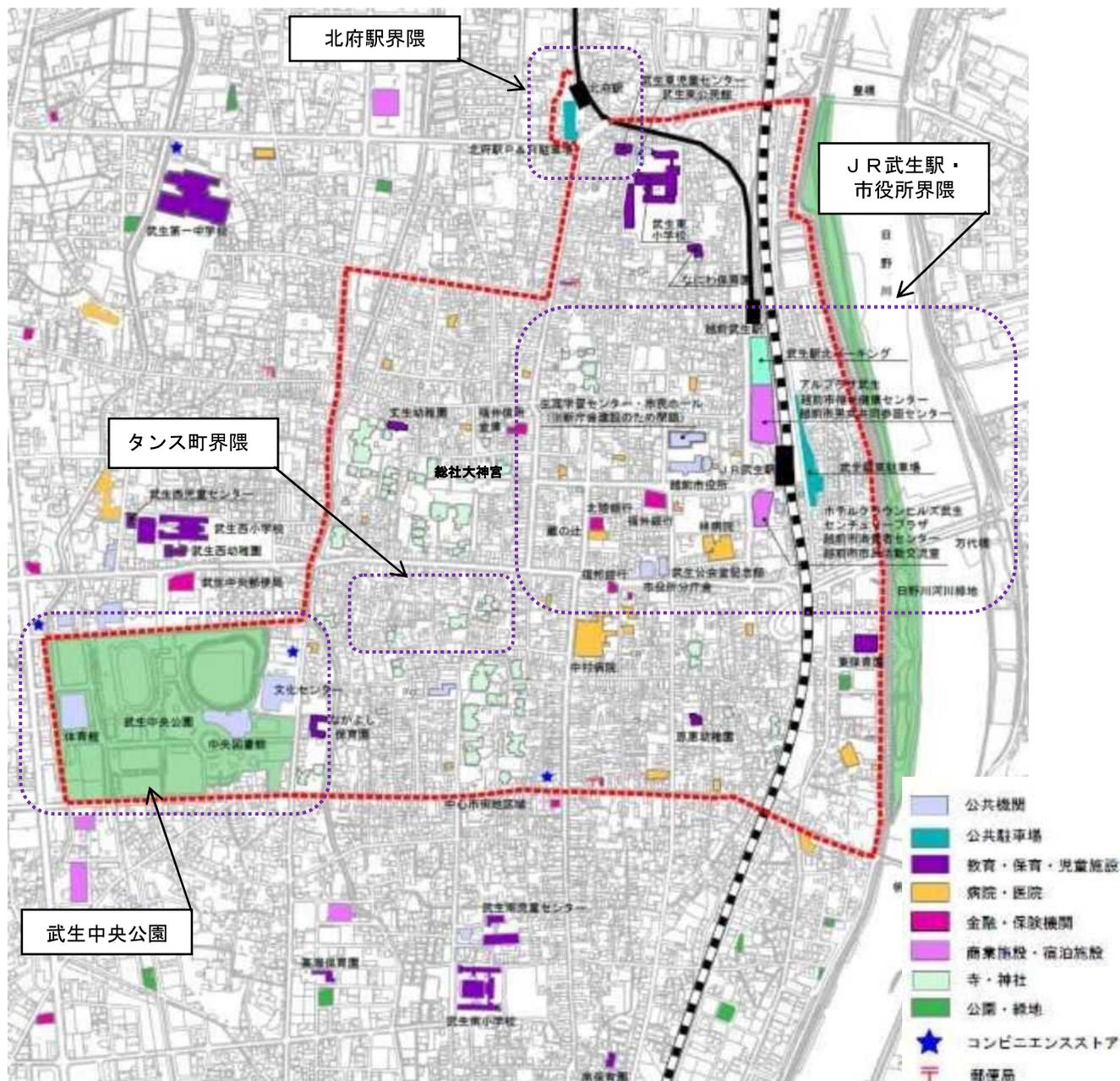
中心市街地の「タンス町」には本市の伝統産業の一つである「越前箆笄」関連の企業が集積しており、住民等が主体となった景観まちづくりが進められています。

また、行政・文化・教育・交通・医療・福祉などの公共公益施設や商店街をはじめとする商業サービス施設が立地し、交通の結節点である JR 武生駅があり、丹南地域の中で最も都市機能が集積している地区です。

《中心市街地の地域資源》



《中心市街地の公共公益施設、都市福祉施設、社寺群等の位置図》



■ 中心市街地内の主な公共公益施設等

公共施設 (6)

- ・ 越前市役所
- ・ 市役所分庁舎
- ・ 越前市福祉健康センター (アルプラザ武生内)
- ・ 越前市男女共同参画センター (アルプラザ武生内)
- ・ 越前市消費者センター (センチュリープラザ内)
- ・ 越前市市民活動交流室 (センチュリープラザ内)

文化・体育施設 (4)

- ・ 武生公会堂記念館
- ・ 文化センター
- ・ 中央図書館 (武生中央公園内)
- ・ 体育館 (武生中央公園内)

公園等 (2)

- ・ 武生中央公園
- ・ 蔵の辻

※ 生涯学習センター、市民ホールは
新庁舎建設と合わせて交流施設が
建設されることから、平成 28 年度
から閉鎖

(平成 28 年 9 月末現在)

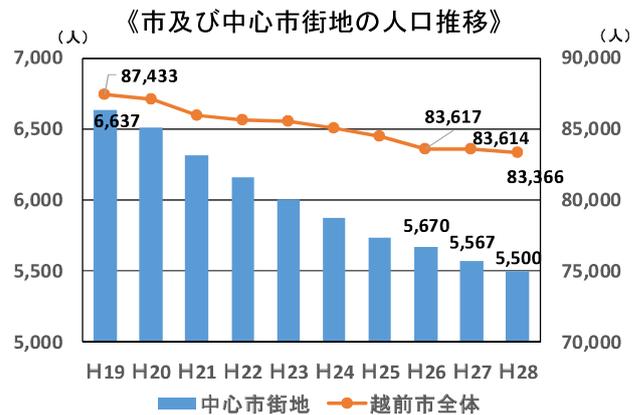
[2] 地域の現状に関する統計的なデータの把握・分析

(1) 人口及び世帯の動向

- 中心市街地の人口は、市全体を上回る割合で減少が進んでおり、平成 28 年現在、平成 19 年より 1,137 人少ない 5,500 人になっています。(年平均 126 人減少)
- 中心市街地では少子高齢化も進んでおり、高齢人口の割合(高齢化率)は、平成 27 年に 40%の大台に入りました。

① 市及び中心市街地の人口推移

平成 19 年の中心市街地活性化基本計画策定以降も、市全体の人口が減少する中、中心市街地ではこれを上回る割合で人口減少が進んでおり、その結果、市全体に占める中心市街地の人口割合(シェア率)も低下し続けています。



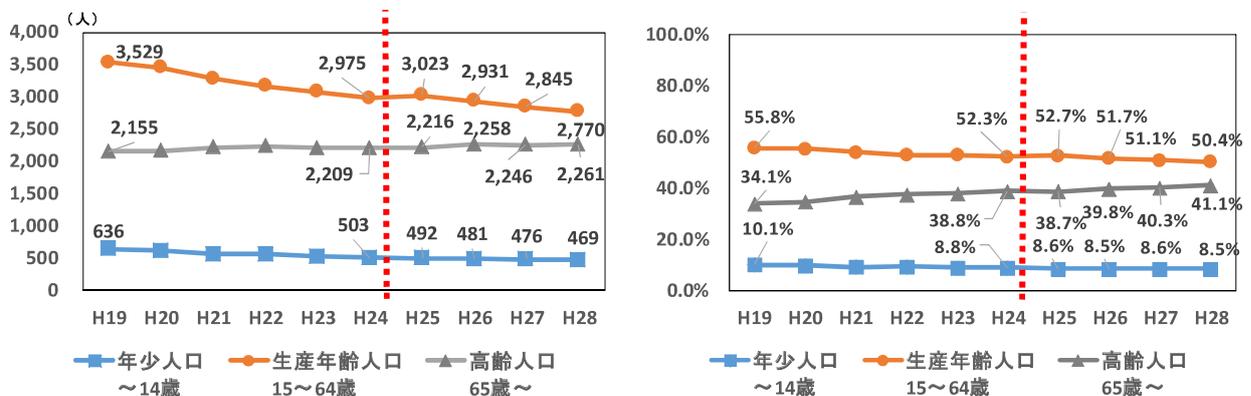
《市及び中心市街地の人口推移》

	平成 19 年	平成 28 年	増減
a. 越前市	87,433 人	83,366 人	▲ 4.7%
b. 中心市街地	6,637 人	5,500 人	▲ 17.1%
c. シェア率(b/a)	7.6%	6.6%	▲ 1.0ポイント

② 中心市街地の年齢 3 区分別人口の推移

中心市街地では少子高齢化が進展しており、高齢人口(65 歳以上)が微増する一方で、生産年齢人口(15~64 歳)及び年少人口(14 歳以下)が減少傾向にあります。その結果、高齢人口の割合(高齢化率)が急速に増大しており、平成 28 年現在、41.1%になっています。

《中心市街地の年齢 3 区分別人口及び構成割合の推移》(左：実数/人、右：割合/%)



出典：住民基本台帳 毎年 4 月 1 日

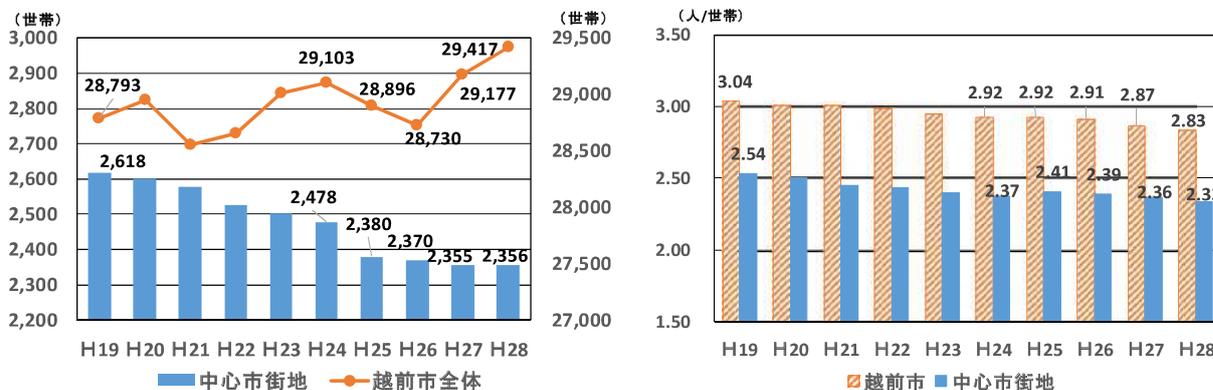
注) H19~H24 は日本人のみ、H25 以降は外国人を含む総人口

③ 世帯数及び1世帯あたり人員の推移

市全体の世帯数は増加していますが、中心市街地では減少傾向にあり、市全体に占める中心市街地の世帯数の割合（シェア率）も低下しています。

1世帯あたり人員は市全体、中心市街地ともに減少傾向にあります。中心市街地は市全体と比較して約0.5人少なく、かつ、その差が広がっています。

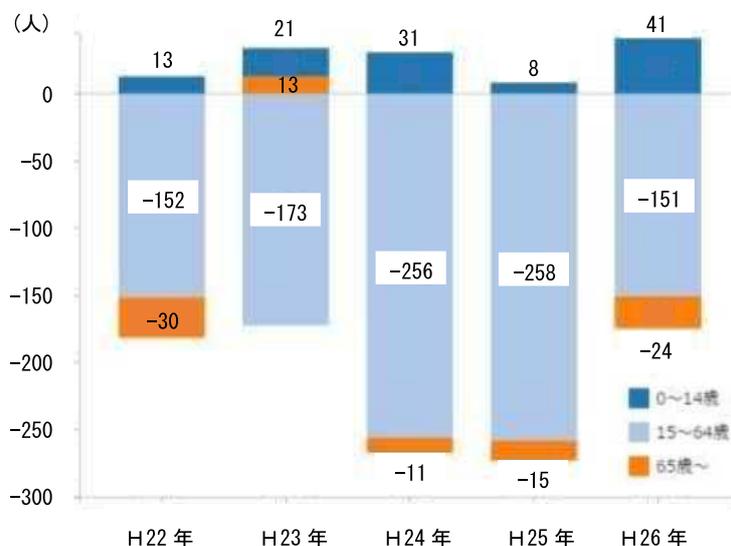
《中心市街地の世帯数及び1世帯あたり人員の推移》



		平成 19 年	平成 28 年	増減
世帯数	a. 越前市	28,793 世帯	29,417 世帯	+2.2%
	b. 中心市街地	2,618 世帯	2,356 世帯	▲10.0%
	c. シェア率(b/a)	9.1%	8.0%	▲1.1ポイント
世帯人員	d. 越前市	3.04 人/世帯	2.83 人/世帯	▲6.9%
	e. 中心市街地	2.54 人/世帯	2.33 人/世帯	▲8.3%

④ 年齢階級別純移動数

本市の年齢別純移動数（年齢別社会増減数）の推移を見ると、社会減の傾向は続いているものの、子育て世帯の転入が増えつつあります。



出典：総務省「住民基本台帳人口移動報告」
地域経済分析システム（RESAS）より

(2) 経済活力関係

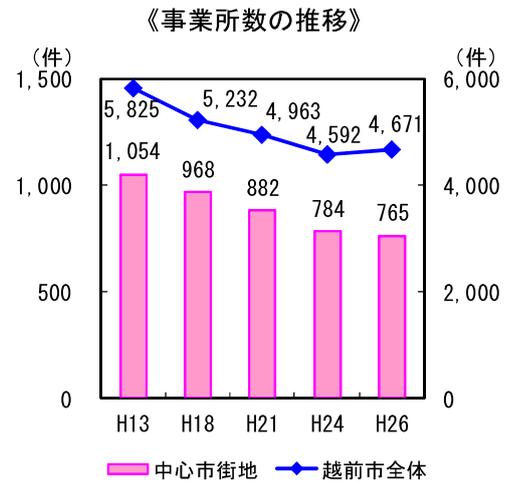
- 中心市街地には、本市の卸売業・小売業事業所数の約23%が立地しており、商業・業務機能の市内最大の集積地を形成していますが、事業所数・従業員数とも近年減少傾向が続いています。
- まちのにぎわいに関しては、近年、蔵の辻でのイベント開催等により、まちなかの歩行者数や観光案内所への来場者数等が増加する傾向にあります。

① 事業所数

本市の事業所の約16%が中心市街地に立地しています。中心市街地の事業所数は年々減少しており、全市と比べて減少幅が大きくなっています。

《事業所数の推移》

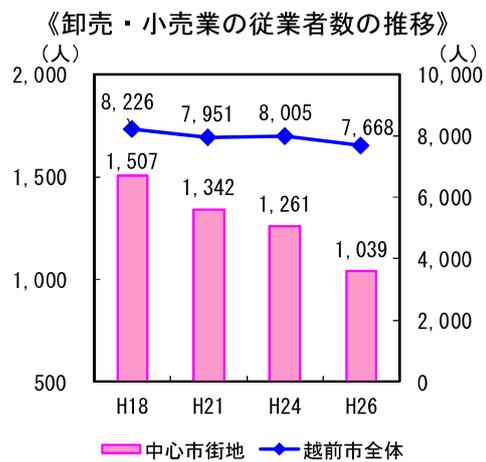
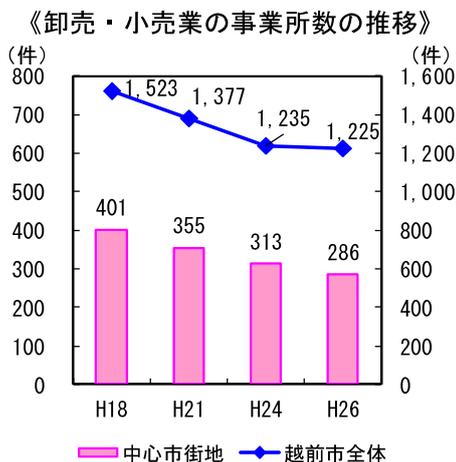
	平成18年	平成26年	増減
a. 越前市	5,232	4,671	▲10.7%
b. 中心市街地	968	765	▲21.0%
c. シェア率(b/a)	18.5%	16.4%	▲2.1ポイント



出典：事業所統計調査、経済センサス

② 卸売業・小売業の事業所数及び従業員数

卸売業・小売業については、事業所数の約23%、従業者数の約14%を中心市街地が占めています。事業所数、従業員数ともに減少傾向にあり、全市と比較すると中心市街地の減少割合は高いです。



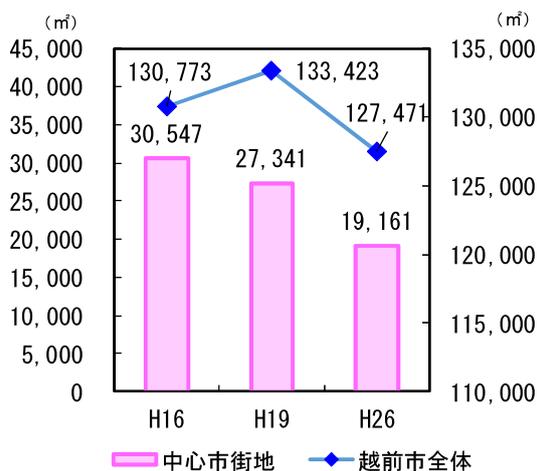
		平成18年	平成26年	増減
事業所数	a. 越前市	1,523	1,225	▲19.6%
	b. 中心市街地	401	286	▲28.7%
	c. シェア率(b/a)	26.3%	23.3%	▲3.0ポイント
従業者数	a. 越前市	8,226人	7,668人	▲6.8%
	b. 中心市街地	1,507人	1,039人	▲31.1%
	c. シェア率(b/a)	18.3%	13.5%	▲4.8ポイント

出典：事業所統計調査 (H18)、経済センサス (H21, H24, H26)

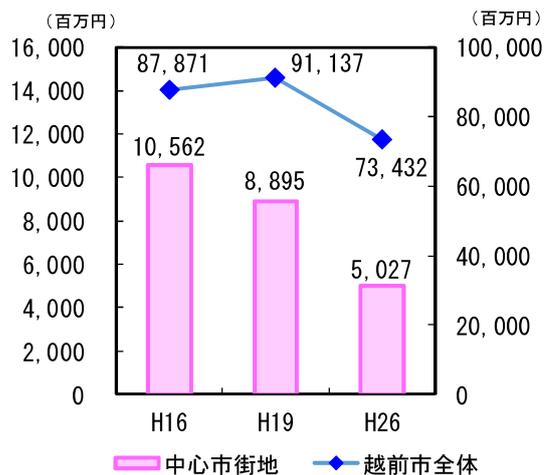
③ 小売業売場面積及び小売業年間商品販売額

小売業の売場面積及び年間商品販売額の推移をみると、市全体では平成16年から平成19年までは増加しているものの、平成19年から平成26年まででは減少しています。一方、中心市街地は売場面積、年間商品販売額ともに減少傾向にあり、平成16年から平成26年までの間に売場面積は約37% (11,386 m²)、年間商品販売額は約52% (5,535 百万円) 減少しています。

《小売業売場面積の推移》



《小売業年間商品販売額の推移》



		平成16年	平成26年	増減
売場面積	a. 越前市	130,773 m ²	127,471 m ²	▲ 2.5%
	b. 中心市街地	30,547 m ²	19,161 m ²	▲ 37.3%
	c. シェア率(b/a)	23.4%	15.0%	▲ 8.4ポイント
年間商品額	a. 越前市	87,871 百万円	73,432 百万円	▲ 16.4%
	b. 中心市街地	10,562 百万円	5,027 百万円	▲ 52.4%
	c. シェア率(b/a)	12.0%	6.8%	▲ 5.2ポイント

出典：商業統計調査

④ 商店街

本市の商店街はすべて中心市街地に位置し、3つの商店街振興組合、6つの繁栄会・商店街が集積しています。

市内の商店街振興組合等の会員数の推移をみると、平成19年度は市内に6つの商店街振興組合、6つの繁栄会・共栄会・商店街があり、全体で289会員いましたが、平成27年度には、3つの商店街振興組合、6つの繁栄会・商店街で、191会員と減少しています。

《商店街の集積の状況》

H28.4.1 現在



《商店街振興組合等の会員数の推移》

区分	現在の名称	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
商店街振興組合	中央広小路 商店街振興組合	48	48	45	50	52	51	45	45	46
	総社通り 商店街振興組合	45	45	43	42	40	38	40	40	40
	蓮菜本町 商店街振興組合	28	26	31	29	29	29	17	17	17
	善光寺通り 繁栄会 ※ H25振興組合から繁栄会	24	22	22	21	21	21	19	19	19
	武生本町通り 繁栄会 ※ H27振興組合から繁栄会	23	22	22	22	22	20	18	18	18
	銀座通り 商店街繁栄会 ※ H25振興組合から繁栄会 → H27商店街繁栄会	26	26	26	25	24	21	25	22	22
繁栄会	広小路 繁栄会	12	11	10	11	11	10	11	11	11
	北部 繁栄会 ※ H23解散	19	19	18	16	-	-	-	-	-
	桜通り 街路灯維持会 ※ H25繁栄会から街路灯維持会	12	11	10	10	10	10	7	7	5
	電車通り商店街 繁栄会 ※ H20解散	17	-	-	-	-	-	-	-	-
共栄会	大山 共栄会 ※ H26解散、中心市街地エリア外	14	14	14	14	13	13	12	-	-
商店街	有明 商店街	21	19	18	15	14	13	13	13	13
	合計	289	263	259	255	236	226	207	192	191

※「市政の概要」より、各年10月現在数値で引用

③ 大規模小売店舗

本市の大規模小売店舗の立地状況は下表、下図に示すとおりです。中心市街地には JR 武生駅前に総合スーパーが 1 店舗立地しています。

その他は、主に国道 8 号、旧国道 8 号の郊外幹線道路沿いに立地しています。

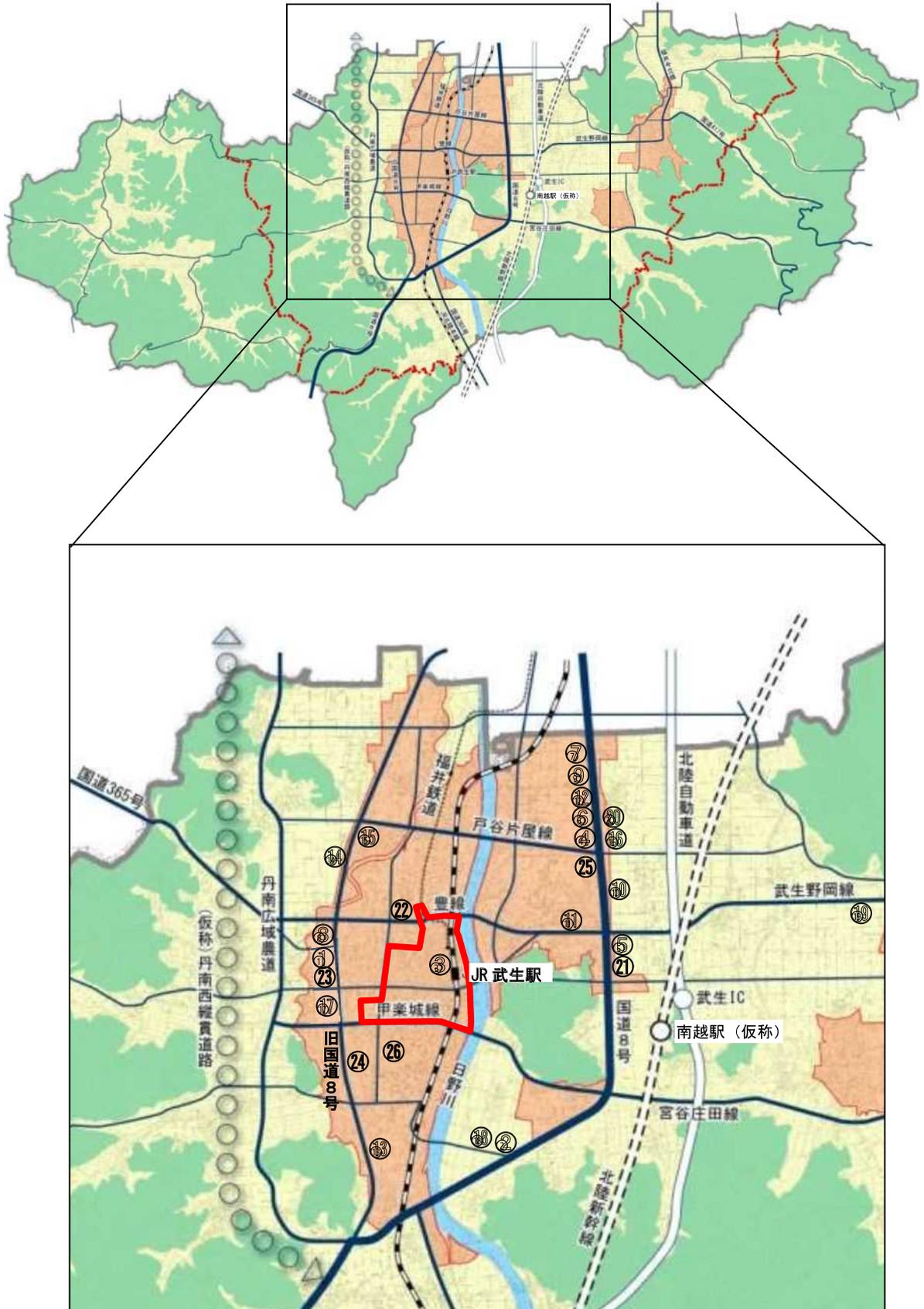
《市内に立地する大規模小売店舗》

	店舗名	所在地	建物設置月	店舗面積 (㎡)
1	SIPY (ラ・ムー越前店)	新町	1988. 3	18,913
2	ホームセンターみつわ武生店	畑町	1998. 7	11,685
3	アル・プラザ武生 (平和堂アル・プラザ武生)	府中	2000. 3	10,635
4	コメリパワー武生店	稲寄町	2010. 12	8,798
5	武生楽市 (ワイプラザ武生店)	横市町	1991. 11	7,665
6	フレスポ越前 (アルビス稲寄店、ゲンキー サンドーム店)	稲寄町	2007. 11	6,923
7	ケーズデンキ越前店	瓜生町	2011. 5	5,009
8	DCM カーマ武生店	新町	1993. 7	3,990
9	100 満ボルト越前店	塚町	1996. 7	3,746
10	ニトリ越前店	瓜生町	2010. 12	3,531
11	スーパーマーケットバロー国高店、ゲンキー国高店	国高	1980. 12	3,456
12	ヤマダ電機テックランド越前店	瓜生町	2010. 2	3,312
13	ワイプラザグルメ館武生南店	妙法寺町	2009. 11	3,201
14	ゲンキー武生西店	新保町	2004. 6	2,996
15	福井県民生協ハーツたけふ店	芝原	2009. 5	2,796
16	インテリアショップ アートウッド	高木町	2003. 11	2,645
17	スーパーマーケットバロー武生店	日野美	2012. 10	2,480
18	スーパーマーケットバロー北日野店	畑町	2011. 9	2,174
19	ゲンキー栗田部店	西檜尾町	2013. 9	1,980
20	ヒマラヤスポーツ&ゴルフ越前店	高木町	2012. 10	1,895
21	お宝 1 番越前店	横市町	2008. 4	1,645
22	コープ平出店	平出	1977. 10	1,492
23	ファッションセンターしまむら武生店	新町	1998. 8	1,281
24	ゲンキー高瀬店	高瀬	2014. 8	1,281
25	コープみどり館	塚町	2000. 12	1,260
26	V ドラッグ高瀬店	文京	1992. 12	1,089

※ は中心市街地に立地する大規模小売店舗

(出典：東洋経済「全国大型小売店総覧 2016」、大規模小売店舗立地法変更届出書)

《大規模小売店舗の位置図》

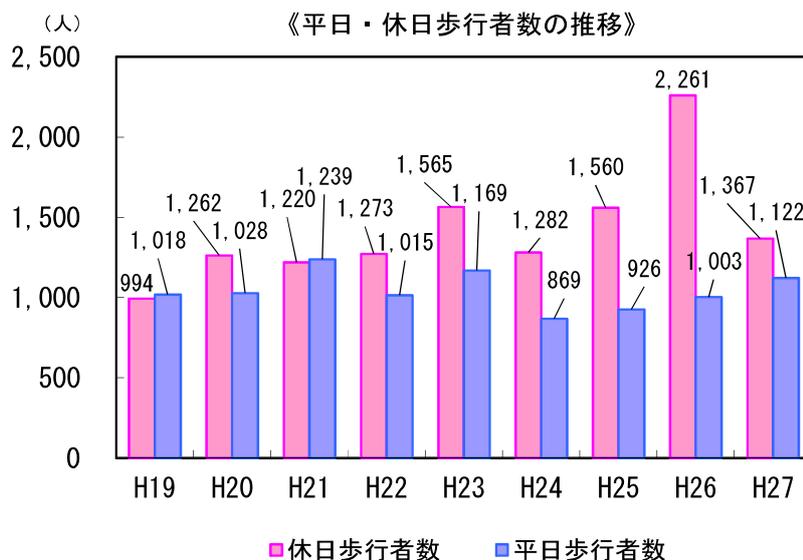


(出典：東洋経済「全国大型小売店総覧 2016」より作成)

⑥ 歩行者数

中心市街地の休日の歩行者数は、イベントを中心としたソフト事業の効果で平成23年度から平成26年度にかけて大きく増加しました。平成27年度は減少に転じていますが、平成19年度を上回る水準を維持しています。一方、平日は1,000人前後で推移しており、大きな変化は見られません。

調査地点別でみると、各種イベントが催され、歴史的な景観が楽しめる「蔵の辻」周辺（調査地点：総社通り、広小路通り）における歩行者数が増加しています。



《平日・休日の調査地点別歩行者数の推移》

平日	平成19年	平成27年	増減
合計	1,018人	1,122人	▲10.2%
寺町通り	155人	105人	▲32.3%
総社通り (蔵の辻東口)	135人	246人	▲82.2%
広小路通り	361人	398人	▲10.2%
タンス町通り	143人	144人	▲0.7%
本町通り	224人	229人	▲2.2%

休日	平成19年	平成27年	増減
合計	994人	1,367人	▲37.5%
寺町通り	175人	152人	▲13.1%
総社通り (蔵の辻東口)	220人	220人	0%
広小路通り	364人	759人	▲108.5%
タンス町通り	89人	77人	▲13.5%
本町通り	146人	159人	▲8.9%

《調査地点図》



注) 中心市街地の5地点、年3回測定した平均値
平成24年度以降、調査地点の変更あり

⑦ 観光

<観光客入込数>

本市は温泉、産業観光、買物、自然、文化・歴史等の多岐にわたる観光資源を持っています。

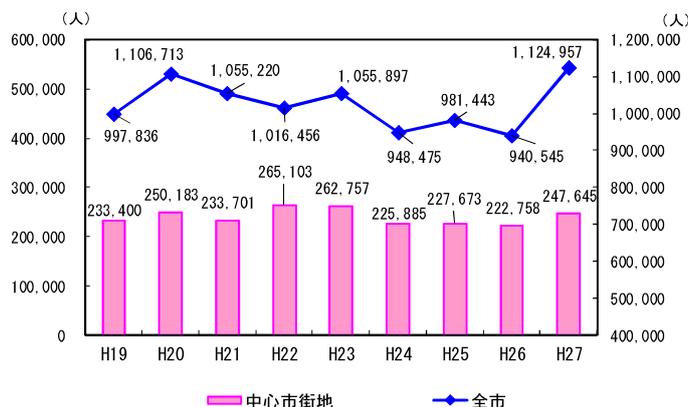
中心市街地においては、歴史的な街並み景観づくりが進められた蔵の辻や、武生公会堂記念館、ちひろの生まれた家記念館などの観光スポットがあるほか、たけふ菊人形、越前市サ

マーフェスティバルといった広域からの集客がある季節行事があります。

観光客入込数は、平成20年度の110万人をピークに近年減少傾向にありましたが、北陸新幹線開業や北陸デスティネーションキャンペーンに合わせた観光情報発信などの効果により、平成27年度は112万人に達しました。

中心市街地の観光入込客数は市全体に対して22～26%台、年間22～26万人台で推移しています。

《観光客入込数の推移》



《観光客入込数の推移 (詳細)》

観光地・行催事名	分類(目的)	平成19	平成20	平成21	平成22	平成23	平成24	平成25	平成26	平成27
しきぶ温泉 湯楽里	温泉	203,370	203,346	196,083	199,501	223,784	216,322	192,452	172,836	180,411
越前めがねの里	買物	31,772	31,065	40,888	56,250	48,657	34,356	34,145	28,010	26,168
越前そばの里	買物	184,490	195,991	196,117	166,446	130,134	107,628	111,951	105,975	209,462
タケフナイフビレッジ	産業観光	22,000	29,569	17,962	13,172	14,298	12,761	9,524	10,092	10,274
和紙の里 (紙の文化博物館・卯立の工芸館・パピルス館)	産業観光	26,405	57,548	52,944	50,720	84,563	70,886	99,301	133,389	146,220
みどりと自然の村・太陽広場	自然	32,284	27,800	31,710	25,872	25,883	26,121	24,294	21,768	25,391
花筐公園	自然	22,000	22,100	28,730	25,680	12,020	19,856	15,400	13,650	12,950
万葉菊花園	自然	51,546	63,756	55,347	46,783	46,681	47,128	46,382	38,921	29,610
越前の里味真野苑万葉館	文化・歴史	60,921	75,485	68,661	43,109	63,051	58,551	69,507	64,212	51,447
紫式部公園	文化・歴史	50,000	72,000	66,240	62,441	58,699	47,598	58,234	60,000	60,000
蔵の辻・京町界隈	文化・歴史	14,400	17,600	18,816	36,006	27,290	21,912	15,450	24,300	23,600
金華山グリーンランド	スポーツ・レクリエーション	8,200	8,350	7,958	8,205	8,608	4,972	4,347	4,206	5,135
武生カントリークラブ	スポーツ・レクリエーション	25,797	22,594	24,787	22,583	21,137	19,946	21,656	22,935	22,418
ハツ杉森林学習センター	スポーツ・レクリエーション	11,651	10,378	13,592	11,227	12,163	14,768	17,627	6,692	7,561
武生公会堂記念館	文化・歴史	-	13,383	12,513	12,097	12,467	16,179	5,196	18,682	17,792
ちひろの生まれた家記念館	文化・歴史	-	-	-	-	-	-	-	-	2,023
かこさとしふるさと絵本館	文化・歴史	-	-	-	-	-	-	-	-	44,245
たけふ菊人形	行・祭事	95,000	98,000	91,372	105,000	110,000	94,994	87,527	84,517	89,930
越前市サマーフェスティバル	行・祭事	124,000	121,200	111,000	112,000	113,000	92,800	119,500	95,259	114,300
式部とふじまつり	行・祭事	25,000	25,000	5,000	5,000	30,000	25,000	30,000	15,000	30,000
神と紙のまつり	行・祭事	5,000	5,500	5,500	5,000	5,000	10,000	10,000	11,000	12,000
あじまの万葉まつり	行・祭事	4,000	6,048	10,000	9,364	8,462	6,697	8,950	9,101	4,020
全市(合計)		997,836	1,106,713	1,055,220	1,016,456	1,055,897	948,475	981,443	940,545	1,124,957
中心市街地(合計)		233,400	250,183	233,701	265,103	262,757	225,885	227,673	222,758	247,645
全市に対する割合		23.4%	22.6%	22.1%	26.1%	24.9%	23.8%	23.2%	23.7%	22.0%

※ は中心市街地の観光地・行事・催事 (出典：越前市商業・観光振興課)

＜観光案内所等の来場者数＞

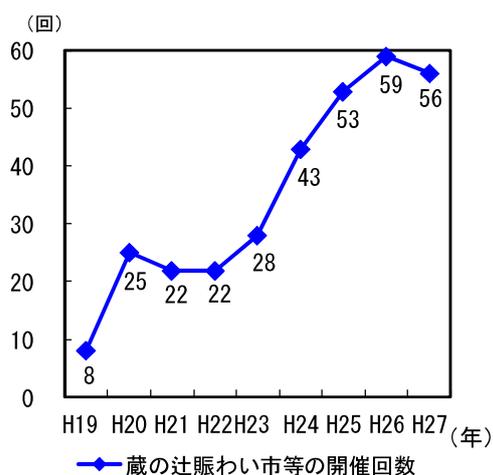
観光案内所に関しては、本市の玄関口にあたるJR武生駅前の観光・匠の技案内所（センチュリープラザ内）の来場者数は微減傾向にありましたが、平成26年度は微増に転じています。

一方、蔵の辻に近接する、まちなかプラザは、平成22年度は北府駅がテレビコマーシャルで取り上げられた影響もあり大幅に増加しました。その後、減少傾向にあったものの回復の兆しが見えています。

また、蔵の辻賑わい市等のイベントは、毎年、開催回数を増やしており、隣接する広小路通りの歩行者通行量の増加に寄与しています。

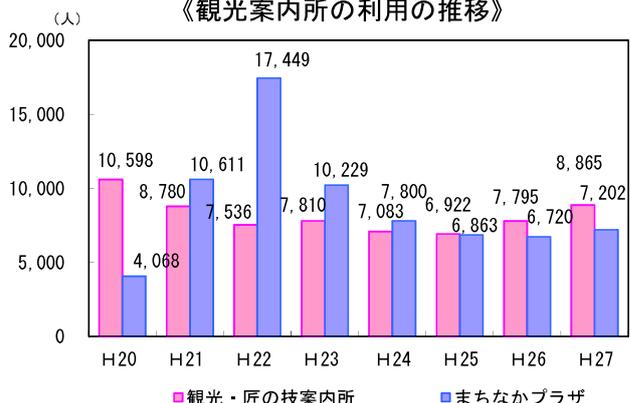
公会堂記念館の入館者数は、JR武生駅前の観光・匠の技案内所の利用者数推移と同様の傾向となっています。

《蔵の辻賑わい市等の開催実績推移》



出典：越前市商業・観光振興課

《観光案内所の利用の推移》



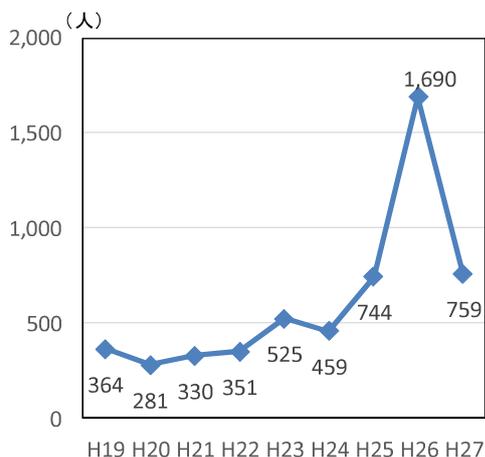
出典：越前市商業・観光振興課

《公会堂記念館入館者数の推移》



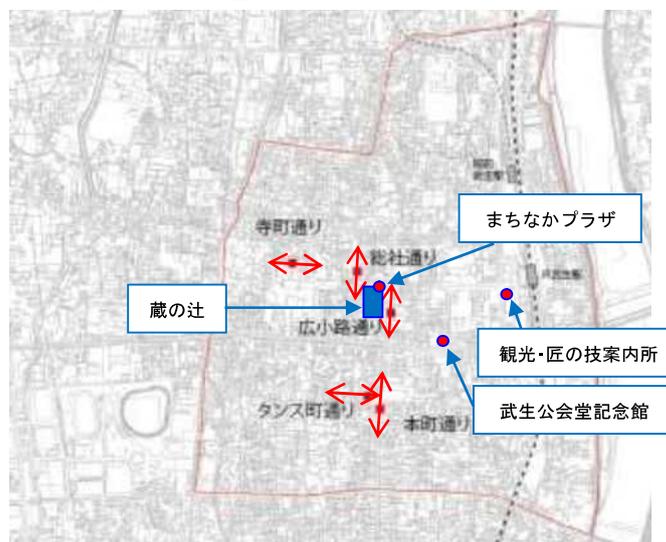
※ 耐震補強工事のため H24. 12. 17～H25. 9. 19 まで休館
出典：武生公会堂記念館

《蔵の辻に隣接する歩行者通行量（休日）の推移》



注) 中心市街地の5地点、年3回測定した平均値
平成24年度以降、調査地点の変更あり

《歩行者通行量調査地点と観光案内所等》

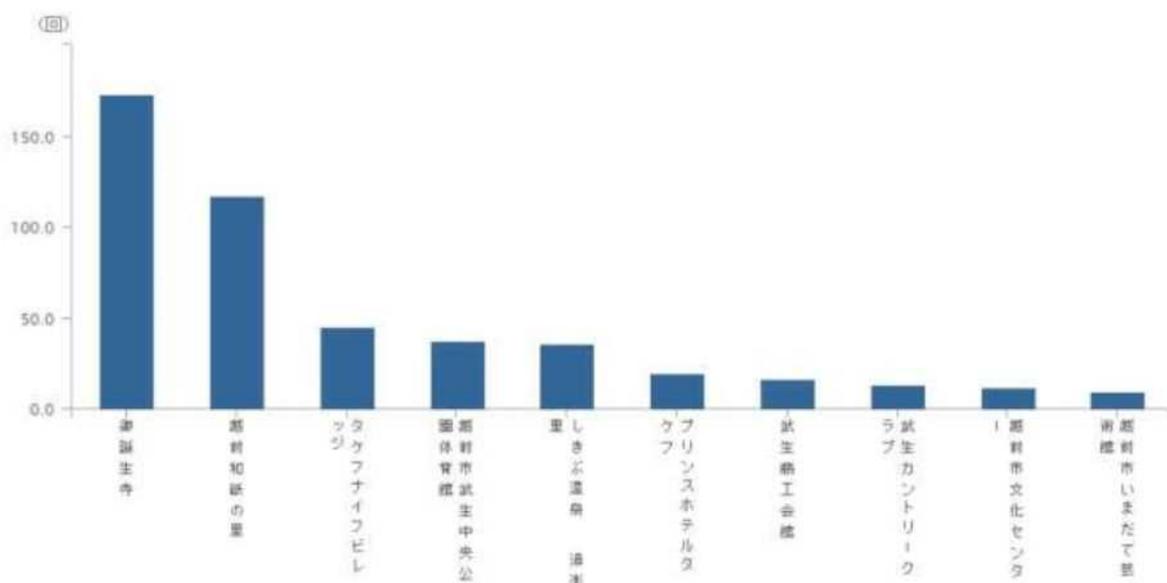


<目的地分析／目的地検索ランキング>

地域経済分析システム（RESAS）より越前市内の目的地検索ランキング（自動車利用者）を見ると、中心市街地にある施設では、平日は「越前市武生中央公園体育館」（上位4位）、「越前市文化センター（上位9位）」の利用があります。

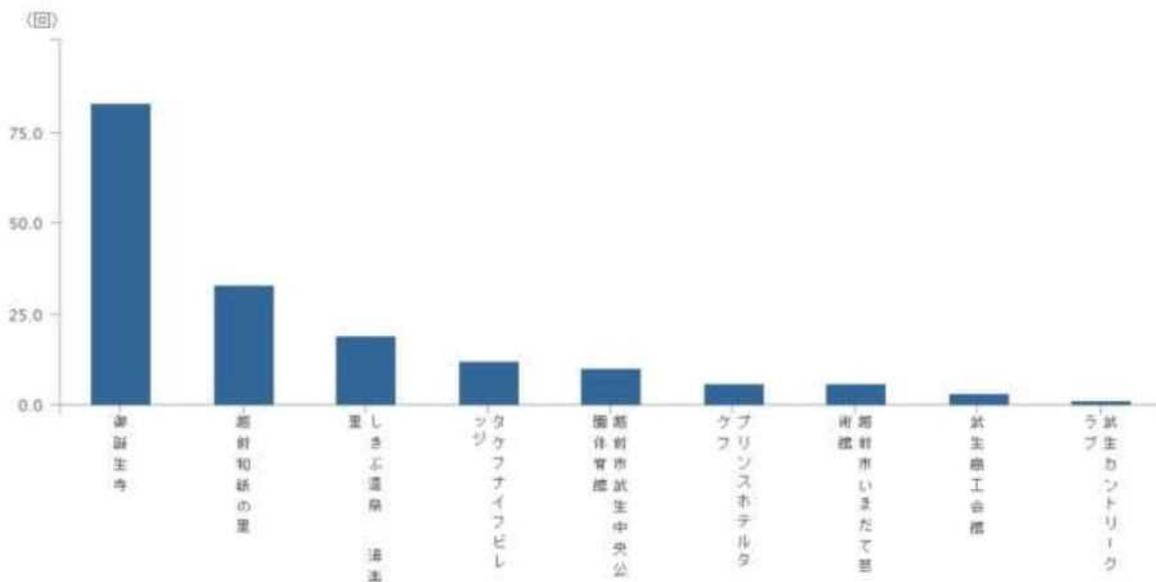
休日は「越前市武生中央公園体育館（上位5位）」の利用があります。

《越前市の目的地一覧（2015年度：平日、自動車利用）》



出典：株式会社ナビタイムジャパン「経路検索条件データ」地域経済分析システム（RESAS）より

《越前市の目的地一覧（2015年度：休日、自動車利用）》



出典：株式会社ナビタイムジャパン「経路検索条件データ」地域経済分析システム（RESAS）より

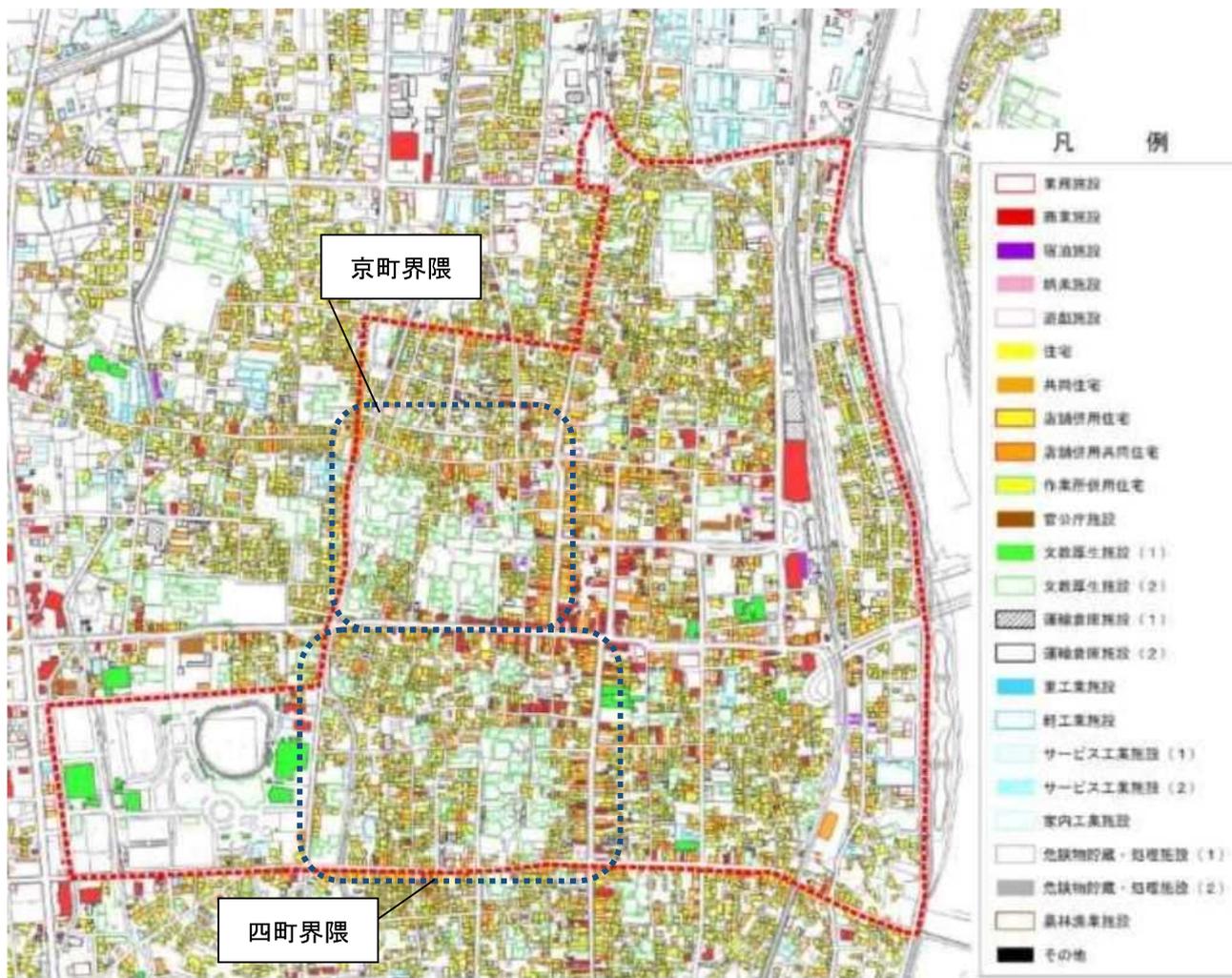
(3) 土地・建物利用の現況

① 建物用途現況

中心市街地には、商業・業務施設、公共・公益施設等の都市機能施設が集積していますが、最も多い用途は住宅（併用住宅を含む）であり、住商混在の密集市街地が形成されています。

地域別にみると、JR 武生駅西側の主要な通り沿いに商店街や商業施設が集積しており、駅に近い地域に市役所等の公共施設や病院が立地しています。また、中心市街地西側の京町・四町などには寺・神社が集積する地域があります。

《建物用途別現況図》

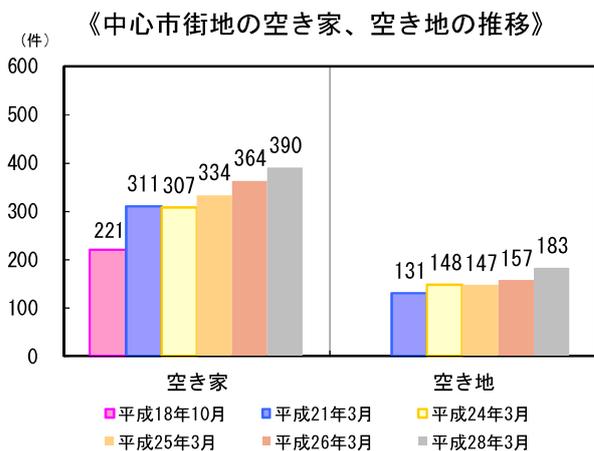


出典：H22 都市計画基礎調査

② 空き家・空き地の推移

中心市街地の空き家、空き地は増加傾向にあり、平成 28 年 3 月現在、空き家が 390 戸、空き地が 183 箇所あります。

※ 空き地に関しては平成 21 年以降の調査のため、平成 18 年のデータはなし。



出典：越前市都市計画課

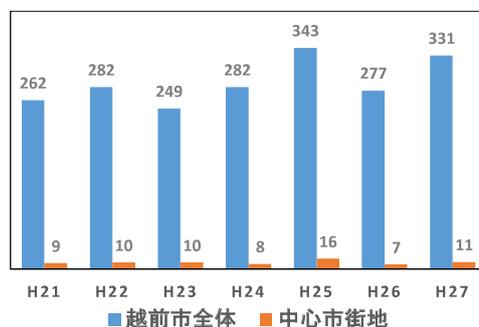
(4) 住宅建設動向

平成 21 年度以降、市全体では年平均 290 件程度の戸建て住宅が建築着工されており、このうち年平均 10 件程度が中心市街地で着工されています。

一方、共同住宅や長屋は、年による変動が大きく、中心市街地では特定の年に 1~3 件程度が建築着工されています。

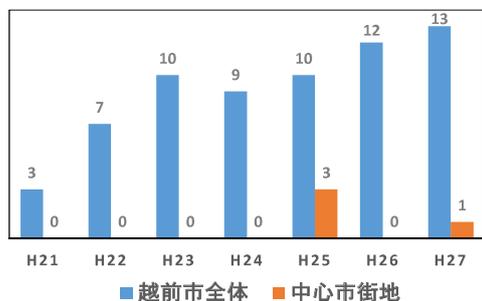
《戸建ての新築着工動向》

(単位：件/年)



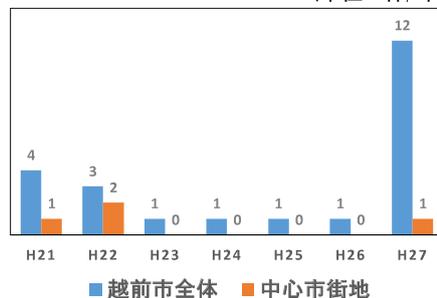
《長屋の新築着工動向》

(単位：件/年)



《共同住宅の新築着工動向》

(単位：件/年)



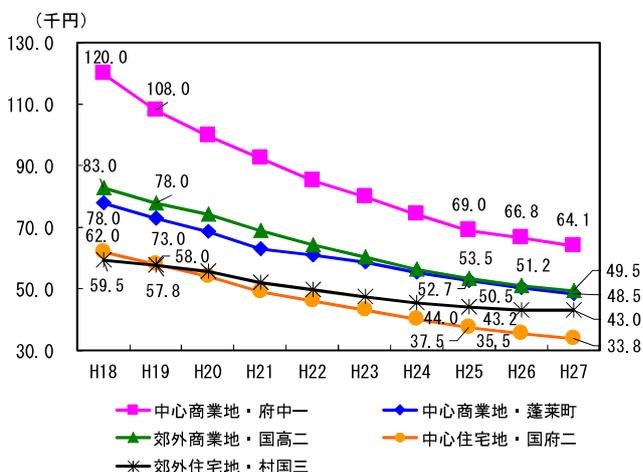
出典：建築確認申請

(5) 公示地価の動向

公示地価の動向を見ると商業地に関しては中心商業地、郊外商業地ともに下落幅が大きく、中心商業地（府中一）は平成 18 年から約 47% 下落、中心商業地（蓬萊町）は約 38%、郊外商業地（国高二）は約 40% 下落しています。

住宅地に関しては、中心住宅地、郊外住宅地ともに下落傾向にありますが、中心住宅地（国府二）は約 46% の下落、郊外住宅地（村国三）は約 28% の下落で、郊外住宅地の地価が中心住宅地の地価を上回る状況にあります。

《中心市街地の地価の推移》



出典：地価公示、県地価調査

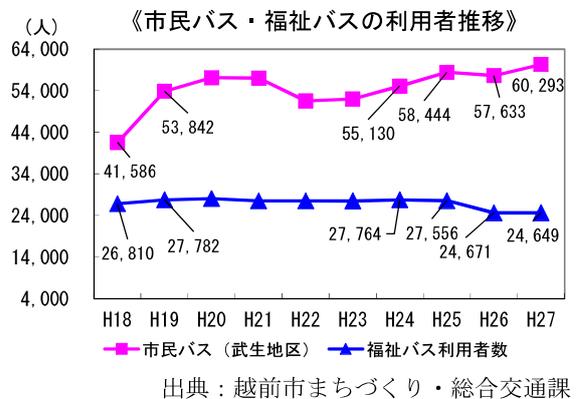
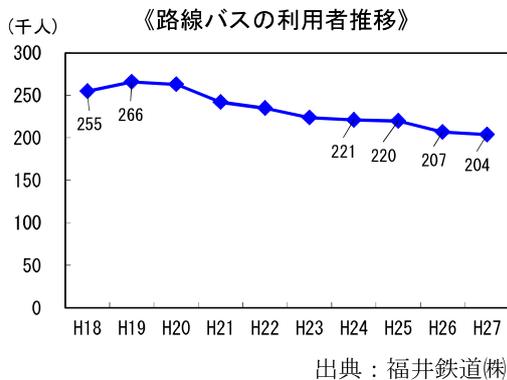
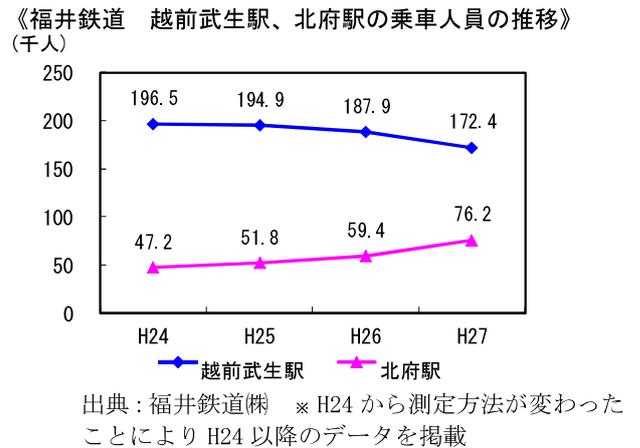
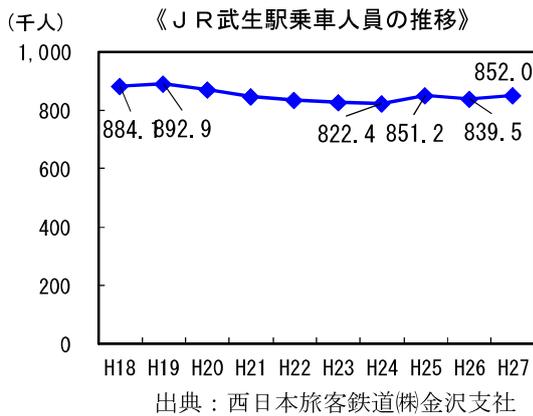
(6) 公共交通等の現状

① 公共交通

J R 武生駅の利用者数は平成 25 年度に増加に転じましたが、以降、横ばい傾向にあります。福井鉄道、越前武生駅は減少傾向が続いていますが、北府駅は平成 22 年度に北府駅がテレビコマーシャルで取り上げられた影響もあり増加傾向にあります。

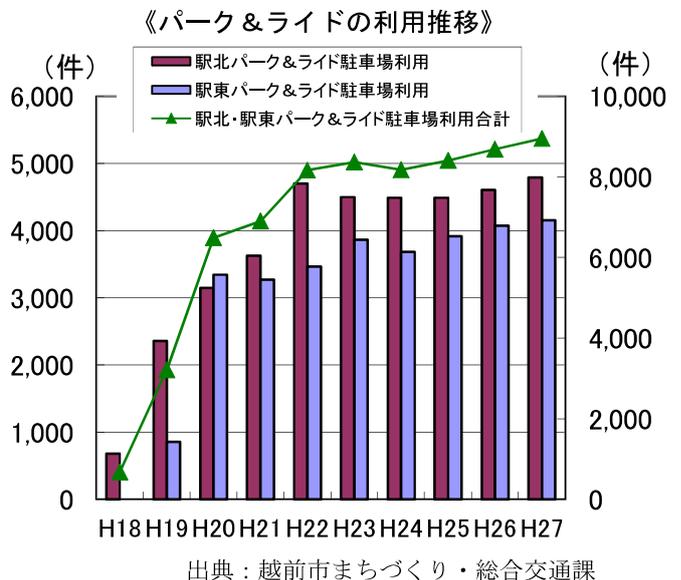
一方、路線バスの利用者数は減少傾向にあります。市民バスは増加傾向にあり、平日毎日運行している市街地循環ルートが、まちなかの市民の足として定着してきました。

また、平成 19 年度から 65 歳以上の方を対象にした運転免許自主返納支援事業を行っており、運転免許返納者は 10 年間市民バスが無料で乗車できます。この制度を利用される方が増えていることも増加要因となっています。



② パーク＆ライド駐車場

中心市街地内で実施されているパーク＆ライド駐車場は、駅北駐車場と駅東駐車場の 2 箇所があり、近年は、各々 4,000 件/年の利用があり、増加傾向にあります。



[3] 地域住民のニーズ等の把握・分析

(1) 中心市街地まちづくりワークショップ

① ワークショップの目的・概要

地域住民のニーズを把握し、本計画に掲載する事業に反映させることを目的としたワークショップを実施しました。

ワークショップのテーマは、地域住民の関心・ニーズが高く、かつ本計画に掲載する事業候補が多い下記の3つのテーマとしました。

② ワークショップのテーマ

テーマ	設定理由	想定される市民提案	本計画の予定事業
【テーマ1】 中心市街地の“みち”づくり	・新庁舎建設に伴い周辺道路整備が計画されており、市民の関心も高い。	・シンボルロードの整備 ※ せせらぎ、街路樹、ベンチ など ・敷地西側の歩行空間の整備など	・(都) 武生中央線整備事業 ・市道第 1021 号線改良事業 ・市道第 1070 号線改良事業 ・市道第 1805 号線改良事業 など
【テーマ2】 中心市街地の歴史・文化・観光・にぎわい	・北陸新幹線の開業により増加が見込まれる来訪者を中心市街地に招き入れるために、歴史・文化資源の魅力を一層高める必要がある。	・四町を中心とした空き家・空き店舗の活用 ・蔵の辻の更なる活用 ・歴史・文化・観光資源の発掘とその情報発信方法の検討	・工芸の里構想推進事業 ・空き地・空き家活用事業 ・まちなか観光活性化企画「武生天神 assemble」 ・まちなか散策ガイド「むかしまちあるき」配布 ・まちなかプラザ運営事業 ・寺社おこし事業 など
【テーマ3】 中心市街地の“住まい方”について	・高齢化が進行する一方、子育て世代の転入促進が求められるため、子育て・福祉・医療環境の充実が課題になる。	・高齢者の居場所づくり ・若者の交流空間づくり ・新庁舎の有効活用 ・中央公園の有効活用 ・北府駅の有効活用 ・子育て支援サービス ・高齢者福祉サービス など	・空き家・空き店舗等活用コミュニティ推進事業 ・新庁舎建設事業（交流施設） ・武生中央公園再整備事業 ・北府駅鉄道ミュージアム整備事業 ・地域子育て支援センター運営事業 ・病院建替事業 など

第1回 越前市中心市街地まちづくりワークショップ

平成 27 年 6 月 24 日 (水) 19:00~21:00 越前市生涯学習センター 3 階 和室

第1回ワークショップの目的・概要

テーマ：「中心市街地の“みち”づくり」

現在、越前市では中心市街地活性化基本計画の策定作業を進めるとともに、新庁舎の建設をはじめ様々な事業や取組みが動き出しています。

今後の中心市街地の“みち”のあり方について中心市街地にお住まいの皆様の考えを広く伺うワークショップを開催しました。

当日の流れ

時間	内容
19:00	<ul style="list-style-type: none"> 市あいさつ 越前市中心市街地活性化基本計画策定委員会委員長あいさつ 野嶋慎二先生（福井大学大学院工学研究科教授） 事務局説明 <ul style="list-style-type: none"> ワークショップの目的について 市が予定している主要プロジェクトについて 新庁舎建設事業の現状について 中心市街地活性化エリアの道路状況について
19:25	<ul style="list-style-type: none"> テーマ、ワークショップの進め方の説明 全国の街路、空間整備の事例を紹介
19:35	<ul style="list-style-type: none"> 意見交換開始 <ul style="list-style-type: none"> 1 班：シンボルロード 2 班：新庁舎周辺の道路 3 班：中心市街地活性化エリアの道路
20:35	意見まとめ
20:50	意見発表
21:00	閉会のあいさつ、第2回ワークショップの開催案内

当日の参加者

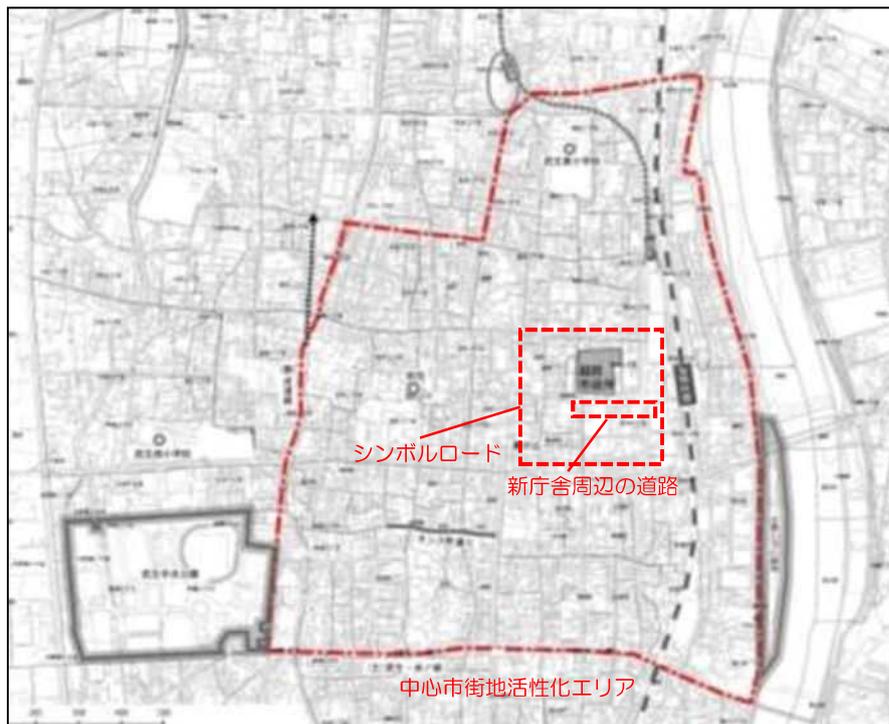
地域住民だけでなく、策定委員、青年会議所、市職員など、さまざまな立場の人が参加し、多くの意見が出されました。

<参加者の内訳>計 26 名

- 一般市民 14 名
- 策定委員 7 名
- 青年会議所 3 名
- 市役所 I J U 課 2 名

- 1 班 8 名
- 2 班 10 名
- 3 班 8 名

対象エリア



■第1回 ワークショップまとめ

◆1班：シンボルロード総括

※ シンボルロードのコンセプトについて、2つの案が出されました。

◆シンボルロードを参道にする ◆国府を感じるシンボルロード

(1) 歴史的な文脈を感じる道路づくり

・「国府」であった越前市の歴史に対する住民の想いは強く、地域の特色が色濃く現れた整備が必要である。(水路、松並木、蔵の辻のような街並み)。

(2) 総社をアイストップとした「参道」としてのシンボルロード整備

・駅を出てから総社まで一直線に伸びる地形、道路は珍しい。駅前空間から総社まで統一性のある「参道」を感じさせる整備が必要である。

(3) シンボルロード周辺の賑わいの創出

・空き店舗等の活用や休憩所等の「ほっと」スポット整備が必要である。

(4) 駅前及び市庁舎と一帯となった道路整備

・道路空間を取り込んだイベント空間の設置など、意匠や空間を統一させ、駅前及び市庁舎と一帯となった整備が必要である。

(5) 歩行者中心の道路整備

・通行止めや車線減少等、車中心から歩行者主体の道路整備を行い、賑わいを創出することが必要である。

◆2班：新庁舎周辺の道路総括

(1) 基本的な視点

・「生活者」の視点と「観光客」の視点があることを踏まえ、両者の視点に配慮した計画が必要である。

(2) 庁舎周辺道路全般に関連する事項

・歴史ある街並みを活かしつつ、子ども、高齢者、障がい者など誰もが安心して通行することができる道路空間づくりが必要である。

・狭い路地は、生活者の視点からは「車の通行が困難で不便」「スピードを出す車に危険を感じる」との意見がある一方、観光客の視点からは「歴史的なストーリーがある路地は魅力的」との意見もあるため、双方の視点に配慮した空間形成が必要である。

・街路樹が少ない。中心市街地こそ緑が必要である。

(3) 庁舎東側道路に関連する事項

・幅員が狭く車のすれ違いができないため、拡幅が必要である。

(4) 庁舎西側道路に関連する事項

・見通しは良いが、歩行者が安全に通行できるように車がスピードを落とすようなつくりや、歩道の設置が必要である。

(5) 庁舎南側道路（シンボルロード）に関連する事項

・歴史的な情緒のある街並みにも関わらず、歩行者が少ない。景観に配慮しつつ、越前市の個性（伝統工芸、菊人形等）を活かし、昼夜を問わず賑わいがある空間形成が必要である。

(6) 庁舎北側道路に関連する事項

・道幅が狭いにも関わらず、車両がスピードを出して通行するため、歩行者が危険を感じる。歩道と車道の色を変えることで歩行者の安全を確保する等の整備が必要である。

(7) その他

・JR武生駅前について、「駐車スペースは不要」とする一方、「電車から降りてくる人を車で待ちやすいスペースづくりが必要」とする意見もあった

◆3班：中心市街地活性化エリアの道路の総括

(1) 道路整備について

・見通しの悪い交差点が多く、隅切りが必要である。
・通りのデザインを連続させるべきである。
・石畳は意匠的には良いが、高齢者や障がい者にとっては歩きにくい。

(2) 資源を活かす取組み

・社寺周辺及び路地に面した商店街は歩行者優先の道路として残すべきである。
・越前市内に点在している社寺仏閣を活用した道路づくりが必要である。
・桂町の街並み等、今ある資源の再評価を行い、支援する取組みが必要である。

(3) 歩きやすい道路整備

・車の通り抜けが多い生活道路や、通学路は一方通行としてはどうか。
・誰もが安心して歩ける道路整備が必要である。
(例)歩道のバリアフリー化、トイレの設置、おむつ替え等ができるスペース
宿り木のような休憩スポットの整備（ベンチなどの休憩施設）。

(4) 路上駐車について

・総社通り、北陸銀行前は路上駐車が多く、店舗の顔が見えにくい。

第2回 越前市中心市街地まちづくりワークショップ

平成27年7月20日(月) 9:00~12:00 総社大神宮 社務所 2階

■第2回ワークショップの目的・概要

テーマ：「中心市街地の歴史・文化・観光・にぎわい」

越前市では新庁舎の現在地建設を絶好の契機ととらえ、今後の周辺整備を見据えて中心市街地活性化基本計画の策定作業を進めています。

今後、北陸新幹線の開業による来訪者増を視野に、歴史・文化資源の掘り起こしや、地区住民のおもてなしやにぎわい創出に関する意識向上を図るために、第2回では来訪者(観光客)の視点にたって、中心市街地の観光資源やおもてなし、にぎわい創出、まちなみを評価し、改善アイデアを導くことを目的に開催しました。

■当日の流れ

時間	内容
9:00	◆市あいさつ ◆四町・京町周辺のまちづくりの状況説明
9:35	◆まち歩き ・事務局説明(班分け、まち歩きのポイント) ・まち歩き(京町ルート、四町ルートの2ルート)
10:30	◆仁愛大学 金田先生よりあいさつ
10:40	◆ワークショップ グループごとのワークショップ ・1班:京町ルート【9名】 ・2班:四町ルート【7名】
11:40	◆意見発表
12:00	◆閉会のあいさつ

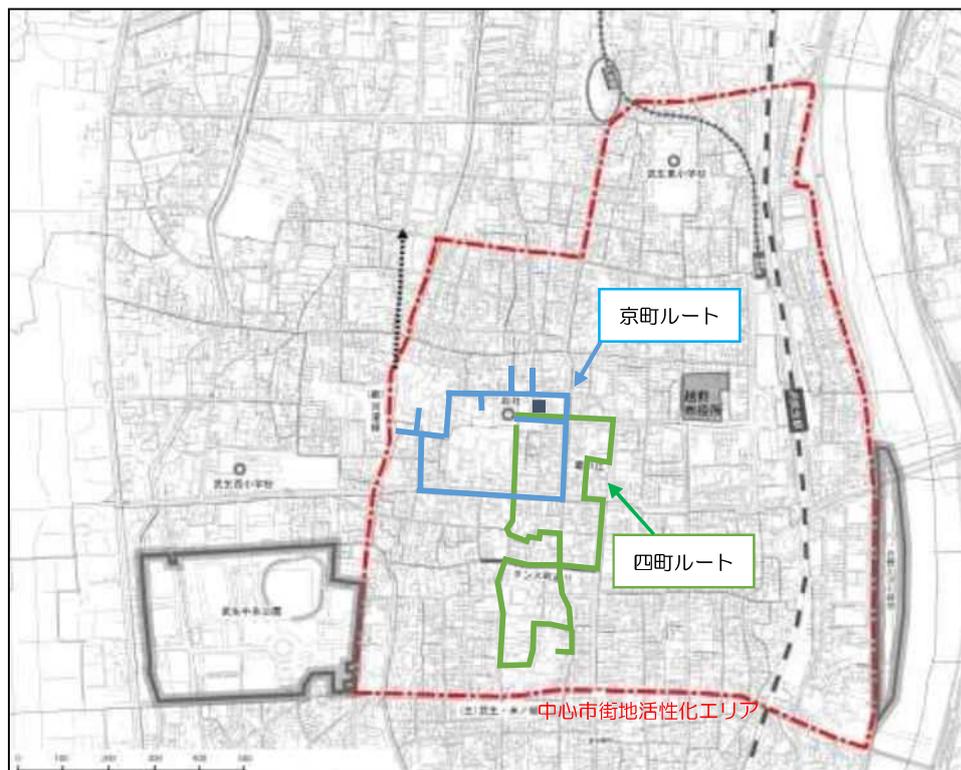
■当日の参加者

四町・京町の住民に加え、青年会議所や市若手職員、外国人といった様々な立場の人が参加し、多くの意見が出ました。

<参加者の内訳>計16名

- 四町 8名
- 京町 3名
- 青年会議所 2名
- 市若手職員 2名
- 外国人 1名

■対象エリア



■第2回 ワークショップまとめ

◇1班：京町ルート

1. 観光地としての案内・情報発信(視点1)

① 発信すべき情報の整理とビジュアル(視覚)的な発信

- ・観光客がまち歩きしやすい案内板などの整備がされていないのが現状である。外国人など多様な観光客を想定した情報の整理をしつつ、若い人向けには、スマートフォン等を活用し、WEB上でも効率的・効果的な情報発信をする必要がある。

② 案内人の設置

- ・お寺やまちのことについて、昔の言われ等を知っている人の知識が上手く共有されていない。こうした情報に詳しい案内人や語り部を配置し、観光客がまち歩きしやすい環境をつくる必要がある。

2. 回遊しやすさ・アクセスしやすさ(視点2)

① 駅や駐車場での情報提供の強化

- ・来訪者の起点となる駅や駐車場での情報提供を広げ、散策ルートや散策のポイントとなる場所の紹介を行う。パンフレット等でまちなか駐車場に関する利用の案内を行ない、また、路面上に主要な観光地などへの距離を表示する必要がある。

② 休憩スペースの設置

- ・まち歩きをしながら休める場所が少ないため、多機能トイレやベンチを設置するほか、お寺をギャラリースペース(休憩場所、トイレ付き)として活用することも検討する必要がある。

3. おもてなしや観光・コンテンツの充実さ(視点3)

① お寺を活かしたまちづくり

- ・土曜日の朝市の規模を大きくしたり、かつて有名だったそば屋や漆屋を復活させたりすることなどで、まちに活気を取り戻し、駅前に宿泊した観光客を京町周辺に誘引する必要がある。
- ・お寺と市民文化団体とのつながりを設け、京町の特徴であるお寺を活かしたまちづくりを進める必要がある。

② 商店や飲食店の充実

- ・観光地として充実させるために、まち歩きの休憩スペースの機能も兼ねた飲食店や土産物店を増やす必要がある。
- ・お店に入りづらい雰囲気を払拭するために、看板やメニューを店頭に出し、外国人向けの表記を併記する必要がある。

4. きれいなまちなみ(視点4)

① まちなかの整備・清掃

- ・JR武生駅を降りた人は正面に見える総社に関心を持つため、総社に至る道の整備とまち並みづくりを考える必要がある。
- ・住民が各々の家のまわりや総社・各寺院を清掃し、きれいな景観を維持するとともに、観光客にやさしいまちづくりを目指す。石張舗装が破損する総社北通りを整備し、子どもや高齢者が歩きやすくし、住民にも歩きやすいまちづくりを行う必要がある。

② 緑や自然の保護

- ・景観保護のため安易に木を切らないようにし、松の並木や水路を復活させ、美しい町並みを取り戻す必要がある。
- ・駅を降りた人は正面に見える総社に関心を持つため、総社に至る道の整備とまち並みのつくりを考えるべきである。

◇2班：四町ルート

1. 観光地としての案内・情報発信(視点1)

① ICTを活用した多言語化への対応

- ・まちなかの案内板やパンフレット、資源の解説等は、現在多言語に対応しておらず、今後訪日外国人の来訪が増えてくることを考えると、多言語に対応したICT(電子データ)の導入を検討していく必要がある。

② まちなかの案内表示や解説の充実

- ・案内表示がない場所が見受けられ、今後まちなか周遊を推し進めていくためにもまちなかのサイン(案内表示)を充実させる必要がある。また、寺院や歴史的なまちなみといった様々な資源を有しているが、それらを解説する解説板やパンフレットがないため、各資源の価値を的確に観光客に伝えるための解説板等が必要である。

2. 回遊しやすさ・アクセスしやすさ(視点2)

① 観光客が気軽に立ち寄ることができる拠点の整備

- ・まちなかにはトイレや自動販売機がなく、来訪客が休める場所が少ないため、空き家等を利活用した休憩所を整備する必要がある。また整備にあたり、女性等が気軽に立ち寄りやすいデザインを考慮する必要がある。

② まちなかの移動手段の充実

- ・まちなかを周遊するにあたり、徒歩だと若干距離が長い場合、自転車でも周遊できるように、レンタサイクルを整備するとともに、各所に駐輪スペースを設ける必要がある。

3. おもてなしや観光・コンテンツの充実さ(視点3)

① 来訪者の受入環境の整備

- ・来訪者(特に外国人)は、「お寺の敷地に入っていないのかわからない」「お寺の鐘を鳴らしてみたい」と思うという意見があるため、お寺と連携した来訪客の受入環境を整備する必要がある。

② 地域独自のおもてなしの実施

- ・初めて訪れた方へのおもてなしとして、「お寺の中にどうぞ」、「鐘を鳴らしたい方はお声かけ下さい」といった標記を整備し、気軽に立ち寄れるようなおもてなしを進めていく必要がある。

4. きれいなまちなみ(視点4)

① 地域で話し合いの場を持ち、良好なまちなみを整備

- ・蔵の辻を中心に昔ながらの建築物が多く残っているため、景観に配慮し、まちなか一体的に和風のきれいなイメージとして整備していく必要がある。

第3回 越前市中心市街地まちづくりワークショップ

平成27年9月16日(水) 19:00~21:00 越前市生涯学習センター 3階 和室

■第3回ワークショップの目的・概要

テーマ：「中心市街地の“住まい方”について」～まちなかの住みよい環境づくりを考える～

越前市では、新庁舎の現在地建設を中心市街地活性化の契機ととらえ、周辺整備を見据えて中心市街地活性化基本計画の策定作業を進めています。

今回は、中心市街地の“住まい方”をテーマに、新婚世帯、子育て核家族世帯、高齢者世帯の3グループに分かれ、ロールプレイング型のワークショップにて中心市街地の現状や課題、将来のイメージの意見を出し合い、まとめを行いました。

■当日の流れ

時間	内容
19:00	<ul style="list-style-type: none"> ◆市あいさつ ◆越前市中心市街地活性化基本計画策定委員会委員長あいさつ 野嶋慎二先生(福井大学大学院工学研究科教授) ◆定住化関連施策の紹介(越前市都市計画課) ◆北府駅を愛する会の活動(北府駅を愛する会 永谷隆氏)
19:25	<ul style="list-style-type: none"> ◆ワークショップの進め方の説明 ・事例紹介
19:30	<ul style="list-style-type: none"> ◆ロールプレイング型ワークショップ ・グループ1：新婚世帯 ・グループ2：子育て核家族世帯 ・グループ3：高齢者世帯
20:40	<ul style="list-style-type: none"> ◆意見発表 ◆総括(野嶋先生)
21:00	◆閉会のあいさつ

■当日の参加者

一般市民、市内で勤務する若者、策定委員等、様々な立場の人に参加いただきました。近隣市町村に住んでいる方からは、他の市町村からの目線で、越前市の魅力や課題等のご意見を積極的に出していただきました。

＜参加者の内訳＞ 計16名

- 一般市民
市内で勤務する若者・12名
- 策定委員・・・・・・・・・・4名
- グループ1・・・・・・・・・・5名
- グループ2・・・・・・・・・・5名
- グループ3・・・・・・・・・・6名

■設定する世帯 ロールプレイング型ワークショップ

- グループ1・・・「新婚世帯(20~30代前半)」
→『新婚夫婦にまちなかに住んでもらうためには』という視点で、中心市街地の課題と改善案の検討を行いました。
- グループ2・・・「子育て核家族世帯(30代)」
→『子どもが生まれ、戸建て住宅を取得しようと考え始めた核家族世帯を呼び込むためには』という視点で、中心市街地の課題と改善案の検討を行いました。
- グループ3・・・「高齢者世帯」
→『子供が独立し夫婦のみ(単身に)になった世帯が安心して住まうためには』という視点で、中心市街地の課題と改善案の検討を行いました。

■対象エリア



◇グループ1：新婚世帯（20～30代前半）のご意見

1. 住まい <具体的な解決案・要望>

- ① 中心市街地の道路は狭く、車の運転に不安があることから、車も人も安心して通行できる環境を整備する。
- ② 新婚世帯の定住を促進するために、古い賃貸物件の建替えやリフォームを促進する補助制度を設けるとよい。
- ③ まちづくり会社等民間が中心となって空き地、空き家のマッチングや情報発信を積極的に行うことが望ましい。

2. 地域の交流の場 <具体的な解決案・要望>

- ① 日用品や食品が充実している商業施設がない。量販店やコンビニの誘致が望まれる。
- ② コーヒーチェーン店や、空き家を利用した古民家カフェをつくり、憩いの場を創出する。
- ③ 遊んだり休憩したり、何らかの目的をもって時間を過ごせるような場所をつくる。

3. 働く場 <具体的な解決案・要望>

- ① 就業の場が中心市街地にあるとさらに良い。

4. 教育 <具体的な解決案・要望>

- ① スマートフォンで検索や利用申請ができるウェブサイトがあると良い。

5. 健康 <具体的な解決案・要望>

- ① 小児科の充実。健康づくりのためスポーツセンターやプールを駅前に誘致する。



◇グループ2：子育て核家族世帯（30代）のご意見

1. 住まい <具体的な解決案・要望>

- ① 学生が空き家をリノベーションして、入居者を募集する仕組みをつくる。（学生の勉強の場にもなる）
- ② モデル住宅をつくり、モニターを募集することで、「まちなかで暮らす」PR作戦を展開する。
- ③ シャッター通りを逆にとり、静かな暮らしができるといった居住スタイルを提案する。

2. 地域の交流の場 <具体的な解決案・要望>

- ① 空き家を店舗にすることで人が集まる場や通りをつくる。

3. 働く場 <具体的な解決案・要望>

- ① 駅前にトップクリエイターを集め、高度な伝統工芸ビジネス街にする。
- ② 子育ても仕事も楽しいまちのイメージを発信する。
- ③ JR、福鉄沿線の企業と連携して定住者を増やす。



4. 教育 <具体的な解決案・要望>

- ① 様々な年代の子供たちが集まって楽しめるイベントを企画する。
- ② 商店街を利用して、保護者の交流、子育て相談の場を設ける。
- ③ 子供と高齢者との交流の場を設ける。（買い物、宿題を見る、〇〇教室の実施等）

5. 健康 <具体的な解決案・要望>

- ① 日野川・村国山をビジネスの場にする。（健康・癒しの場等として活用する）
- ② 健康ロード、おしゃべりロードをつくり、まち歩きをしたくなるような環境をつくる。

◇グループ3：高齢者世帯のご意見

1. 住まい <具体的な解決案・要望>

- ① タクシーのデマンド化ができると一層便利である。
- ② 道路のバリアフリー化を進める。
- ③ 歩行者が歩きやすい環境を確保（整備）する。

2. 地域の交流の場 <具体的な解決案・要望>

- ① 空き家を利用した屋内型のコミュニティ広場づくりをする。
- ② 町内の集会場を整備する。
- ③ ミニ図書館を整備する。（公民館に本を揃える等）

3. 働く場 <具体的な解決案・要望>

- ① まちなかの空き店舗を活用し、女性の起業支援を行う。
- ② 買い物代行バイト等、生活を支えるサービスの担い手（有償ボランティア）として高齢者の参加を募る。

4. 教育 <具体的な解決案・要望>

- ① 学校の授業参画を募る。（例えば、今まで高齢者がしてきた仕事を子どもに伝える等）

5. 健康 <具体的な解決案・要望>

- ① 高齢者を見守るコミュニティづくりをする。
- ② 外に出やすい環境づくりとして、綺麗で利用しやすいトイレやベンチを一定の間隔で整備する。



(2) 商店街活性化プランの策定に向けたアンケート調査

1) 商店街活性化プラン策定の目的と検討会の開催経緯

今後のまちなかの商店街のあるべき姿を地域住民と共に考えていくために、平成27年6月から平成28年2月にかけて11回の検討会やアンケート調査・ワークショップ等を行い、商店街活性化プランを策定しました。

<検討会の経緯>

回数・日程等	内 容
第1回検討会 6/2(火) 【ビジョンづくり】1回目 参加人数 47名	① ビジョンの意義・重要性 ② 商店街活動の事例紹介 ③ ビジョン策定までの流れ ④ 自己紹介・ルールづくり
第2回検討会 6/23(火) 【ビジョンづくり】2回目 参加人数 31名	① 商店街のイメージ ② 未来希望図作成に向けた議論・検討
第3回検討会 7/14(火) 【ビジョンづくり】3回目 参加人数 28名	① 未来希望図の完成・発表
第4回検討会 9/1(火) 【調査】1回目 参加人数 22名	① 未来希望図の振り返り ② 調査の意義・重要性 ③ 調査手順 ④ 調査方法の種類と特徴
第5回検討会 10/6(火) 【調査】2回目 参加人数 16名	① 調査票の事例紹介 ② 調査内容の検討(調査方法・調査票) ③ 調査票作成
第6回検討会 12/1(水) 【調査】3回目 参加人数 20名	① 集計結果のデータ分析 ② 調査結果からの事実抽出 ③ 調査結果のプランづくりへの反映
第7回検討会 12/22(火) 【調査】4回目 参加人数 11名	① 分析手法について ② SWOT分析(強み・特徴、弱み・改善点等の列挙)
第8回検討会 H28/1/19(火) 【プランづくり】1回目 参加人数 16名	① 事業コンセプトの重要性 ② 事業コンセプト(「誰に」、「何を」、「どのように」)の導出
第9回検討会 2/9(火) 【プランづくり】2回目 参加人数 15名	① 取組むべき事業の検討・列挙 ② 上記事業のグルーピング化 ③ 取組事業の構築 ④ 優先順位づけ
第10回検討会 2/16(火) 【プランづくり】3回目 参加人数 18名	① 事業コンセプト決定
第11回検討会 2/23(火) 【プランづくり】4回目 参加人数 18名	① 事業内容の構築 ～実施時期、実施主体、実施場所、実施内容等(いつ、どこで、誰が、何を、どのように) ② 計画目標の検討 ③ 活性化プランの完成・発表 ④ これまでの振り返り

2) アンケート調査の集計結果

① 調査概要

調査期間：平成27年10月から11月の2ヶ月間
 調査主体：まちなかの商店街
 調査対象と調査方法：以下の4つの対象に対して計2,000枚のアンケートを配布・直接回収。869件の回答を得た。

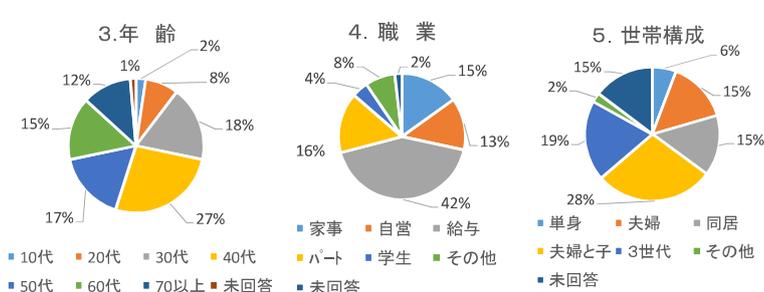
- ① 中心市街地の4つの小学校（武生東小学校、武生西小学校、武生南小学校、国高小学校）の5年生・生徒に学校を通じて配布・回収。
- ② 中心市街地の4つの公民館（東公民館、西公民館、南公民館、国高公民館）の利用者に対して受付で配布、回収。
- ③ まちなかの商店街の各店舗の利用者に対して、店舗で配布、回収。
- ④ まちなかの商店街等と係わりのある大学生を対象に直接配布、回収。

② 回答者の属性

回答者の中心は、市内在住の30歳以上の家族と同居している主婦であった。

1. 性別			
1. 男	2. 女性	未回答	計
196	667	6	869
23%	77%		

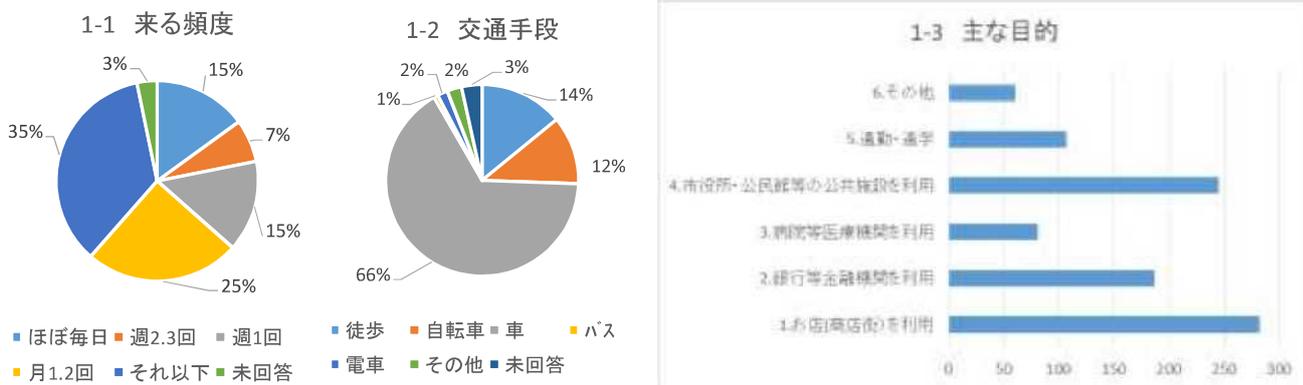
2. 住まい			
市内	市外	未回答	計
700	124	45	869
80%	14%		



③ 来街状況

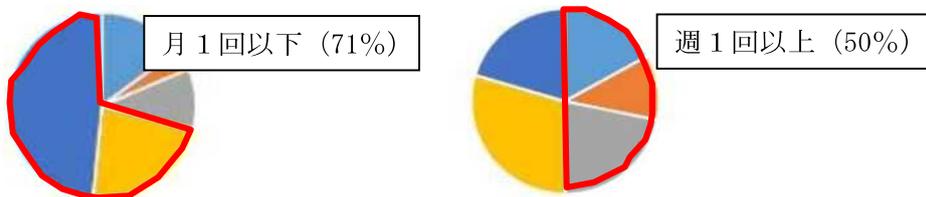
まちなかへの来街頻度は、「週1回」以上は37%に留まっており、「月1、2回」以下が60%に及んでいる。

交通手段は「車」が66%と圧倒的に高い割合を占めており、また、主な目的は、1位が「お店（商店街）を利用」の29%、2位が「市役所・公民館等の公共施設を利用」の25%となっている。



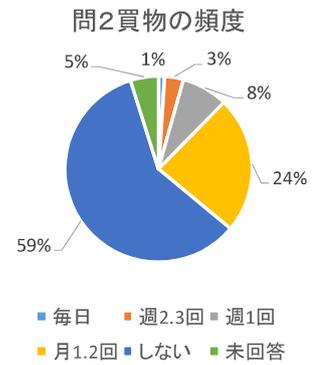
(単位：票)、N=869、複数回答

(参考) 10～40代の来る頻度(左)、50～70代以上の来る頻度(右)



④ 買物の頻度

JR武生駅から総社に至る一体には本市の中心商店街が分布しているが、ここで買物をする頻度は、「しない」が59%を占め、「週1回」以上は12%に過ぎない。

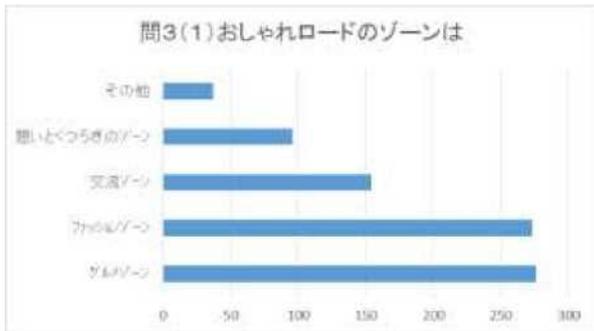
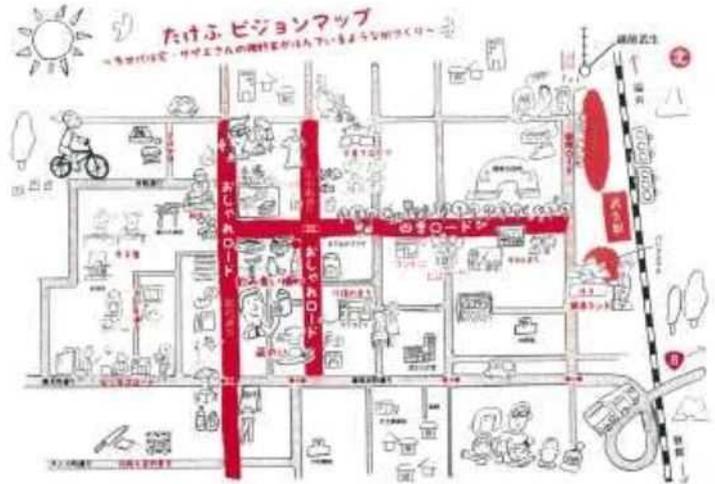


⑤ 「通り」ごとの将来イメージ

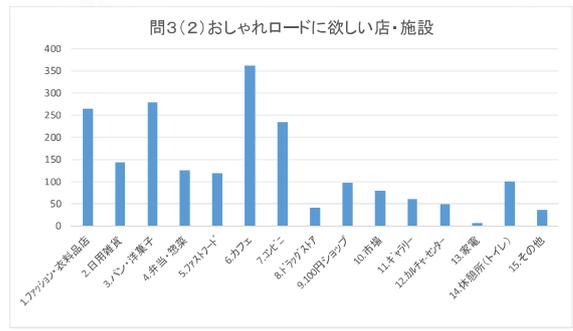
「おしゃれロード」は、「グルメ」と「ファッション」のゾーンとして、「カフェ」や「パン・洋菓子」、「ファッション・衣料品店」等の立地が求められている。

「四季ロード」は、「癒し」のゾーンとして、「カフェ」や「コンビニ」等の立地が求められている。

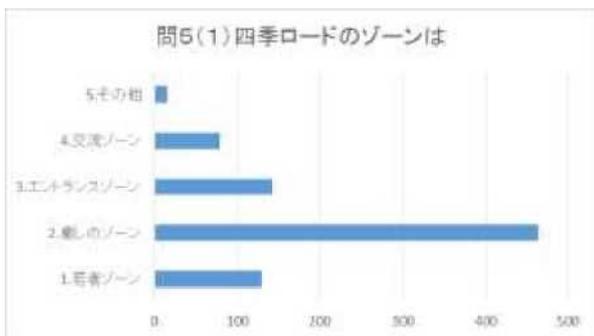
「飲み食い横丁」には、「カフェ」や「イタリアン」等の立地が求められている。



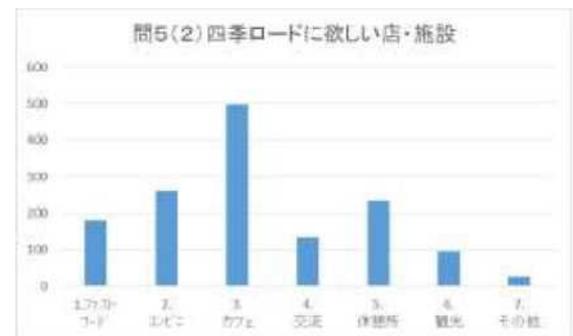
(単位：票)、N=869、複数回答



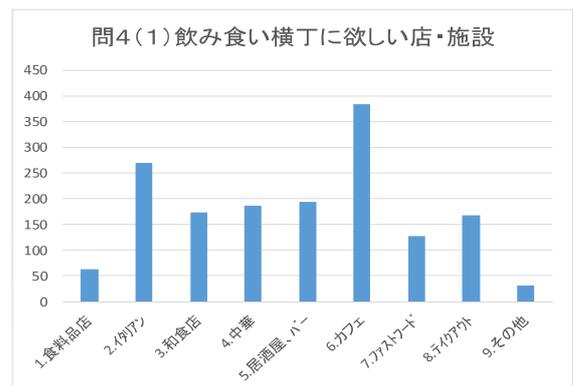
(単位：票)、N=869、複数回答



(単位：票)、N=869、複数回答



(単位：票)、N=869、複数回答



(単位：票)、N=869、複数回答

商店街活性化プラン(概念図)

実施主体: 武生・まちなかの商店街(総社通り商店街振興組合、中央広小路商店街振興組合、蓬萊本町商店街振興組合、善光寺通り繁栄会、広小路繁栄会)

連携体: まちづくり武生 株式会社

商店街が抱える現在の問題点:

後継者問題(店主の高齢化、事業承継をする店が少ない)
アーケードの老朽化・建物の老朽化(せっかく持っている強みである景観を損なっている)
まちなか人口の減少、空き店舗の増加、業種の偏り、顧客ニーズと業種が合っていない、商品力の弱さ⇒売上減少
駐車場不足(路上駐車できるパーキングシステムの有効活用について周知できていない)
空き地・空き店舗は増加しているのに活用できていない(情報提供が不十分)、人が集まる場所がない、時間待ちをする場所がない

商店街のもつ資源および地域資源(ヒト、モノ、カネ、情報等):

- | | |
|---------------------------------|-----------------------------|
| (1) 寺社が点在し、歴史ある景観 | (6) おいしい蕎麦屋が多い |
| (2) 伝統産業の存在(越前草蓑、和紙) | (7) 市役所等、公共施設が隣接している |
| (3) 個店の魅力(老舗・専門店が多い)、店主の魅力 | (8) 市庁舎建設によるまちづくりへの機運の高まり |
| (4) 横の連携(仲間意識が強い、商店街メンバーの仲が良い) | (9) 周辺に病院や金融機関等が点在し、来街者が多い |
| (5) イベント等を活発に行っている(まちゼミ等にチャレンジ) | (10) JR武生駅に近く、通勤・通学者が商店街を通る |

調査および分析の結果:

- 1位 週1回以上来街する人は4割程度いるが、その大半は銀行や病院・市役所に行く目的のついでに立ち寄っている。
- 2位 週1回以上、商店街で買物する人は全体の12%で、ほとんどの方は通行者である。
- 3位 車での来街が多く(66%)、駐車場に対する要望が多い。
- 4位 商店街に求めている機能はファッションやグルメのゾーンとしての要望が高い。
- 5位 商店街に欲しい店・施設は、年代を問わずカフェが際立って高く、次いでパン・洋菓子、ファッション店と続く。
- 6位 買物客はほとんどが50~70代の年配の方で、40代以下の方は少ない。

コンセプト(事業のテーマ):

「多世代の交流とにぎわいを若者と創り上げる街づくり」
【誰に】多世代の地域住民「住む人」と若者「来る人」に／【何を】(人と人とが心でつながる)交流とにぎわいを
【どのように】「日々の食や健康」、「非日常の歴史・景観」、「活動・活躍する場」の提供を通して実現する。

ソフト事業:

- ① 商店主意識調査(ファサード等整備事業や空き店舗対策事業等の取組事業の合意形成を図るため)
- ② 空きスペース活用事業(空家・空き店舗改装、サブリース、空家・空き地・空き店舗、軒先等の交流の場・活動等の場としての活用、データベース化による空き店舗情報の定期的発信等)
- ③ まちなか回遊促進事業(まち歩きマップ、まち歩きツアー、寺社巡りスタンプラリー、ウォーキング応援キャンペーン、1里塚等の設置、店のトイレの案内板等)
- ④ 街の魅力を活かした運動イベント(市とのタイアップ、総社等の行事に合わせた運動イベント、食のイベント等)
- ⑤ 個店の魅力アップ事業(まちゼミ(継続)+繁盛店づくり事業(新規))

ハード事業:

- (1) ファサード等整備事業(アーケード撤去、景観に合わせたファサード整備、ガス灯風街路灯等)
- (2) 凌屋周辺・町家の改修とテナント誘致
- (3) 総社表参道の街並み整備

商店街活性化

目標(3年後の事業効果)

- <事業効果>
1. ①合意形成、②若い人が参加しやすい体制(しくみ)づくり
 2. ①活動の場づくり、②活躍の場づくり、③交流の場づくり
 3. 「多世代の交流とにぎわいを若者とともに創り上げる街づくり」の実現化

対比

(3) 中心市街地活性化についてのアンケート

《調査概要》

- ① 目的：平成 19 年 11 月の中心市街地活性化基本計画策定から 4 年経過し、計画期間の終了が近づいたことから、これまでの成果や課題について検証するためにアンケート調査を実施した。
- ② 実施時期：平成 23 年 11 月 17 日～12 月 4 日
- ③ 実施方法：面談聞き取りによるアンケート調査
- ④ 調査方法：市内 10 箇所

	調査箇所	対象者の居住・目的
1	観光匠の技案内所	市外、県外の観光
2	まちなかプラザ	市外、県外の観光、市内居住の買物
3	蔵の辻（壺の市）	市内中心部の買物、市外観光
4	アルプラザ武生	市内中心部の買物
5	武生楽市	市内東部の買物
6	ハーツ武生店	市内北部の買物
7	ライブプラザ武生南店	市内南西部の買物
8	福祉健康センター	市内一円の健康教室、子育て支援
9	中央図書館	市内一円の読書、勉学
10	仁愛大学	市内、市外の通学

- ⑤ サンプル：回答件数 319 件、回答率 68.6%

《分析結果（一部抜粋）》

区分	特徴	アンケート結果
1. まちなかへの来街目的・頻度	① まちなかへの目的最多は買物 4 割、飲食、医療機関、仕事、散策散歩が 2 割ずつ	まちなかの業務機能が高い 散歩散策するニーズがある
	② 5 割が週 1 回以上まちなかへ来る	週 3 回以上訪れる 35%、週 1～2 回 14% 約半数がまちなかを訪れる
	③ まちなかを訪れない理由最多「行く用事がない」	訪れない人の 5 割が「行く用事がない」 「娯楽施設少ない」「買いたい商品ない」「行きたい飲食店ない」「駐車場不便」「行きたいイベントない」が 3 割ずつ 大型店の郊外出店で、まちなかの優位性が低下 まちなかは業務機能が集積しているが、長時間滞在できる場所が無い
2. まちなかへの来街傾向	30～40 代の女性がまちなかへ来る	学生、独身時代は福井市へ流れるが、既婚者は仕事、子育てで、まちなかへの来街度が高い まちなかに商業、金融機関、医療機関等多く、女性の雇用受け皿が多いことも影響 ⇒ 10～20 代女性は、福井市へ流れる 仁愛大学生にその傾向顕著
	若年・中年男性はまちなかへ来ない	20～40 代の男性が訪れない 男性は市内大型店での買い物を好み、雇用受け皿の多い影響もあり、市外へも流れる

	団塊・高齢世代がまちなかへ来る	男女共に50代以降の団塊・高齢世代が多く訪れる 男女共に買物、飲食、通院、散歩散策多い
	まちなかの滞在時間は3時間以内が多い	6割が3時間以内(仕事以外)で訪れる ⇒ まちなかに長時間いられない → 消費需要が増えない → 地域経済が活性化しない
3. まちなかへの移動手段	市内から6割が自家用車でまちなかへ来る	市内まちなか以外から6割が自家用車、自転車2割
	まちなか居住者は自転車、徒歩で移動する	まちなか居住者の移動方法は、自家用車と自転車が3割ずつ、徒歩2割 健康志向・環境保全目的で、10代と50代以降高齢者の自転車利用多い 徒歩は50代以降高齢者多い

(4) 関係団体ヒアリング調査による意見・提案

《調査概要》

① 調査期間：平成24年1月16日～平成24年2月6日

② 調査団体：19団体

東地区自治振興会、西地区自治振興会、南地区自治振興会、武生商工会議所商業部会、武生商店街連盟、総社通り商店街振興組合、蔵の辻おかみさん会、広小路繁栄会、アルプラザ武生、越前市社会福祉協議会、いきいきシニアクラブ、武生観光協会、蔵の辻協議会、まちなか賑わい市実行委員会、武生語り部の会、NPOえちぜん、四町まちづくり協議会、福井県建築士会南越支部、福井県宅地建物取引業協会武生支部

③ 調査主体：越前市都市計画課

《ヒアリング結果》

区分	意見	提案
まちなか居住	<ul style="list-style-type: none"> 歩道の段差があり歩きにくい 公衆トイレが少ない 土地利用の空洞化で、空き地、空き家が増えている 地元住民の居住満足度が高く、愛着を持っている 土地建物の権利が輻輳し流動化されないため、借地上の住宅改築ができず、若い世代は郊外へ流出している まちづくりセンターの空き家情報収集、アドバイスのPR不足 	<ul style="list-style-type: none"> 歩道の段差解消、バリアフリー化 公衆トイレの整備 JR線東側の堀川町、錦町、万代町が基盤整備され、駅に近く居住促進を特化できる 宅地分譲による戸建住宅を整備できる支援制度の見直し 放置された空き家の解体を促進し、空き地にして利活用を検討 居住者の流出を防ぐため、親との同居を促進し、子の世代も住み続けられる二世帯住宅のリフォーム補助
まちなか観光	<ul style="list-style-type: none"> 観光案内のおもてなし技術が不足 人を引き付ける素材が豊富だが、コーディネートする人材がおらず、各人バラバラでまとまらず、プライドが高く、活かしきれていない 語り部の後継者不足 観光客が増えているが、おもてなし対応に欠けている 	<ul style="list-style-type: none"> 人を引き付ける素材が豊富で、線や面でつなげて回遊できる仕掛けづくり 全体をコーディネートする、ビジョンを持ったリーダーが必要 少しずつ変化させることで、人を引きつける魅力につながる取組み 退職者に対する語り部養成と随時利

	<ul style="list-style-type: none"> ・総合的な歴史資料館がなく、各地区に分散している ・社寺、街並みの良さが県外者から好評だが、地元人がその価値に気づいていない 	<ul style="list-style-type: none"> ・用できるシステムづくり ・総合的な歴史資料館の整備 ・かるた競技が盛んな土地柄と、紫式部を活かした仕掛け ・料亭文化を活かした観光メニューづくり
賑わい	<ul style="list-style-type: none"> ・蔵の辻は外から見えずらく、規模が小さく、賑わいの核になれない ・賑わい市が6年間でマンネリ化、出店者、お客が固定化し集客が増えない ・蔵の辻周辺に駐車場、トイレ、備品倉庫が不足 ・中心市街地内で小学校区が異なり、一体的な取組みが弱く、住民融和が図れない ・NPOは連携相手を探し、互いのイベントへ出展協力しあう ・賑わい市への地元協力体制が欠如 ・まちなかの住民意識が変わり、イベントで食べ歩きを楽しむ ・フェイスブックを活用したイベント情報の発信 	<ul style="list-style-type: none"> ・商店街と連携した、“歳時記”を軸にした武生独自の歴史文化を活かす ・蔵の辻賑わい市を総社通りへ拡大した取組み ・蔵の辻をイベントスペースとして特化させる ・自治振興会、学生、NPOとの連携強化 ・他地域との相互交流による出店協力 ・人と人のつながりを大事にした取組み ・独身者が多く、男女の出会いを活性化へつなげる仕掛けづくり
商業	<ul style="list-style-type: none"> ・後継者が少なく元気な店が減っており、活気が薄く魅力がない ・空き店舗の開業者が長続きしない ・高齢者に食事を提供する総菜屋が必要 ・観光客、一見さんを快くもてなす商店街の取組み 	<ul style="list-style-type: none"> ・ニーズある業種業態、経営能力の見極めと営業努力の支援強化 ・大型店にない品揃え、サービスで専門店の強みを活かしたPR ・高齢者に特化したビジネス支援
美しい景観	<ul style="list-style-type: none"> ・商店街がアーケード歩道の美化活動に取り組んでいる ・日常風景での景観配慮が不足 ・街並み景観まちづくりの取組み気運醸成 ・住民生活利用のない、まち用水の再生復元は不要 ・町用水の再生を市民運動として盛り上げたい ・建物に対する用途区域で準防火区域の規制が重荷 ・水、緑を大切にしたい景観づくりができていない 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民に対し景観改善を意識づけるまち歩きイベントの開催 ・近代和風建築の観光資源化 ・伝統的建築物の保存活用 ・空き地を活用した、高齢者が憩える広場、花壇、農園の整備
交通アクセス	<ul style="list-style-type: none"> ・短時間利用の駐車場が足りない ・両側路上駐車で道幅が狭く通りにくく、見苦しい 	<ul style="list-style-type: none"> ・短時間利用の駐車場確保 ・金融機関など既存店舗駐車場の利活用 ・市民バスと路線バスの相互乗り入れでルート、便数の改善
組織体制	<ul style="list-style-type: none"> ・中活協議会の議論が、具体的な成果につながらない 	<ul style="list-style-type: none"> ・活性化事業と関連した団体参画の見直し

[4] これまでの中心市街地活性化に対する取組みの検証

(1) 中心市街地活性化基本計画策定の経緯

本市では、平成 19 年 11 月に越前市中心市街地活性化基本計画【認定計画】（以下、「前々計画」という。）を策定し、「住みよく、多様な住まい方が選択できる中心市街地」、「多様な主体の活動と交流による“にぎわう”中心市街地」の目標の下、中心市街地活性化に取り組んできました。

その後、前々計画の期間満了を受けて、平成 25 年 4 月に新たな越前市中心市街地活性化基本計画【任意計画】（以下、「前計画」という。）を策定し、引き続き中心市街地活性化に向けた各種施策・事業に取り組んでいます。

前々計画が、中心市街地の「長期的な空洞化に歯止めをかけ、活性化に向けた足固め」に向けた計画であったのに対し、前計画は、「これまでの基盤を活かした活性化の継続・発展」に向けた計画として位置づけられ、前々計画で構築した基盤を活かしソフト事業を中心に市と関係団体等が連携し、活性化の取組みを進めているところです。

期間	前々計画【認定計画】 平成 19 年 11 月～平成 25 年 3 月	前計画【任意計画】 平成 25 年 4 月～平成 30 年 3 月
位置づけ	長期的な空洞化に歯止め、活性化に向けた足固め	これまでの基盤を活かした活性化の継続・発展

(1) 越前市中心市街地活性化基本計画（平成19年11月策定）

- 計画期間：平成19年11月から平成25年3月まで（5年5ヶ月）
- 区 域：約123ha
- まちづくりのテーマ：越前国府1300年の歴史と文化が香る 安らぎのまち、武生
- 中心市街地活性化の目標
 - 住みよく、多様な住まい方が選択できる中心市街地
 - 多様な主体の活動と交流による“にぎわう”中心市街地
- 目標指標：○人口 ○歩行者数 ○空き家数
- 主な事業
 - 市街地の整備改善：まちなか回遊コースサイン等整備事業 等
 - 都市福利施設の整備：空き家・空き店舗等活用コミュニティ推進事業 等
 - 住宅の供給：民間優良共同住宅整備促進事業 等
 - 商業の活性化：蔵の辻・商店街活性化事業 等
 - 一体的推進：JR武生駅のバリアフリー化設備整備事業 等

（背景）前々計画の計画期間の終了を受け、前計画を策定

- ・ 前々計画は、中心市街地の「長期的な空洞化に歯止めをかけ、活性化に向けた足固め」の計画であったのに対して、前計画は、「これまでの基盤を活かした活性化の継続・発展」に向けた任意計画として位置づけられる。

(2) 前越前市中心市街地活性化基本計画（平成25年3月策定）

- 計画期間：平成25年4月から平成30年3月まで（5年間）
- 区 域：約123ha
- まちづくりのテーマ：越前国府1300年の歴史と文化が薫る安らぎのまち、武生
サブテーマ：参画と協働による、住みよくにぎわうまち
- 基本方針：○歩いて暮らせる“まちなか居住”の推進
 - 多様な主体の活動と交流による“にぎわい”の創出と“魅力ある商業”の振興
 - 越前の歴史・文化やモノづくり、食を発信する“まちなか観光”の推進
 - 歴史、水、緑を大切にした“美しい景観”の形成
 - 誰もが“訪れやすい”中心市街地の形成
- 目標と指標：○まちなか居住の推進⇒施策による人口増加数
 - まちなか賑わい創出⇒休日の歩行者数、店舗開業支援認定件数
 - 地域住民の参画推進⇒中心市街地活性化に寄与する活動回数

(2) これまでの中心市街地活性化の取組みの検証

1) 前々計画の成果と課題

前々計画では、居住人口の増加と交流人口を拡大する取組みを進め、基本計画に位置づけられた 51 事業のうち、48 事業は遅滞なく実施でき、全体的に概ね順調に進捗、完了しました。未実施の 3 事業（福井の歴史的建造物保存促進事業、特定優良賃貸住宅供給促進事業、町屋風共同住宅整備促進事業）はいずれも民間事業者への補助制度で利用実績がなかったものです。利用がなかった要因は、下表に整理するとおりで活用できる土地の問題、家賃補助の対象所得層の需要が少なかったことがあげられます。

民間事業者に対する支援事業の利用促進に向けた啓発活動、老朽住宅の建替に向けては地元の不動産協会等との連携、より利用がしやすい支援制度の検討が課題となります。

《事業実施状況》

項目	完了	未実施	合計
市街地の整備改善に資する事業	6	1	7
都市福利施設の整備に資する事業	2	0	2
居住環境の向上に資する事業	6	2	8
商業の活性化（経済活力の向上）に資する事業	28	0	28
総合かつ一体的推進に資する事業	6	0	6
合計	48	3	51

《未実施事業と未実施の理由》

- 福井の歴史的建造物保存促進事業
→ 登録有形文化財の所有者からの補助申請がなかったため
- 特定優良賃貸住宅供給促進事業
→ 家賃設定が中堅所得層向けの住宅であるため、一般の住宅より家賃設定が高く、経済状況の変化により入居者の需要が見込めなくなったため
- 町屋風共同住宅整備促進事業
→ まちなかにおいて、駐車場スペースを確保した十分な共同住宅を建設できる土地が少ないことによるため

数値指標については、「① 居住人口」と「② 休日の歩行者数」を設定しましたが、その成果と課題は次の通りです。

① 居住人口

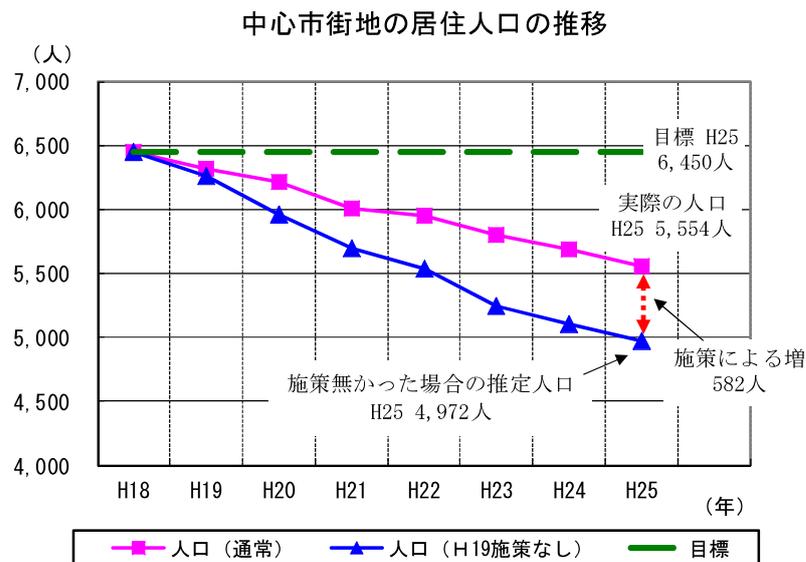
- ・ 居住人口増加に向けた取組みでは、民間優良賃貸共同住宅供給促進事業、高齢者向け優良賃貸住宅供給促進事業等により居住促進による成果は出ていますが、中心市街地における高齢化率の増加、若年世代の転出が多いという既存の流れは止められず、依然として人口減少に歯止めがかかっていない状況であったと言えます。
- ・ 施策による人口増を分析すると、計画期間内に 582 人の人口増が図られており、人口減少はやや緩やかになっています。
- ・ 本市の特徴である地権者と建物所有者が異なる場合が多いこともあり開発が進ま

ず、若者のニーズに対応した住宅供給が少ないため、若年世代の転入・定住に結びつかない状況です。今後さらに、若い世代の転入・定住につながる施策展開が課題となります。

《居住人口の目標と実績》

目標	数値目標	基準値 (H19)	目標値 (H25)	実績 (H25)
住みよく、多様な住まい方が選択できる中心市街地	居住人口	6,320 人	6,450 人	5,554 人
		施策による人口増	685 人	582 人

出典：住民基本台帳（日本人） 毎年 4 月 1 日



◎ 休日の歩行者数

- ・ 交流人口増加に向けた取組みとして、蔵の辻での壺の市、参の市等の賑わいイベント支援、魅力ある個店づくりや販売促進事業への取組み、たけふ菊人形開催中のまちなか散策ラリーなどを実施し、観光客を中心市街地に呼び込む一定の集客効果をあげることができました。
- ・ まちなか観光促進では、まちなか無料駐車場を社会実験的に設置し、バスツアーを誘致した結果、蔵の辻や京町、卍が辻周辺の社寺、風情ある街並みを散策する観光客が増加しました。
- ・ これらの施策により、数値指標として設定した「休日の歩行者数」は、目標値を上回ることができましたが、引き続き官民協働により、交流人口増加に向けた取組みを積極的に展開する必要があります。

《休日の歩行者数の目標と実績》

目標	数値目標	基準値 (H19)	目標値 (H24)	実績 (H24)
多様な主体の活動と交流による“にぎわう” 中心市街地	休日の歩行者数	994 人	1,300 人	1,480 人



2) 前計画の成果と課題

前計画では、前々計画の実績を踏まえ、施策の見直し及び目標、数値目標の設定を行い、計画策定後3年を経過した平成27年度末の数値指標は、以下のように推移しており、これまでの取組みの成果が現れている一方で、課題も多く残されています。

《前計画における数値目標の状況》

目標	数値目標	目標値	現状値
目標① まちなか居住の推進	施策による人口増加数	平成25年度から平成29年度まで 380人増(76人/年)	平成25年度から平成27年度まで 222人増(74人/年)
目標② まちなか賑わい創出	休日の歩行者通行量	平成29年度 1,420人	平成25年度 1,560人 平成26年度 2,261人 平成27年度 1,367人
	店舗開業支援認定件数	平成25年度から平成29年度まで 20件増(4件/年)	平成25年度から平成27年度まで 16件増(5件/年)
目標③ 地域住民の参画推進	中心市街地活性化に寄与する活動回数	平成29年度: 55回	平成25年度: 53件 平成26年度: 59件 平成27年度: 56件

これまでの取組みを検証、整理すると以下のことが課題として挙げられます。

《今後の課題》

目標	課題
目標① まちなか居住の推進	・家賃補助等の制度を充実し、若い世代の居住推進を図ったことで一定の成果が見られましたが、多くの潜在需要を掘り起こすには至っていないことから、今後も定住に向けた取組みを継続することが必要です。
目標② まちなか賑わい創出	・壱の市等のイベント開催や様々な施策により、休日の歩行者数や店舗開業支援認定件数の目標値は達成していますが、今後更に、まちなかの商業振興等により、にぎわいの再生を図る必要があります。
目標③ 地域住民の参画推進	・地域住民等が主体となったイベントや活動等を通して参画と協働が図られ、目標値を達成しましたが、外出の少ない高齢者などに大きな変化が見られないことから、今後、活動団体の増加や担い手の育成等の取組みも必要です。

3) これまでの取組みの成果と課題

前々計画の計画期間5年間と前計画の3年間における中心市街地活性化への取組みの成果と課題は、以下のように要約されます。

【これまでの取組みの成果】

- ① 居住人口の確保に関しては、少子高齢化・人口減少の傾向は続いているものの、本市独自の新婚夫婦を対象とした家賃補助制度や空き家対策事業の推進により、施策による人口増は一定の成果を得ています。
- ② まちなかの賑わい創出については、蔵の辻における壺の市等のイベントにより交流人口が増加しました。商業者と地元住民、大学等の連携によりこれらの事業を実践したことも、大きな成果であるといえます。
- ③ 地域住民の参画も進んでおり、中心市街地活性化に寄与する活動回数も増え、市民等が連携した様々な活動の下地が整備できました。
- ④ 平成27年4月には中心市街地のまちづくりをサポートするまちづくり会社が設立され、まちなかの居住推進、賑わい創出に係る官民協働の取組み体制が充実しました。

しかし、これまでの取組みで必ずしも十分な成果が得られたわけではなく、今後に残された課題として、以下の点が挙げられます。

【今後に残された課題】

- イ) 居住人口の確保に向けた住宅施策を展開するとともに、若者から高齢者まで全てのまちなか居住者が生き生きと暮らす地域コミュニティづくりを目指すことが、今後の課題として残されています。
- ロ) ②の多様な主体との連携、③の地域住民の参画、④のまちづくり会社の関与等により、まちなかの賑わい創出に向けて、官民協働でこれまで以上に積極的に取り組むことが、今後の課題として残されています。
- ハ) これに加えて、まちなかの賑わいづくりには、商業の再生が課題であり、地元商店街が主体となって、商業活性化施策を展開することが、今後の課題として残されています。

[5] 中心市街地活性化の課題

これまでの中心市街地活性化への取組みの成果・残された課題を踏まえ、中心市街地活性化の課題は以下のように整理されます。

【課題 1-1】 都市施設の機能減退に伴う中心市街地の求心力低下

■ 現 状

- ・ 中心市街地には、行政・文化施設、商業・業務施設、福祉・医療施設など、本市の中心的な都市施設が集積しています。しかし、施設の多くが経済成長期以前に建設されており、JR武生駅前の市役所庁舎、市民ホール、総合公園である武生中央公園などの公共施設や、医療施設など機能的にも市民ニーズに対応できていないものも多く、このことから中心市街地にふさわしい都市機能を十分に発揮できている状態にはなく、中心市街地の求心力の低下の一因となっています。

■ 課 題

- ・ “まちの顔”でもあり、市民が日常的に利用し交流の場となっている市役所庁舎、市民ホール、武生中央公園等の主要公共施設の老朽化によるサービス環境の低下、及び交流の場としての機能不足を改善する必要があります。
- ・ 中心市街地では、新庁舎の現在地建設、武生中央公園の再整備など複数の大規模プロジェクトが計画・実施されており、これらのまちづくりを絶好の契機として捉え、中心市街地再生を図る必要があります。

【課題 1-2】 歴史文化を活かした“まちの顔”としての美しい街への再生

■ 現 状

- ・ 中心市街地には、越前国府 1300 年の歴史に裏打ちされた社寺、伝統工芸、町屋の家並みや歴史ある通りなど、生きた歴史文化が数多く残されています。
- ・ 市民ワークショップや策定委員会において、このような資源が活かされていないことから、街並み等の再評価と維持・改修を支援する取組みの必要性が求められています。
- ・ また、JR武生駅から総社に至る通りは中心市街地のシンボリックな通りであり、鉄道を利用して訪れる方々にとっては、最初にまちを見るところであることから、まちの顔として良い印象を与えるまちづくりが求められています。

■ 課 題

- ・ 市街地に集積している社寺、伝統工芸、町屋の家並みや JR武生駅から総社に至るシンボリックな通りは、本市の“まちの顔”となりうるものであることから、街並み景観形成に意欲的な地区を中心に歴史文化資源を活用し、“まちの顔”として保存と活用、街並みづくりを行う必要があります。

【課題 2-1】若い世代等を中心とした定住促進

■ 現 状

- ・平成 19 年の前計画策定以降も、市全体の人口が減少する中、中心市街地ではこれを上回る割合で人口減少が進んでいます。
- ・さらに、中心市街地では少子高齢化が進展しており、高齢人口が微増する一方で、生産年齢人口（15～64 歳）及び年少人口（14 歳以下）が減少傾向にあります。

■ 課 題

- ・今後中心市街地の人口減少に歯止めをかけるためには、若年世代の定住人口を増やす必要があることから、若い世帯の転入促進や居住環境の整備など、まちなか居住を推進する様々な施策が必要です。

【課題 2-2】誰もが健康で安心して暮らせるまちづくり

■ 現 状

- ・中心市街地の高齢化率は約 41%（平成 28 年 4 月 1 日現在）あり、市民ワークショップからは外出をしない高齢者が多いという現状を把握しました。
- ・市民ワークショップから、高齢者をはじめ地域で活躍できる場や子どもと高齢者の交流の場といったきっかけづくり、子育て世代からは様々な年代の子どもが集まって楽しめる場や気軽に子育ての相談ができる場が求められています。

■ 課 題

- ・少子高齢化が進むなか、誰もが安心して暮らしていけるよう、地域での交流の場の創設や健康意識を高める活動等、日頃から外出しやすい環境づくりを進める必要があります。

【課題 3-1】にぎわいの創出と商業の再生

■ 現 状

- ・ まちなかの賑わいについては、住民や商業者などの連携による蔵の辻周辺や北府駅等でのイベント等の開催により、まちなかでの歩行者数が増えるなど、賑わいが徐々に拡大しつつあります。
- ・ 一方、中心市街地の重要な構成要素である商業機能は、商店街における店主の高齢化や後継者の問題等で活力が低下しており、全市に占める商業機能の割合も低下しつつあります。

■ 課 題

- ・ 中心市街地のまちづくりには、住民、商業者、企業、学生、NPO など多様な主体がそれぞれ重要な役割を担っており、これまで以上に連携した取り組みが必要であることから、まちづくり会社の設立を受け、中心市街地活性化に向けた新たな官民協働の取り組み体制を構築していく必要があります。
- ・ 意欲ある商業者の販売促進活動や新たな商業の担い手づくりの支援、並びに空き店舗等既存の商業施設の活用推進により、まちなかの商業機能の強化を図る必要があります。

【課題 3-2】広域からの来訪者を誘引するまちなか観光の推進

■ 現 状

- ・ 中心市街地の観光入込客数は、全市の約 22～26%ありますが、主要な観光は「たけふ菊人形」や「越前市サマーフェスティバル」といった季節行事となります。
- ・ 平成 35 年春に、中心市街地の東方約 3 k m の位置に北陸新幹線南越駅（仮称）の開業が計画されおり、新たな丹南地域の玄関口ができますが、一方で、これまで J R 武生駅を利用していた広域からの来訪者は南越駅を利用することで中心市街地への来訪者減が懸念されます。

■ 課 題

- ・ 広域圏からの来訪者を中心市街地に誘引する準備を進めていくことが必要であり、中心市街地内の歴史文化資源を活用した年間型のまちなか観光ツールの開発、情報発信、まちなか観光を推進するための多様な主体が連携した体制づくりが必要です。

[6] 上位関連計画における中心市街地のまちづくりの方向

(1) 越前市総合計画

本市は平成19年3月に合併後初の総合計画を策定し、基本構想の中で本市の目指すべき将来像を『国府の文化と匠の技、日野の山川に生まれひとづくり、ものづくり、まちづくりの活力みなぎる「元気な自立都市 越前」』と定めています。

基本構想（平成19年3月策定）

- 基本理念 「自立」と「協働」
- 重点目標 「定住化の促進」
- 将来像 国府の文化と匠の技、日野の山川に生まれ
ひとづくり、ものづくり、まちづくりの活力みなぎる
「元気な自立都市 越前」
- 基本政策（まちづくりの5本柱）
 - ① 元気な産業づくり、② 元気な人づくり、③ 快適で住みよいまちづくり、
 - ④ 安全で安心なまちづくり、⑤ 市民が主役のまちづくり

また、基本計画（平成23年4月改定、平成26年7月見直し）の中で、中心市街地の活性化に向けて、他分野にわたる以下の施策を位置づけています。

基本計画（平成26年7月改定）

第1章 元気な産業づくり

第2節 魅力ある商業の振興

(1) 小売業者の活性化促進

- 【基本施策】
- 1) 魅力ある個店づくり
 - 2) まちなか創業・コミュニティビジネスの支援
 - 3) 集客力のある商店・商店街づくり

第3節 出会いと感動のある観光の振興

(1) 観光資源の開発

- 【基本施策】
- 1) 歴史文化の漂う観光資源の活用
 - 3) 食文化の観光資源化
 - 4) 産業観光・体験観光の推進

(4) 観光イベントの充実

- 【基本施策】
- 1) たけふ菊人形の振興と連携
 - 2) まちなかの賑わい創出

第3章 快適で住みよいまちづくり

第2節 コンパクトで機能的な都市構造の形成

(1) 魅力ある中心市街地の形成

- 【基本施策】
- 1) まちなか居住の促進
 - 2) 市民事業とまちなか回遊の推進
 - 3) 多様な主体のまちづくり活動の促進

(2) 新市建設計画

平成 26 年 3 月 20 日に議会の議決を経て変更した新市建設計画では、今後の人口減少時代を見据えた「ネットワーク型コンパクトシティ」を目指し、武生と今立の 2 つの歴史的拠点の継承・発展を図るため、合併特例債の発行期限の令和 2 年度までに、本庁舎を現在地に建設するとともに、今立総合支所を改築し、市東部地域の防災・コミュニティ等の機能を有する複合施設として拡充整備することとしています。

<主な変更内容>

■ 計画の期間

令和 2 年度まで延長する。

■ 将来人口推計

平成 25 年 3 月に国立社会保障・人口問題研究所が公表した数値に合わせる。

■ まちづくり主要事業

本庁舎を現在地に建設し、今立総合支所を改築して存続し、大型プロジェクト事業を追加する。

- ・本庁舎の建設及び今立総合支所の改築
- ・北陸新幹線「南越駅」周辺整備計画の策定とその推進
- ・工芸の里構想の策定とその推進
- ・スポーツ施設の再配置
- ・武生中央公園の再整備

(3) 都市計画マスタープラン

平成20年3月に策定した都市計画マスタープランでは、まちづくりの基本目標⑥に「持続可能なコンパクトシティ」を掲げており、「特に中心市街地においては、公益的機能の集約整備や商業の活性化を図り、市民の利便性向上や都市経営の効率化などといった集約によるメリットを創出するとともに、まちなか居住を推進し、かつて越前国府などとして栄えた歴史や文化と人々の生活が密接に結び付いた、賑わいと魅力ある「まちの顔」を形成します。」と述べられています。



また、JR武生駅周辺一帯を中心市街地ゾーンとして位置づけ、土地利用方針として、都市機能の集積、まちなか居住の場の形成、賑わいづくりの推進などを謳っています。

ゾーン別の土地利用方針（中心市街地ゾーン）

- 丹南地域における中心都市、本市の「顔」にふさわしい魅力的で複合的な機能を有する空間の形成
- JR 武生駅周辺一帯における広域的な都市機能の集積
- 歩いて暮らせるまちなか居住の場の形成
- まちなか観光などの賑わいづくりの推進

なお、平成 27 年度から平成 28 年度にかけて、立地適正化計画の策定と合わせて、都市計画マスタープランの改定作業を行っていますが、コンパクトシティの理念や中心市街地の位置付けについては継承していきます。

（４）総合戦略

平成 27 年 11 月に策定した越前市総合戦略は、まち・ひと・しごと創生法に基づき、国の総合戦略と「越前市人口ビジョン」を踏まえ、本市の「まち・ひと・しごと創生」に向けた基本目標や施策の方向をまとめたものであり、重点的に取り組むべき以下の 5 つの柱を基本目標とし、これに沿って施策を展開します。

女性が輝くモノづくりのまち～子育て・教育環境日本一～

【基本目標Ⅰ】 旺盛な求人を背景に、生産年齢人口を確保します

市内企業の設備投資による旺盛な求人要請があることから、女性の働く場、働き方の創出に力点を置いた支援策を含め、生産年齢人口の確保を目的とした施策を展開します。

【基本目標Ⅱ】 I J U ターンする人を支援します

県外の大学へ進学した人の市内への U ターンを促す施策を展開します。併せて、市内にはグローバルに活躍できる企業もあることから、I ターン・J ターン者を誘導する施策を展開します。

【基本目標Ⅲ】 非婚・晩婚化を改善します

人口減少に歯止めをかけるためには、結婚・出産が不可欠であり、若者の結婚につながる施策を展開します。また、若者が結婚し家庭を持ちたいと思う社会づくりを推進します。

【基本目標Ⅳ】 子ども条例による子ども・子育て支援と教育の充実を図ります

子どもの自立の実現に向け、家庭、地域、学校をはじめ事業者や市民及び市が協働して取り組むことを定めた「越前市子ども条例」の趣旨に則り、日本一の子ども・子育て支援施策と教育環境を充実させる施策を展開します。

【基本目標Ⅴ】 イメージアップ(情報発信)に取り組めます

日本一の子育て・教育環境、豊かな自然環境など、市の魅力の発信を始め、市内企業の情報など、定住化促進に向けた様々な情報を、適切で効果的な媒体で発信し、市のイメージアップを図ります。

＜中心市街地に関連する主な施策＞

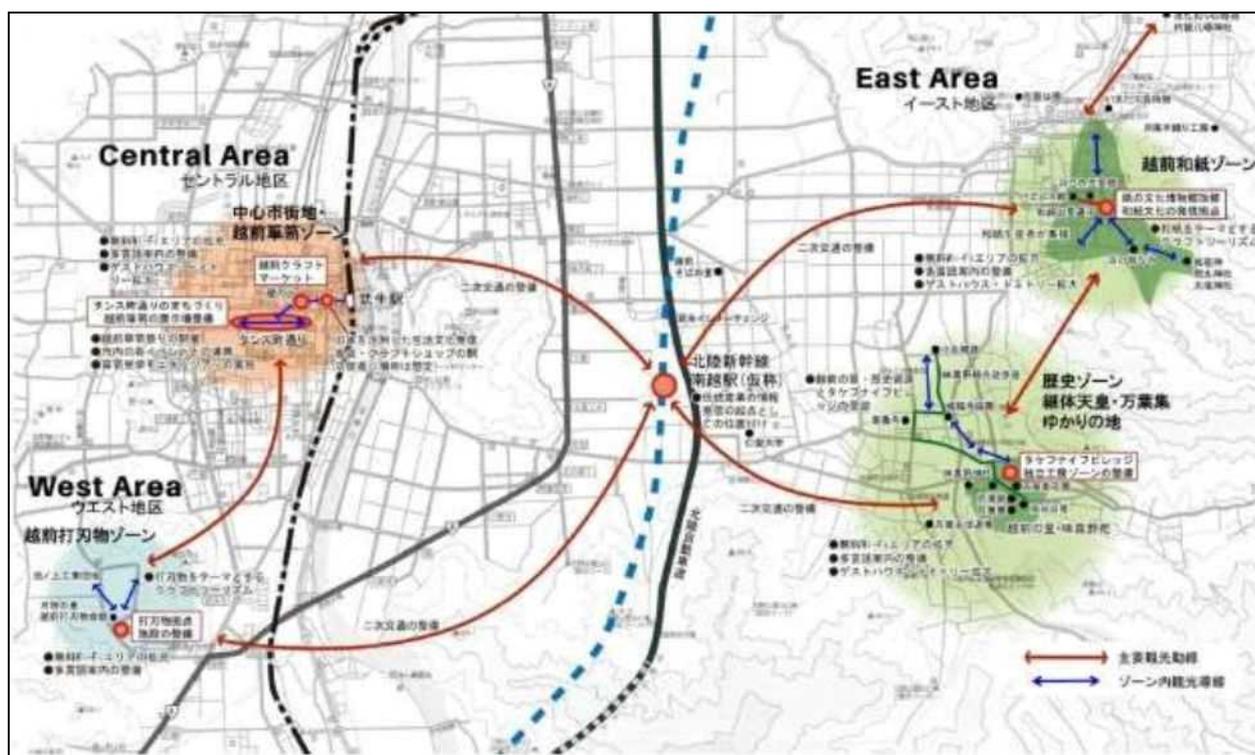
基本目標	中心市街地に関連する主な施策	KPI
基本目標Ⅰ 旺盛な求人を背景に、生産年齢人口を確保します	<ul style="list-style-type: none"> ● 転入就業者の住まいの受け皿となる物件の充実 <ul style="list-style-type: none"> ① 民間活力を活用した住宅の充実 ・民間事業者が行う共同住宅整備を支援 等 ② 不動産の流動化・建替えの推進 ・まちなかでの空き家の解体による流動化を支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・共同住宅供給戸数
	<ul style="list-style-type: none"> ● 働く世代の定住化促進 <ul style="list-style-type: none"> ① 市内定住の奨励 ・賃貸住宅を借りる新婚夫婦に家賃の一部を支援 ② まちなかの賑わい創出 ・まちなかの賑わいを創出する取組みを支援 ・まちなかで開業する人を支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・新婚夫婦家賃補助での市外からの転入者数 ・空き家リフォーム件数 ・まちなか開業支援件数
基本目標Ⅴ イメージアップ(情報発信)に取り組めます	<ul style="list-style-type: none"> ● 越前市に関する情報の発信 <ul style="list-style-type: none"> ① 交流人口を拡大するための情報発信 ・仁愛大学生に向けたイベント情報の発信 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・年間観光客入込数
	<ul style="list-style-type: none"> ● 転入就業者の住まいの受け皿となる物件情報の発信支援 <ul style="list-style-type: none"> ① 物件情報の発信支援とワンストップサービスの提供 ・まちづくり武生㈱を支援し、市内不動産情報の収集と情報発信 等 	
	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域活性化の取組み強化 <ul style="list-style-type: none"> ① 地域活性化の取組み強化 ・中心市街地活性化の取組み強化 ・大学との連携による地域活性化 ・地域コミュニティ活性化の支援 ・仁愛大学が行う市民との交流や地域活動を応援 	まちなかでの市民活動の回数

(5) 工芸の里構想

越前市伝統産業の特性を生かし伝統工芸の振興策について新たな方向性を示し、令和4年度開業予定の北陸新幹線（仮称：南越駅）を見据えた各伝統産業の産地連携により交流人口の拡大を進め、地域振興を図ることを目的に、平成26年度に「越前市工芸の里構想」を策定しました。



この構想の中で、中心市街地は「セントラル地区」に位置づけられ、タンス町界隈のまちづくりを中心に、クラフトマーケットや箆笥祭りを開催する拠点ゾーンとしての役割が期待されています。



(6) 関連主要プロジェクト

平成 25 年 4 月の前計画策定以降、中心市街地に多大な影響を与える事業が動き始めています。以下、中心市街地活性化に関連する主要プロジェクトを整理します。

《中心市街地活性化に関連する主要プロジェクト》

⑥北府駅鉄道ミュージアムの整備

- ・北府駅一帯を「まちなか観光の北の拠点」と位置づけ、中心市街地と公共交通の活性化を図るため、鉄道ミュージアムとしての整備を検討している。

⑪新庁舎の建設

- ・平成 26 年 3 月議会で新庁舎の現在地建設を決定。これを踏まえ、平成 27 年 9 月、新庁舎建設基本構想・基本計画を策定し、現在、新庁舎基本設計・実施設計を策定中である。
- ・中心市街地活性化に資する賑わい・交流機能を付加することを検討している。

④新庁舎周辺の道路整備

- ・新庁舎の現在地建設を踏まえ、新庁舎及び中心市街地へのアクセス性の向上や中心市街地内の交通の円滑化を図るために、狭隘道路への対応や歩道等の整備を検討している。

⑤武生中央公園の再整備

- ・平成 30 年の福井国体を機に更なる活性化を図るため、セントラルパークとしての武生中央公園の再整備を進める。

③シンボルロードの整備（武生中央線）

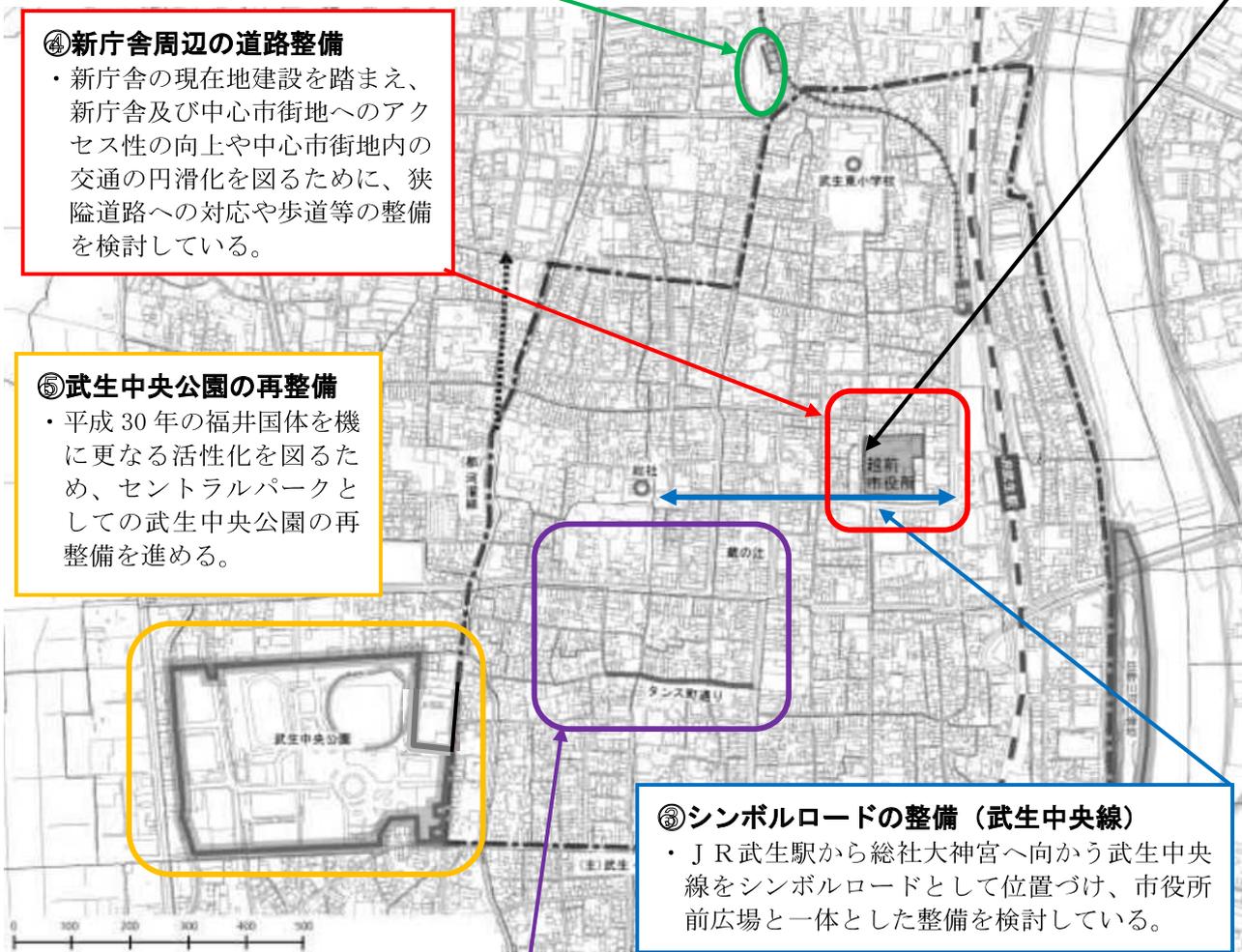
- ・JR 武生駅から総社大神宮へ向かう武生中央線をシンボルロードとして位置づけ、市役所前広場と一体とした整備を検討している。

⑦工芸の里構想の推進

- ・越前市の伝統産業である「工芸」を中心市街地活性化に活かすべく、「工芸の里構想」で位置づけられている「ダンス町通り」のまちづくりを推進するとともに、「越前クラフトマーケット」を蔵の辻等で定期的に開催する。

②北陸新幹線南越駅（仮称）周辺の整備 (R5 年春開業予定)

- ・北陸新幹線金沢・敦賀間の開業に向け、南越駅（仮称）周辺が「広域交通の拠点」「広域交流の起点」にふさわしい空間として整備される。



[7] 中心市街地活性化の方針（基本的方向性）

（1）中心市街地活性化の基本方針

本市の中心市街地は約 1300 年前に越前の国府が置かれ、古くからまちの中心として発展してきた市街地です。国府由来の総社をはじめとした社寺が集積し、城跡、町家、蔵、路地等の歴史的な街並みをはじめとする文化資源が数多く継承されています。

しかし、本市の中心市街地でもモータリゼーションの進展や消費者ニーズの多様化に伴い中心市街地を取り囲むロードサイドへの商業施設立地と、それに伴い買い物客が流出する傾向にあります。また、土地建物の流動が低いことから建物の老朽化、若い世代等が郊外へ流出する傾向にあるとともに、商業者の高齢化や後継者不足も重なり商業機能の低下も進んでいます。さらには、市庁舎をはじめとする公共施設や道路、公園等の都市基盤施設の更新の必要性も含め、少子高齢化の進展や地域の魅力を再構築するといった時代の変化に対応した中心市街地の再生が求められています。

このような現状を捉え、本市の中心市街地では、本市独自の新婚夫婦を対象とした家賃補助制度や空き家対策事業を推進、蔵の辻における壺の市等のイベントによる交流人口の増加、商業者と地元住民、大学等の連携によるまちなかの賑わい創出に取り組んできたところです。

以上の越前市中心市街地の歴史的経緯、中心市街地の抱える現状等を踏まえ、今後の中心市街地の活性化推進にあたって、『越前国府の歴史と文化』を活かすことにより、『全ての世代が共に支え合い、住み・働き・交流するまち』の形成を目指します。

《中心市街地の将来像》

越前国府 1300 年の歴史と文化が薫る安らぎのまち「武生」
～全ての世代が共に支え合い、住み・働き・交流するまち～

「中心市街地の将来像」の実現を目指して、今後、新庁舎の建設などを契機にした半世紀に一度のまちづくりに取組みますが、その際、『越前国府の歴史と文化』を活かしつつ、「まちの顔づくり」、「暮らしの再生」、「にぎわいの再生」の 3 つのテーマと、これに基づく 6 つの基本方針に沿った多様な施策を推進し、活力ある中心市街地の創出を目指します。

《中心市街地活性化の 3 つのテーマ》

テーマ 1 まちの顔づくり

- 新庁舎の建設等を契機に、市民との協働による“まちの顔づくり”を進めます。

テーマ 2 暮らしの再生

- 誰もが健康で安心していきいきと暮らせるまちづくりを推進し、“暮らしの再生”を目指します。

テーマ 3 にぎわいの再生

- 住民や商業者、市民団体、学生、まちづくり会社などの連携・交流により、“にぎわいの再生”を目指します。

《中心市街地活性化の基本方針》

テーマ1 まちの顔づくり

1-1 新庁舎建設等を契機とした、市民との協働による“まちの顔づくり”の推進

- 中心市街地で進められている新庁舎の建設、武生中央公園の再整備など複数の拠点的施設の整備と併せて周辺道路の整備を行い、新旧の歴史的な地域資源をネットワークで繋ぐことでまちの顔づくりの一層の推進を図ります。
- 新庁舎の交流施設やシンボルロードの歩行空間、公園・広場等の公共空間を市民と協働で活用する仕組みを構築し、官民連携により活性化を推進します。

1-2 歴史、水、緑を大切にした“美しい景観”の形成

- 国府のアイデンティティである歴史が感じられるように、まちの歴史文化の掘り起しや、史跡調査・研究を行い、社寺、町屋、蔵、伝統工芸等の歴史資源の保存・活用を図ります。
- 景観計画・景観条例により、歴史、水、緑を大切にした美しい景観の形成を図ります。

テーマ2 暮らしの再生

2-1 若い世代等の定住を促進する総合的な“まちなか居住”の推進

- 公共サービスや商業、交通結節点などの多様な都市機能が集積するメリットを活かし歩いて暮らせる居住環境の整備を行います。
- 空き家など既存ストックの活用も含めた住宅の供給を促進し、医療・福祉・子育て環境の充実を図るとともに、雇用の場を創出することで、U・I・Jターンを促進し、若年代の定住を推進します。

2-2 誰もが健康で安心して“いきいきと暮らせるまちづくり”の推進

- 少子高齢化が進行するなか、公園・広場や道路空間等の再整備にあたっては、ユニバーサルデザインに配慮した誰もが使いやすく安全な施設整備に努め、将来にわたって健康で安心して住み続けられる環境をつくります。
- 住民相互の交流、並びに来訪者との交流促進を図るとともに、住民の社会貢献活動や住民参加の芸術文化活動を促し、住民がいきいきと暮らせるまちづくりを推進します。

テーマ3 にぎわいの再生

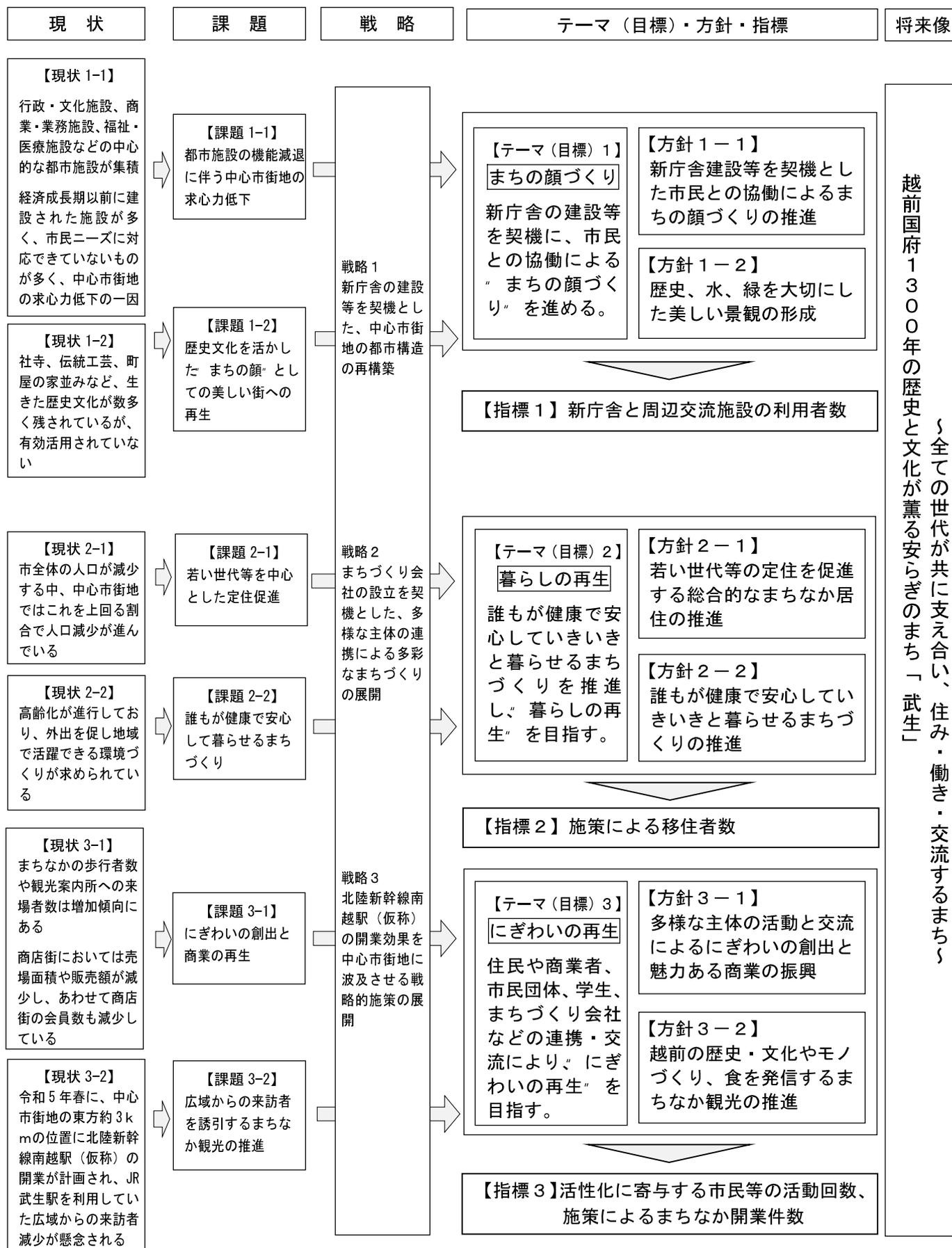
3-1 多様な主体の活動と交流による“にぎわい”の創出と“魅力ある商業”の振興

- 住民や事業者、市民団体、学生、企業、まちづくり会社、行政などが連携した、地域との共生や協働によるにぎわい創出事業や、歴史的な景観や街並みなどの地域資源を活用した活動を推進します。
- 住民や来訪者が歩いて買い物ができる環境を確保するため、個店の魅力を向上するとともに、新たに中心市街地に開業する者を支援するなど、商業の振興を図ります。

3-2 越前の歴史・文化やモノづくり、食を発信する“まちなか観光”の推進

- 令和5年春に予定されている北陸新幹線南越駅（仮称）の開業による広域からの来訪者も見据え、市内外の人がまちを訪れ、暮らしに息づいている歴史文化や伝統工芸、食文化などを通して、五感(視覚、聴覚、触覚、味覚、臭覚)に訴える“まちなか観光”の推進、及び情報発信の強化を図ります。

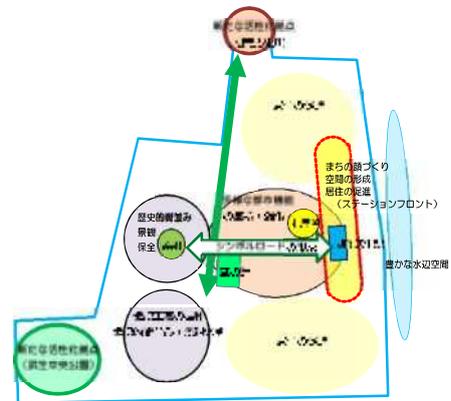
《中心市街地活性化の課題、将来像、目標、方針》



(2) 戦略的まちづくりの方針

戦略1 新庁舎の建設等を契機とした、中心市街地の都市構造の再構築

新庁舎の建設をはじめ武生中央公園の再整備など、複数の都市拠点施設の整備が計画されています。これらの事業を契機に、武生中央線のシンボルロード化や周辺道路の整備など都市構造の整備を総合的に推進し、市民が安心して快適に暮らし、来訪者にも誇れる中心市街地の都市機能に再構築します。



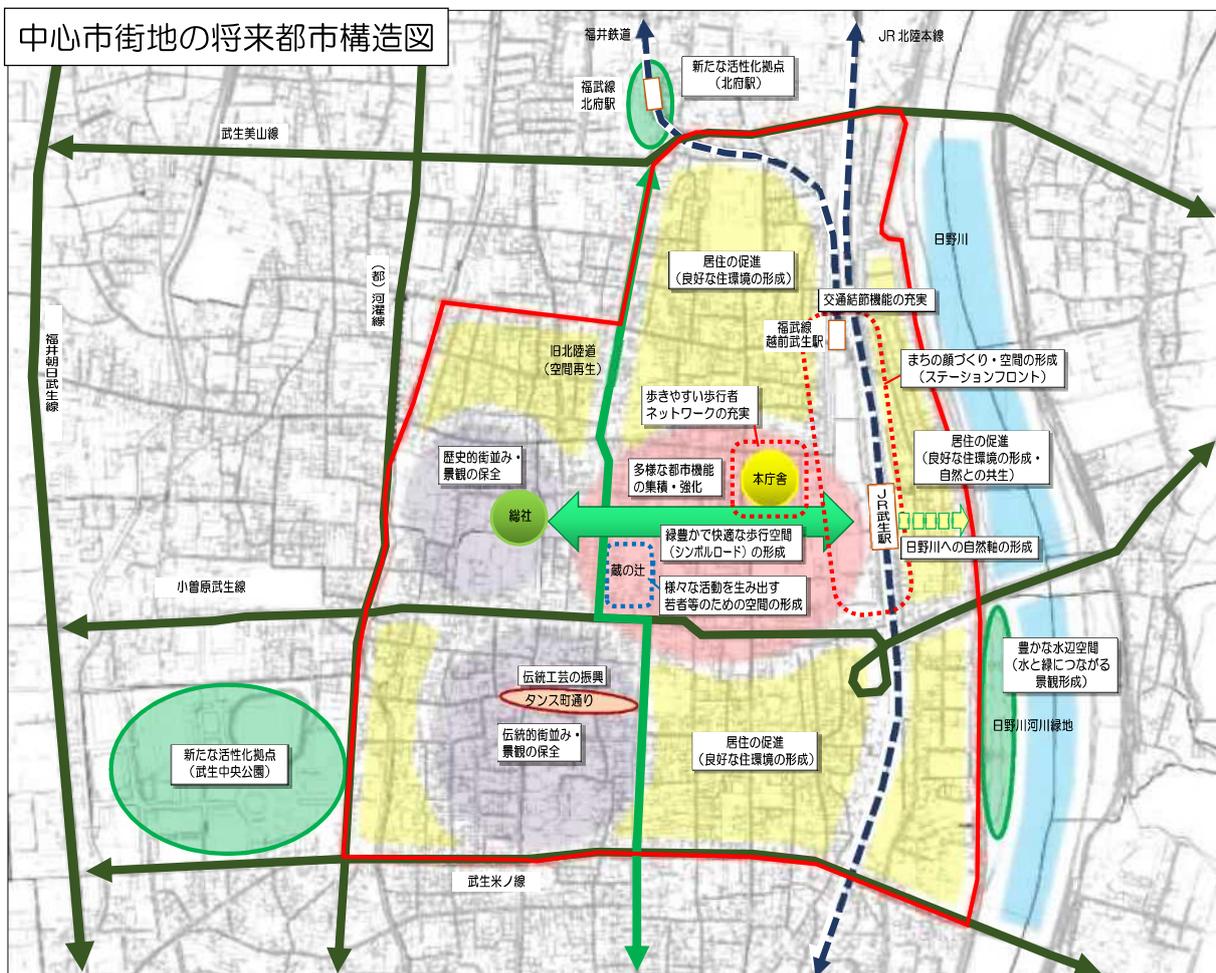
将来の市街地構造イメージ



左から現在の市庁舎、北府駅、武生中央線

期待する効果

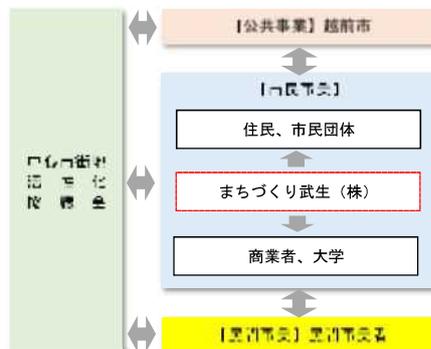
- ① まちに対する市民の愛着・誇りの醸成と、来訪者にも誇れるまちの顔づくり
- ② 市民が快適に暮らすことができ、都市拠点施設間を繋ぐ安全・安心なネットワークづくり



戦略2 まちづくり会社の設立を契機とした、多様な主体の連携による多彩なまちづくりの展開

平成27年4月に設立された「まちづくり武生㈱」は、「地域の新しいつながりをつくり、武生のまちの魅力を高め、次世代に“まち”を継承していく」ことを理念に、中心市街地のまちづくりをサポートしています。

これまで取り組んできた空き地・空き家の活用に加え、住民・商業者・市民団体・大学との連携など、多様な主体と連携した事業を展開します。



市民参加型まちづくりワークショップ まちづくり推進体制イメージ

期待する効果

- ① 中心市街地の最重点課題の一つである空き地・空き家の活用の推進
- ② 地域の新しいつながりづくりの推進による、まちづくりに参画する市民の拡大
- ③ 商業施設等の既存ストックを活かした商業の再生

戦略3 北陸新幹線南越駅（仮称）の開業効果を中心市街地に波及させる戦略的施策の展開

令和5年春に予定されている北陸新幹線金沢・敦賀間開業は、本市の地域振興に大きく貢献する効果が期待されます。その効果を中心市街地に波及させる戦略的施策の展開が必要になります。特に観光客を中心に、これまでJR武生駅を利用していた広域圏からの来訪者の多くが、南越駅（仮称）を利用することが予想されることから、約3km離れた中心市街地に誘引する施策を、観光・商業関係者が連携して戦略的に展開します。

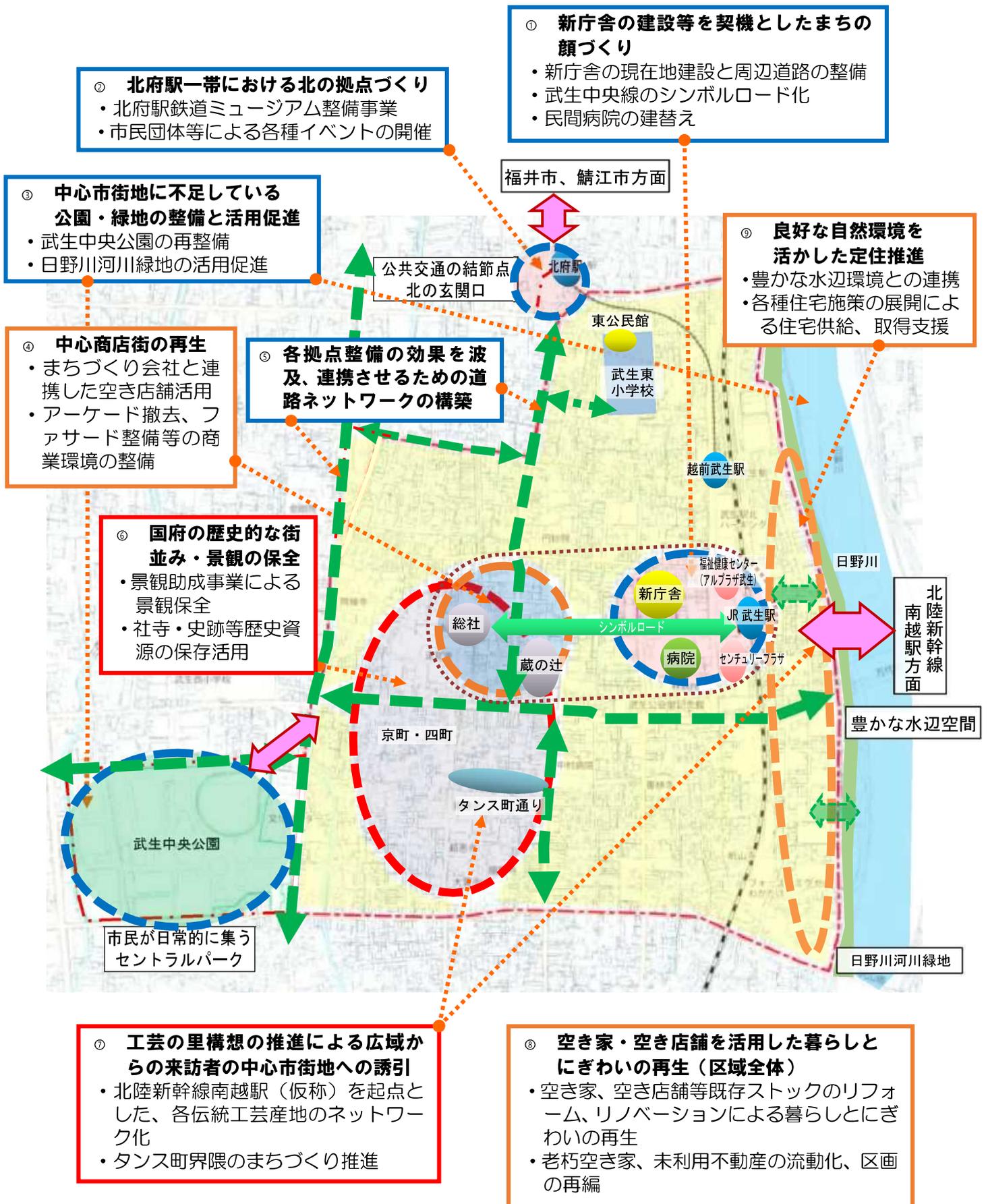


中心市街地の歴史的観光資源：左から総社、蔵の辻、タンス町通り

期待する効果

- ① 北陸新幹線南越駅（仮称）の開業効果の中心市街地への波及
- ② 観光・商業関係者等の連携

《中心市街地活性化の戦略方針図》



(3) 中心市街地の将来像イメージ

1) 市役所周辺（まちの顔）の将来像イメージ

●まちに対する市民の愛着・誇りの醸成と、来訪者にも誇れるまちの顔づくり

☆新庁舎建設及び交流施設の整備

交流・学び・憩いの拠点

- ・市民協働活動の場となる交流施設
- ・シンボルロードと一体利用可能な広場
- ・駐車場の確保



【新庁舎イメージ(例)】



【交流施設イメージ(例)】

☆市民交流施設の機能分担

福祉健康センターにおける子育て支援

- ・地域子育て支援センター
- ・夢をはぐくむはじめのいっぽ事業



【子育て支援の充実(例)】



【福祉健康センター】

☆歩行者に配慮した道づくり

- ・歩行者空間の確保



【安全に歩ける空間の整備(例)】

☆民間病院建替

- ・身近な病院であり、市民への健康・予防医学の普及の場



【民間病院】



【健康・予防医学の普及】



☆まちづくり活動の場

- ・大学との連携によるまちづくりの拠点
- ・まちづくり会社の拠点、観光案内所
- ・まちの情報発信の場



【まちづくり武生】



【仁愛大学サテライト】



【観光・匠の技 案内所】

2) 蔵の辻周辺（まちなか・商業）の将来像イメージ

● “魅力ある商業”の振興と多様な主体の活動と交流による “にぎわい”の創出

☆国府の歴史ある街並みの維持保全と資源の利活用



【府中まちなか博物館】

☆賑わいと集客の強化を図るための商店街事業



【民家を改装し食堂として活用(例)】

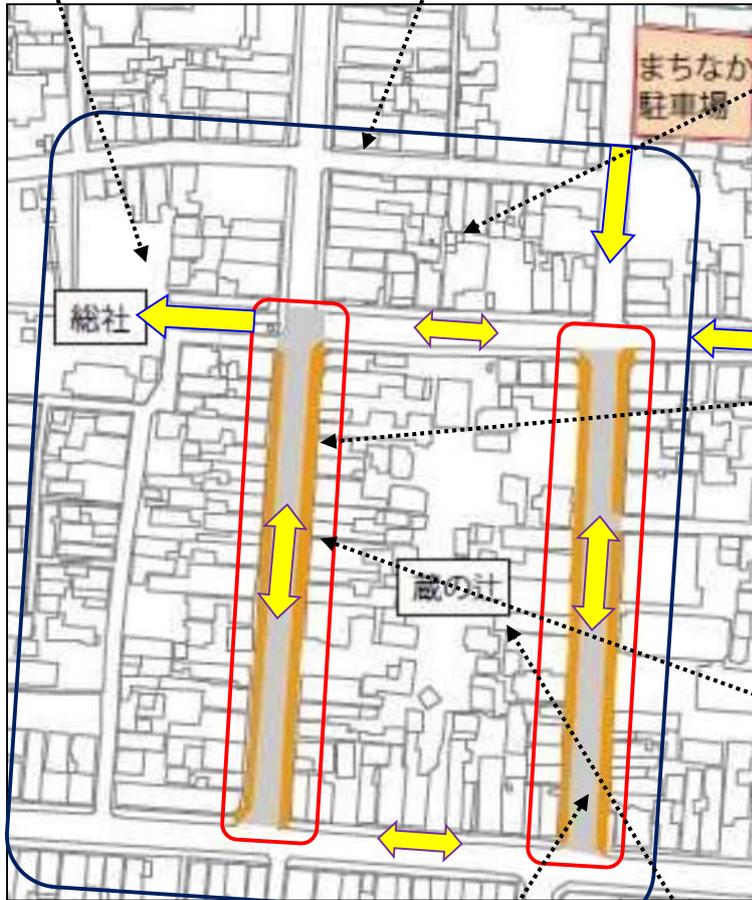


【店主が講師となる「まちゼミ」(例)】

☆魅力あるまちなか居住の推進



【空き家・空き店舗をコミュニティ活動の場に活用(例)】



☆次代の商店街を担う店舗の育成



【商店街起業・新規創業者支援(例)】

☆商店街の環境整備



【商店街の環境整備(例)】

☆広小路通りの歩行空間等改良

☆市民をはじめとする様々な人との連携による賑わいづくり



【にぎわい市】

3) 住宅地（密集市街地）の将来像イメージ

●若い世代等の定住を促進する総合的な“まちなか居住”の推進

▶中心市街地は昔の道路の骨格や形態が残り、歴史を醸し出す街並みや路地、建物があります。住宅地（密集市街地）にあっては、残すべき路地や建物を見極め、環境整備を進めます。

☆一体的な住宅地開発による集合住宅の誘致



【駐車場等の敷地を活用して区画道路を確保(例)】



【街区内に交流広場を確保(例)】

☆民間の集合住宅の誘致



【街区内のまとまった敷地を住宅の種地として活用(例)】

☆老朽空き家解体支援による不動産の流動化



【老朽建物の解体により敷地を確保(例)】



☆市外・中心市街地外からの若年世代の住み替え誘導

☆良好な既存住宅ストックの有効活用



【木造住宅のリフォーム(例)】



【町屋を喫茶店として活用(例)】



【古民家をU・ターン者向け住宅として活用(例)】

4) 住宅地（基盤整備済）の将来像イメージ

☆民間の集合住宅の誘致



【民間集合住宅の誘致(例)】

☆空き地を活用した宅地分譲の誘導



【空き地を活用した住宅開発(例)】



【良好な住宅の供給(例)】



☆市外・中心市街地外からの若年世代の住み替え誘導

☆子育て支援の充実 高齢者福祉の充実



【子育て・保育サービスの充実】



【高齢者の集う場の提供】

☆U・Iターンの促進



【空き家ストックの管理と情報提供(例)】

☆身近にある豊かな水辺空間の利活用



【日野川河川緑地の利活用】

市外・中心市街地外からの若年世代の住み替え誘導の流れ

2. 中心市街地の位置及び区域

[1] 位置

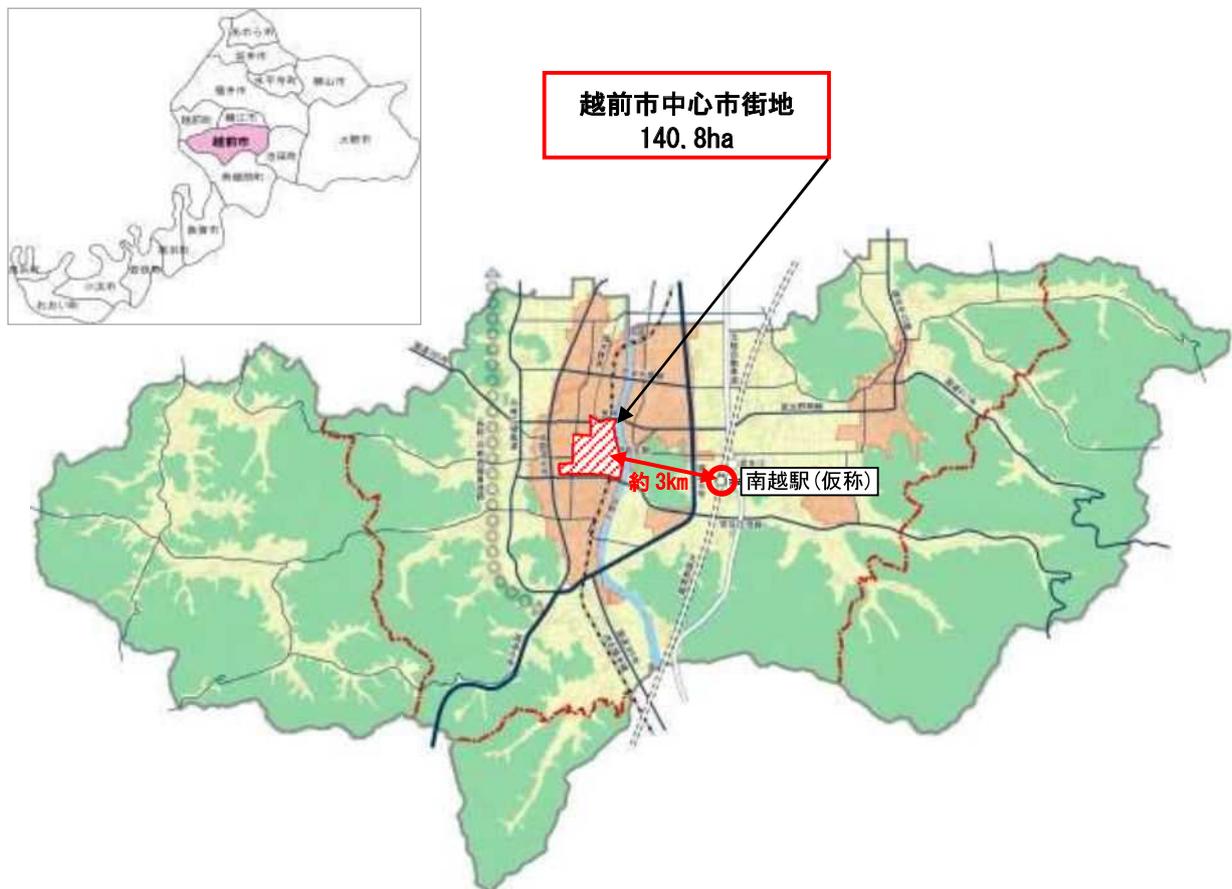
位置設定の考え方

JR 北陸本線武生駅周辺は本市のほぼ中央に位置し、約 1300 年前に越前の国府が置かれ、古くからのまちの中心として発展してきた市街地であり、国府由来の総社や国分寺をはじめとした社寺が集積し、城跡、町家、蔵、路地等の歴史的街並み等の歴史文化資源が数多く継承されています。また、行政・文化・教育・交通・医療・福祉など、公共施設や商業・都市サービス施設が立地し、丹南地域の中で最も都市機能が集積しています。

令和 5 年春には JR 武生駅の東方約 3km の位置に北陸新幹線南越駅（仮称）の開業が予定されています。

本計画では、これまでの歴史的背景や都市機能、商業集積の状況を考慮するとともに、北陸新幹線の開業を契機として本市の商業・観光機能の向上を図ることが重要であることから、JR 北陸本線武生駅周辺の地区を中心市街地として設定します。

(位置図)



[2] 区域

区域設定の考え方

- (1) 区域の面積 140.8ha
- (2) 区域の境界 東の境界... 日野川
西の境界... 都市計画道路 河濯線（武生中央公園一帯を含む）
南の境界... 都市計画道路 甲楽城線
北の境界... 都市計画道路 豊線、武生縦貫線、本田線（北府駅一帯を含む）
- (3) 区域設定の考え方

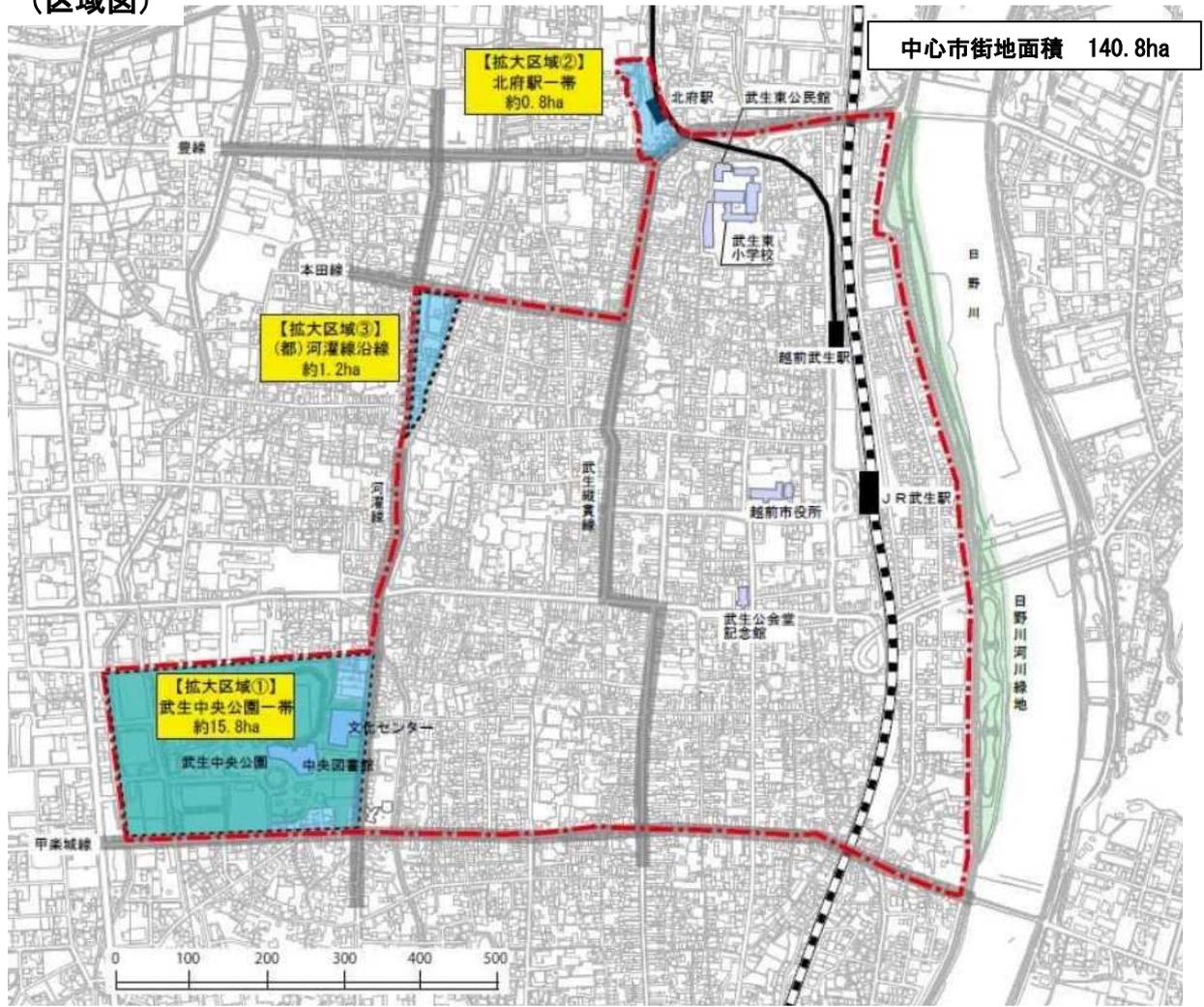
前々計画では、JR 北陸本線武生駅周辺の約 123ha を中心市街地として位置づけていますが、その後、隣接地において、中心市街地の活性化に資する事業が実施・計画されていることから、以下の 3ヶ所の隣接地を加えた約 140.8ha の区域を新たな中心市街地として設定します。

【拡大区域】

- ① **武生中央公園一帯**：武生中央公園一帯は、公園等の少ない中心市街地に隣接した貴重なオープンスペースであり、老若男女が集う市のセントラルパークとして駐車場を含めた再整備事業が進められている。また、中心市街地内のまちなか博物館周遊コースも隣接地まで設定され観光客等の来訪者もあることを踏まえ、中心市街地に隣接する武生中央公園一帯を区域に含め、西の玄関口、賑わいと憩いの拠点として位置づける。
- ② **北府駅一帯**：中心市街地の北側に隣接する北府駅一帯では、パークアンドライド駐車場が整備されており、まちなか観光の北の拠点として位置づけ、中心市街地内のまちなか博物館周遊コースのスポットとして散策マップ等を通じて広く観光客等の来訪者へ情報発信している。近年、北府駅は市民活動の拠点として活用が進んでおり、更に鉄道ミュージアム整備計画が進められていることから、中心市街地に隣接する北府駅一帯を区域に含め、北の玄関口、賑わい拠点として位置づける。
- ③ **(都)河濯線沿線**：中心市街地の西側区域境は、中心市街地の骨格道路である（都）河濯線の整備区間と同線未整備区間の代わりに河川を境界としている。本計画期間内に（都）河濯線の未整備区間の整備が進められることから、未整備区間を区域境に変更し、河川と骨格道路に挟まれる地域を中心市街地として位置づける。



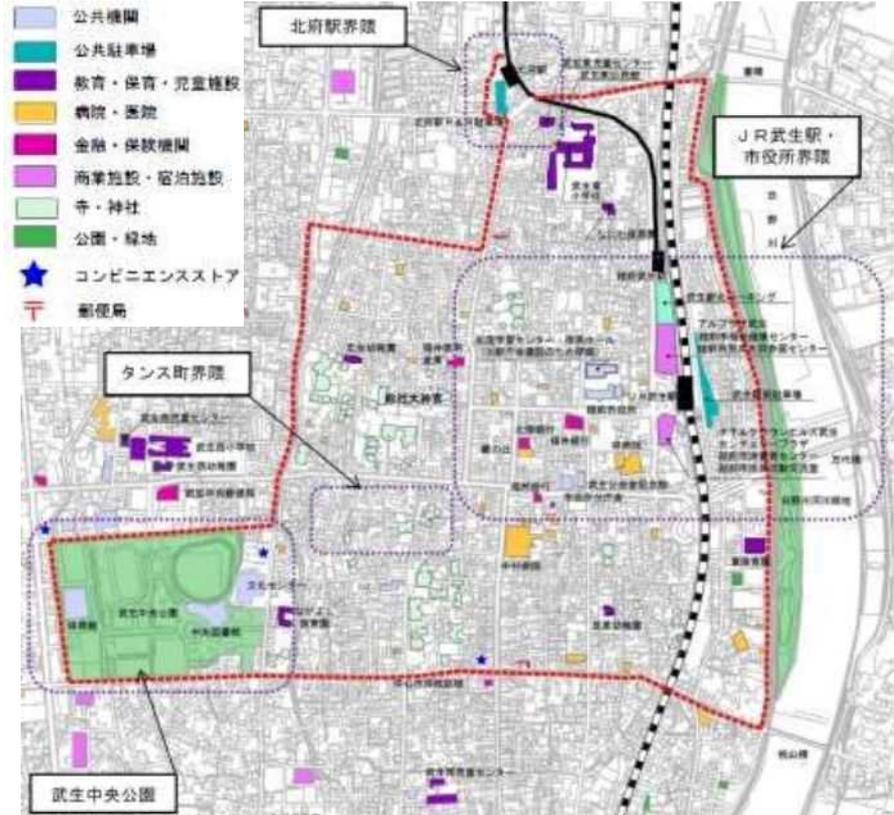
(区域図)



[3] 中心市街地の要件に適合していることの説明

要件	説明												
<p>第1号要件</p> <p>当該市街地に、相当数の小売商業者が集積し、及び都市機能が相当程度集積しており、その存在している市町村の中心としての役割を果たしている市街地であること</p>	<p>① 商業施設、公共公益施設、都市福利施設等の都市機能が集積している</p> <p>中心市街地には、3つの商店街振興組合、6つの繁栄会・商店街が集積しており、市の卸売業・小売業の事業所数の23.3%、従業者数の13.5%のシェアを占めています。</p> <p style="text-align: center;">《商店街の集積の状況》 H28.4.1 現在</p>  <p style="text-align: center;">《卸売業・小売店の集積の状況》</p> <table border="1" data-bbox="531 1460 1385 1648"> <thead> <tr> <th></th> <th>中心市街地 (H26)</th> <th>越前市 (H26)</th> <th>中心市街地の シェア</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事業所数(件)</td> <td>286</td> <td>1,225</td> <td>23.3%</td> </tr> <tr> <td>従業者数(人)</td> <td>1,039</td> <td>7,668</td> <td>13.5%</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">出典：経済センサス</p> <p>また、市役所、福祉健康センター、体育館、文化センター、中央図書館、医療施設等の公共公益施設や都市福利施設、社寺が集積しており、全市及び広域圏の中で最も都市機能が集積している区域です。</p>		中心市街地 (H26)	越前市 (H26)	中心市街地の シェア	事業所数(件)	286	1,225	23.3%	従業者数(人)	1,039	7,668	13.5%
	中心市街地 (H26)	越前市 (H26)	中心市街地の シェア										
事業所数(件)	286	1,225	23.3%										
従業者数(人)	1,039	7,668	13.5%										

《公共公益施設、都市福利施設、社寺群の状況》

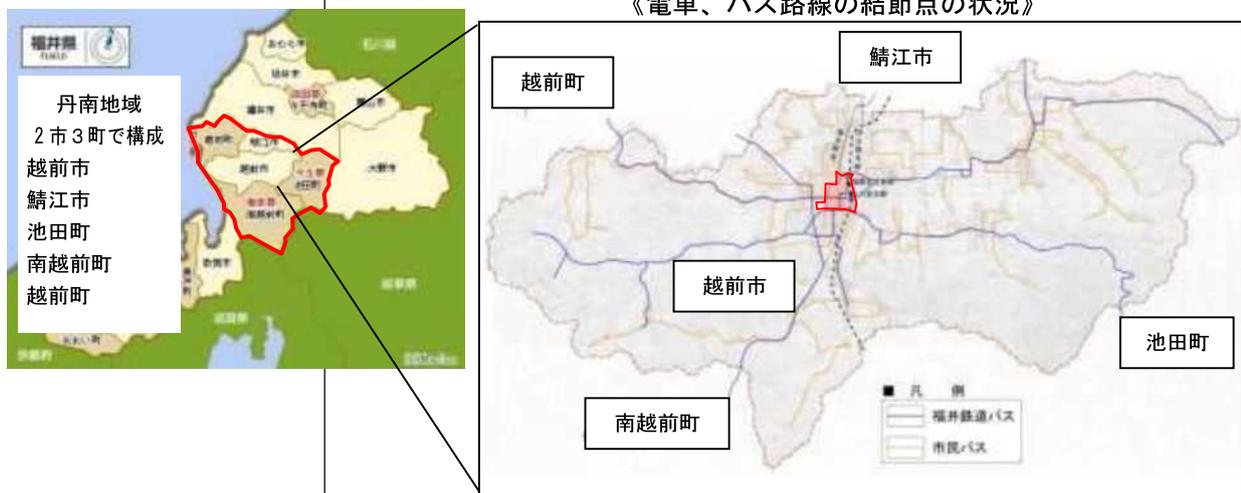


② 丹南地域で最大の公共交通の結節点である

中心市街地には、J R 武生駅と福井鉄道福武線の越前武生駅、北府駅が立地しています。また、バス路線の発着点があり、丹南地域（構成市町村：越前市、鯖江市、池田町、南越前町、越前町の2市3町）で最大の公共交通の結節点となっています。

なお、令和5年春には、J R 武生駅の東方約3kmの位置に、北陸新幹線南越駅（仮称）の開業が予定されていますが、将来的にも中心市街地のJR武生駅を本市の交通結節点としていきます。

《電車、バス路線の結節点の状況》



③ 人口が集積し、D I D地区の中心の区域である

中心市街地の人口は減少しているものの、全市の6.6%を占め、D I D区域の中心に位置しています。このため、道路、下水道（普及率100%）、道路融雪、公共公益施設など、他地区よりも都市インフラが整備されています。

《人口、住宅戸数の集積の状況》

	中心市街地	越前市	中心市街地のシェア
人口	5,500人	83,366人	6.6%
世帯数	2,356世帯	29,417世帯	8.0%

出典：平成28年4月1日 住民基本台帳人口

④ 区域の大半が商業系用途地域に指定され、店舗・事業所・公共公益施設が集積している

都市計画における用途地域は、商業地域が47ha、近隣商業地域が25.1ha、第一種中高層住居専用地域が14.5ha、第一種住居地域が54.2haであり、市全域の商業地域の95.7%、近隣商業地域の33.9%を占めています。

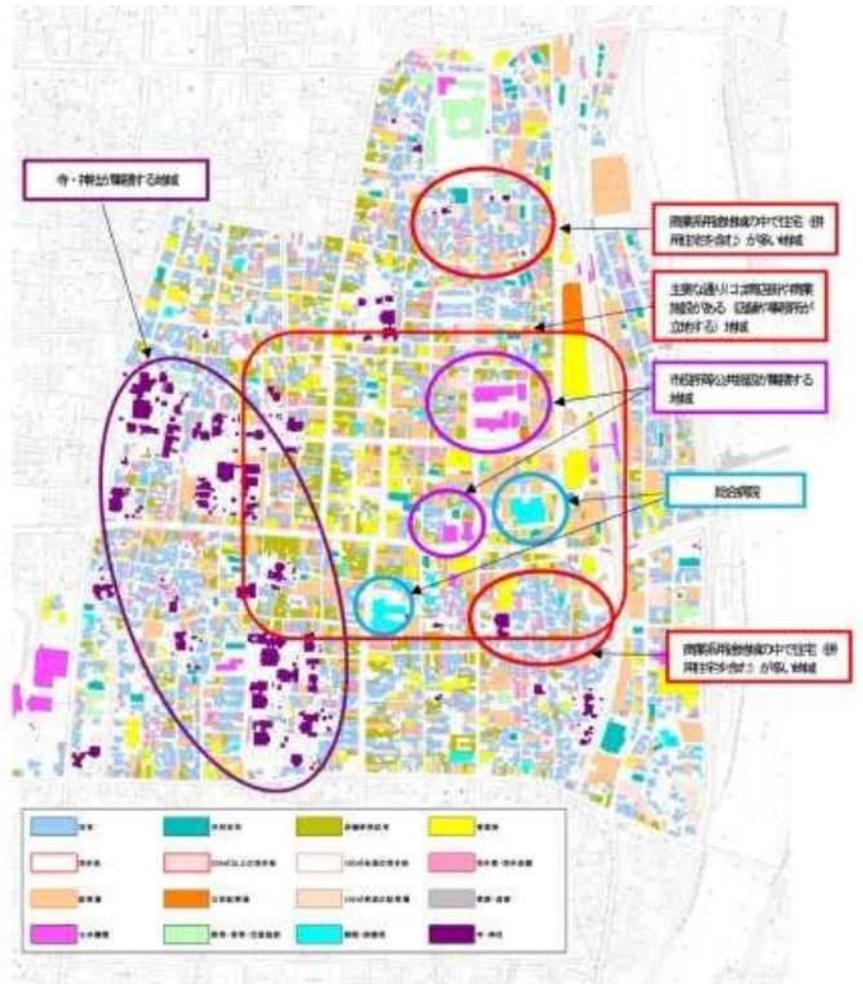
土地利用現況図から中心市街地には店舗併用住宅、事業所、公共公益施設が集積しています。

《用途地域の状況》

用途地域別面積	中心市街地		越前市		市全体に占める中心市街地の割合(%)
	面積(ha)	構成比(%)	面積(ha)	構成比(%)	
総面積	140.8	100	23,075	100	0.6
都市計画区域	140.8	100	12,218	52.9	1.2
DID地区	139.9	99.4	672.0	5.5	20.8
第一種中高層住居専用地域	14.5	10.3	416.9	3.4	3.5
第一種住居地域	54.2	38.5	451.0	3.7	12.0
近隣商業地域	25.1	17.8	74.0	0.6	33.9
商業地域	47.0	33.4	49.1	0.4	95.7

出典：DID地区は、平成22年国勢調査

《平成 27 年度中心市街地土地利用現況図》



出典：越前市都市計画（平成 28 年 3 月調査）

第 2 号要件

当該市街地の土地利用及び商業活動の状況等からみて、機能的な都市活動の確保又は経済活力の維持に支障を生じ、又は生ずるおそれがあると認められる市街地であること

① 人口・世帯数が減少し、高齢化が進行している

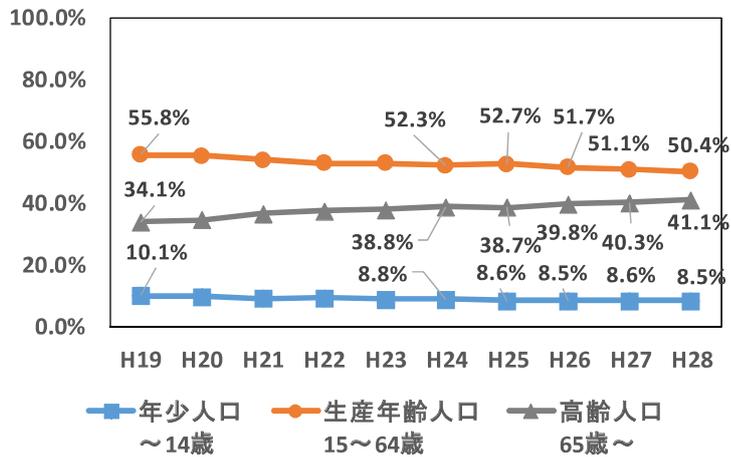
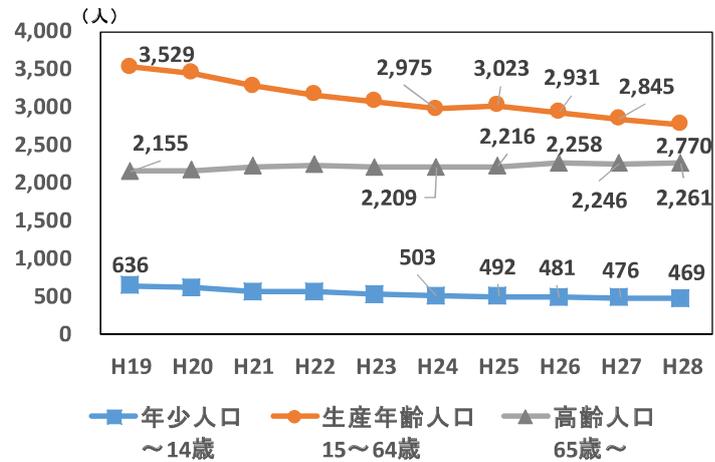
中心市街地の人口は、市全体を上回る割合で減少が進んでおり、平成 28 年現在、平成 19 年より 1,137 人少ない 5,500 人になっています。（年平均 126 人減少）

《市及び中心市街地の人口・世帯数の推移》

	区域	平成 19 年	平成 28 年	増減
人口	越前市	87,433 人	83,366 人	▲ 4.7%
	中心市街地	6,637 人	5,500 人	▲ 17.1%
世帯数	越前市	28,793 世帯	29,417 世帯	+2.2%
	中心市街地	2,618 世帯	2,356 世帯	▲ 10.0%

中心市街地では少子高齢化も進んでおり、高齢人口の割合（高齢化率）は、平成27年に40%の大台に入りました。

《市及び中心市街地の年齢構成の推移》

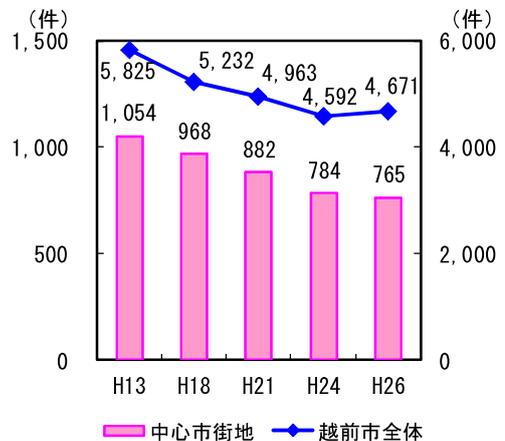


出典：毎年4月1日 住民基本台帳人口

② 商業や業務機能が低下している

本市の事業所の約16%が中心市街地に立地していますが、その数は年々減少しており、全市と比べて減少幅が大きくなっています。

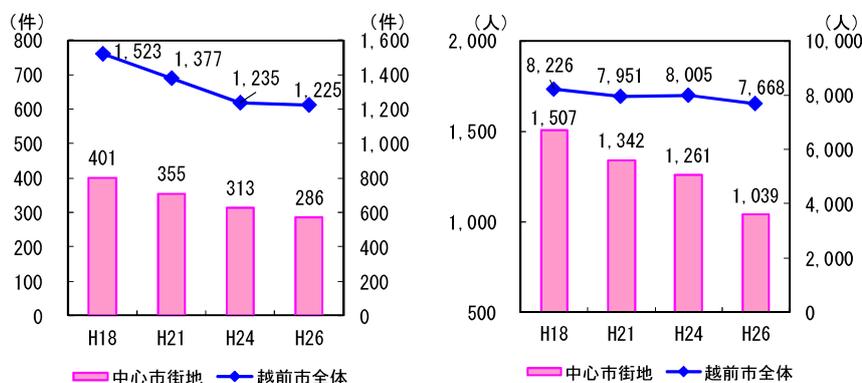
《事業所数の推移》



出典：事業所統計調査、経済センサス

このうち卸売業・小売業については、全市の事業所数の約23%が中心市街地に立地し、商業・業務機能の市内最大の集積地を形成していますが、事業所数・従業員数とも近年減少傾向が続いています。

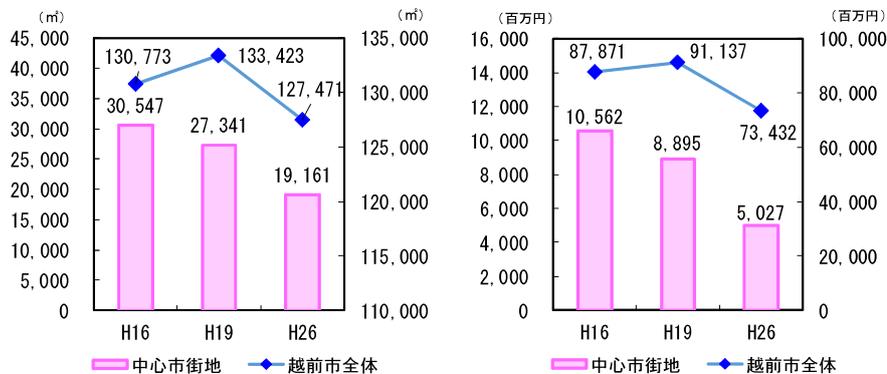
《卸売・小売業の事業所数(左)、従業員数(右)の推移》



出典：事業所統計調査（H18）、経済センサス（H21、H24、H26）

小売業の売場面積及び年間商品販売額は、平成16年から平成26年までの間に売場面積は約37%（11,386㎡）、年間商品販売額は約52%（5,535百万円）と大きく減少しています。

《小売業売場面積(左)、小売業年間商品販売額(右)の推移》

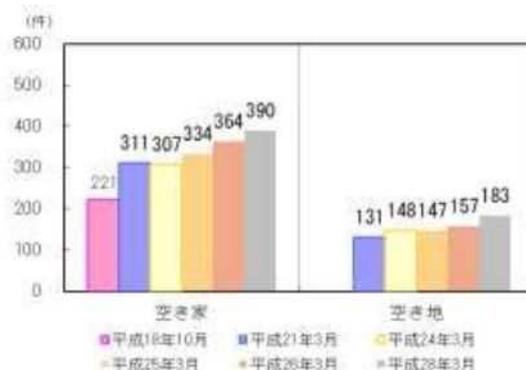


出典：商業統計調査

③ 空き家・空き地が増加している

中心市街地には空き家、空き地が多く見られ、かつ増加傾向にあり、平成28年3月現在、空き家が390戸、空き地が183箇所あります。

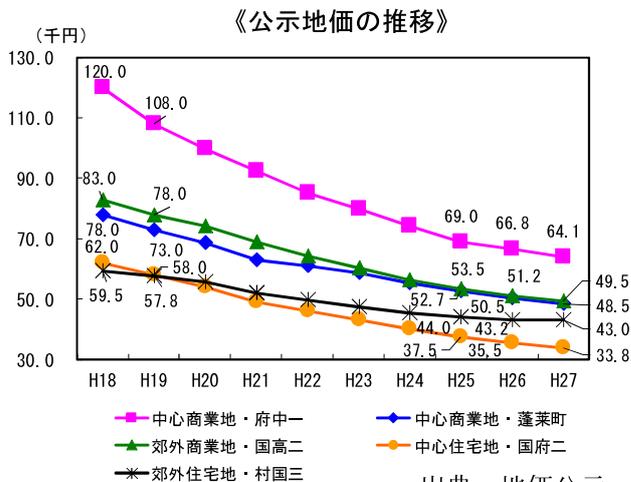
《中心市街地の空き家、空き地の推移》



出典：越前市都市計画課

④ 地価の下落が郊外よりも激しい

中心市街地の公示地価は、依然下落傾向にあり、中心市街地と郊外との価格差は縮まっています。



第3号要件

当該市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進することが、当該市街地の存在する市町村及びその周辺の地域の発展にとって有効かつ適切であると認められること

① 本市の中心市街地としての認識が市民に共有されている

当該市街地は、古くからの本市の政治、経済、文化の中心として発展し、本市の中心市街地としての認識が市民に共有されていることから、当該市街地の活性化が、市民意識の面から、本市及びその周辺地域の発展を牽引すると言えます。

② 総合計画と整合している（基本構想：平成19年3月策定、基本計画：平成23年4月改定、平成26年7月見直し）

平成23年4月の基本計画の改定では、「魅力ある中心市街地の形成に継続して力を注ぐこと」を重点テーマの1つに位置づけ、総合計画の重点目標である「定住化の促進」に向け、本基本計画の施策を着実に推進するものとしており、中心市街地活性化基本計画の方向性と整合しています。

③ 都市計画マスタープランと整合している（平成20年3月策定）

まちづくりの基本目標の一つ目に「持続可能なコンパクトシティ」を掲げ、JR武生駅周辺一帯を中心市街地ゾーンとして位置づけ、土地利用方針として、都市機能の集積、まちなか居住の場の形成、賑わいづくりの推進などを謳っており、中心市街地活性化基本計画の方向性と整合しています。

④ 総合戦略と整合している（平成27年11月策定）

平成27年11月に策定した越前市総合戦略では、基本目標に「旺盛な求人を背景に、生産年齢人口を確保」「IJUターンする人の支援」「イメージアップ（情報発信）」等を掲げ、中心市街地における定住の促進、働く場の確保などの推進を謳っており、中心市街地活性化基本計画の方向性と整合しています。

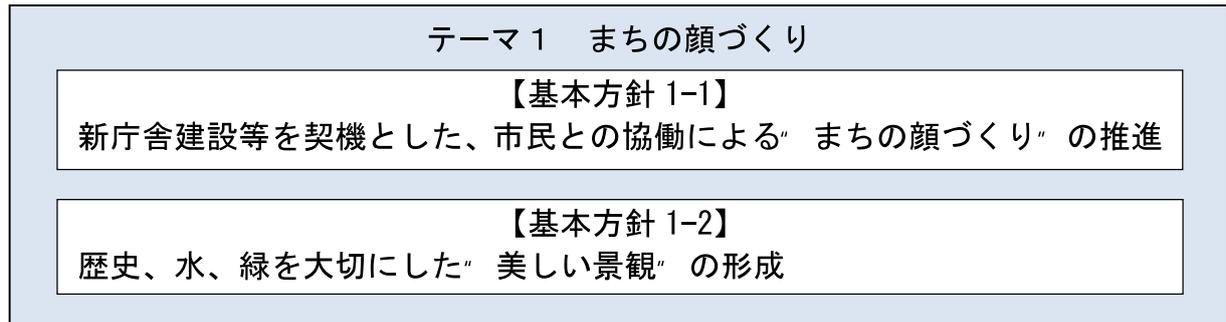
3. 中心市街地活性化の目標

[1] 中心市街地活性化の目標

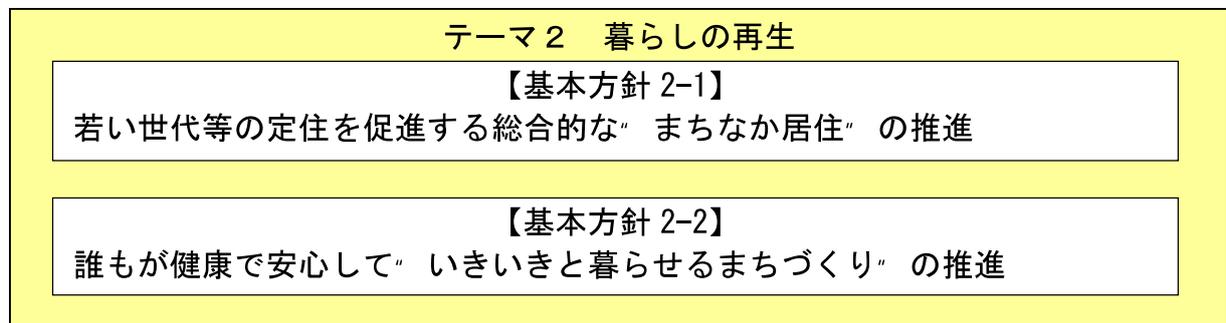
中心市街地の将来像である『越前国府1300年の歴史と文化が薫る安らぎのまち武生』～全ての世代が共に支え合い、住み・働き・交流するまち～の実現を目指して、今後、新庁舎の建設などを契機にした半世紀に一度のまちづくりに取組みます。

その際、『越前国府の歴史と文化』を活かしつつ、3つのテーマと、これに基づく6つの基本方針に沿った多様な施策を踏まえ、「まちの顔づくり」、「暮らしの再生」、「にぎわいの再生」を目標として設定します。

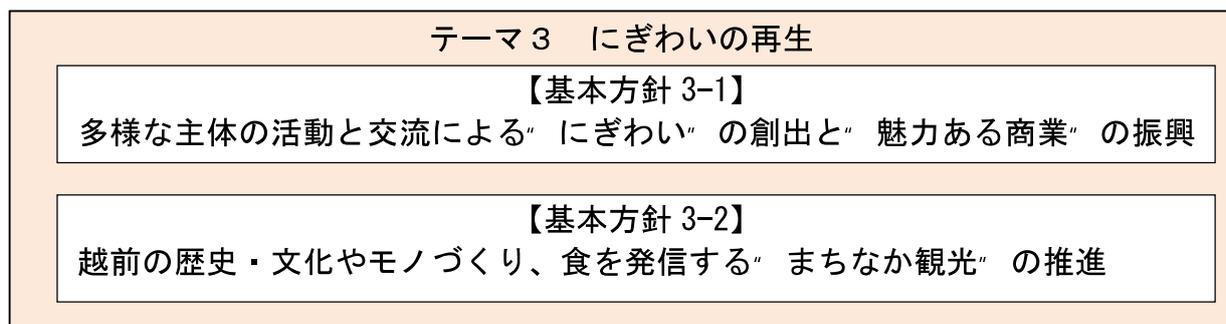
《中心市街地活性化の目標》



【目標1】まちの顔づくり



【目標2】暮らしの再生



【目標3】にぎわいの再生

[2] 計画期間の考え方

本基本計画の計画期間は、平成 28 年 12 月から、主要な事業の効果が現れると考えられる令和 4 年 3 月までの 5 年 4 ヶ月とします。

[3] 数値目標指標設定の考え方

中心市街地活性化の 3 つの目標の達成状況を的確に把握するために、下記の数値目標指標を設定します。

《数値目標指標の設定》

目標	数値目標指標	考え方
1 まちの 顔づくり	1-① 市民交流施設の利用者数	➤ 新庁舎交流施設等を市民が活用し、日常的に様々な活動が展開されることで、まちの新しい顔づくりの推進が期待されます。
2 暮らし の再生	2-① 施策による移住者数	➤ 各種住宅施策の推進や福祉住環境の向上により、人口減少に歯止めをかけ、暮らしの再生を図る効果が期待されます。
3 にぎわ いの再 生	3-① 活性化に寄与する 市民活動の回数	➤ 市民活動の支援や交流の場づくりを推進することにより、まちなかのにぎわいの再生が期待されます。
	3-② 施策によるまちなか 開業件数	➤ 空き家・空き店舗の利活用や新規出店者へ支援することにより、まちなかの商業振興が図られ、にぎわいの再生が期待されます。

[4] 具体的な数値目標の考え方

目標指標 1-① 市民交流施設の利用者数

- 主要事業である新庁舎建設事業（交流施設）の整備効果として、新庁舎周辺の市民交流施設の利用者数（R3）を設定する。

数値目標の設定

- ・ 中心市街地の市庁舎周辺の既存交流施設（※ 1）の年間利用者数の現況値（平成 27 年度）を基準に、新庁舎建設事業（交流施設）の整備効果を加算して目標値を設定する。

※ 1 市庁舎周辺の既存交流施設は、生涯学習センター・市民ホールと福祉健康センター（アルプラザ武生内）の 2 施設（P. 4 参照）とする。一般利用者の年間利用者数を対象とする。

■ 数値目標の積算

積算根拠	数値
○ 福祉健康センター増床の効果（※ 2）	33,168 人
○ 新庁舎建設事業（交流施設）の整備効果（※ 2）	44,255 人
数値目標（○ + ○）：令和 3 年度	77,423 人 ≒ 77,420 人

※ 2 新庁舎建設事業（交流施設）における「新庁舎市民交流スペースの新設」（生涯学習センター）と、それに伴う「福祉健康センターの機能分担による増床（市民交流センター）」及び関連するソフト事業により、各施設の利用者数を以下のように設定する。

<福祉健康センター増床の効果>

福祉健康センターの増床前後は、平成 25 年度から平成 27 年度までの平均利用者数 32,668 人／年が維持されると見込み、令和 3 年度以降、平均利用者数に加えて、地域子育て支援センター運営事業等の新規イベント開催により 500 人を見込む。

○ 令和 3 年度：32,668 人 + 500 人 = 33,168 人

【福祉健康センターでの新規イベント開催による利用者数】

・講演会の開催：@250 人 × 2 回 = 500 人

これらに加え、市民プラザたけふ整備事業により利用者数の増加が見込まれる。

<新庁舎市民交流スペース（生涯学習センター）の整備効果>

新庁舎市民交流スペース整備前の生涯学習センター・市民ホールにおける平成 25 年度から平成 27 年度までの平均利用者数 30,281 人／年が、新庁舎市民交流スペース整備後も維持されると見込み、これに加えて、大学連携事業等の新規イベント開催により 800 人、及び武生中央公園再整備に伴い文化センター中ホールを廃止するため、中ホールで開催されていた文化イベントを同スペースで開催し、その効果 2,074 人を見込む。

○ 令和 3 年度：30,281 人 + 800 人 + 2,074 人 = 33,155 人

【庁舎前ひろばでの新規イベント開催による利用者数】

・演奏会の開催：@200 人 × 2 回 = 400 人

・講座の開催：@100 人 × 4 回 = 400 人

上記に加え、新庁舎建設事業（交流施設）により整備された庁舎前ひろば（740 席を予定）を活用して、新たな市民等が主体となった集客イベントや活動を令和 3 年度から年 15 回開催する。

○ 令和 3 年度：740 人／回 × 15 回 = 11,100 人

以上より、令和 3 年度：33,155 人 + 11,100 人 = 44,255 人

【庁舎前ひろばの利用予定席数の設定根拠】

・庁舎前ひろばは 1,480 席程度の収容が可能な広さを有しているが、イベントや活動では外部空間を全部使うのではなく、機材関係の設置・撤収等で車による搬入・搬出を考慮した駐車スペース、露店等のブースなどの利用や中心市街地内のイベント開催実績を踏まえ、半分の 740 席を活用する。

・席数は、現在、中心市街地において主要なイベントや活動の開催場所となっている蔵の辻における H28 年度の来場者実績（500 人～1000 人の来場）、開催回数と来場者数をカウントしていた H19～H23 の実績を参考に設定する。

※牛なで天神まつり/GreenJazz 蔵の辻：500 人、

ハンギングバスケットコンテスト：1,000 人

結の祭第 1 部（カレー王国）/伊勢太神総舞：1,000 人

※H19：500 人/回、H20：924 人/回、H21：934 人/回、H22：1168 人/回、H23：700 人/回

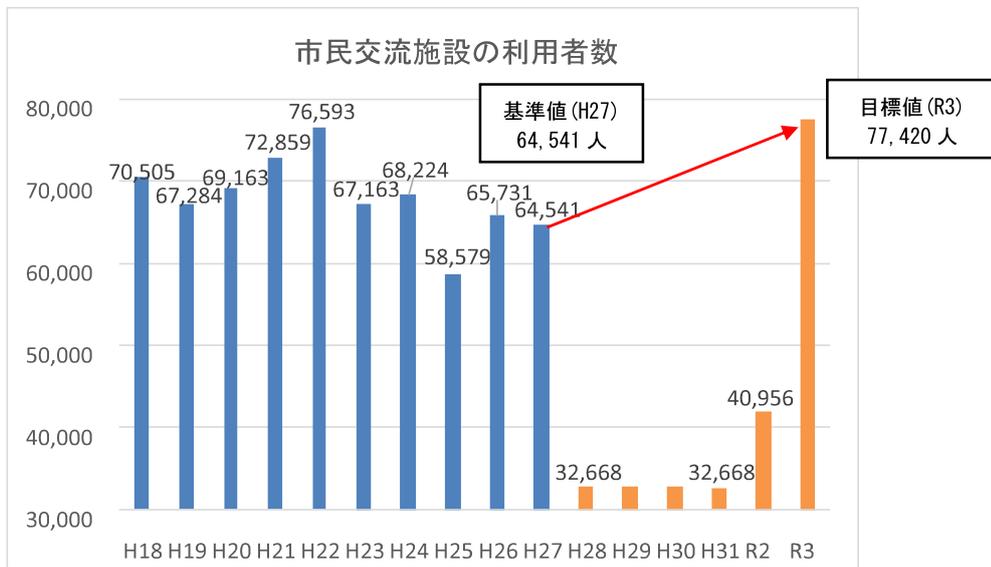
【イベント回数の設定根拠】

- ・イベント回数設定は、本市の場合、冬場（12月～1月）は雪のため利用できない可能性が高いことと梅雨場の6月を除き、3月から11月の中の8ヵ月が想定期間となります。3月、4月、5月、7月、8月、9月、10月を各2回の計14回、残りの11月は1回、合計15回を想定する。

以上を踏まえ、平成28年度以降の市民交流施設の利用者数を下表のように設定する。

(単位：人)	H28	H29	H30	H31	R2	R3
福祉健康センターの利用者数	32,668	32,668	32,668	32,668	32,668	33,168
生涯学習センターの利用者数	—	—	—	—	8,288	33,155
庁舎前ひろばの利用者数	—	—	—	—	—	11,100
合計	32,668	32,668	32,668	32,668	40,956	77,423

■ 数値目標設定



目標指標 2-① 施策による移住者数

- 各種住宅施策の推進や福祉住環境の向上、まちなか居住の PR の効果として、施策による移住者数を設定する。(移住者数とは、住宅施策によって中心市街地活性化区域内に転入・転居した人数)

数値目標の設定

- ・住宅施策に関して過年度の実績を踏まえ、計画期間内における施策による移住者数を設定する。

■ 数値目標の積算

積算根拠	数値
① 新婚夫婦定住化支援事業 : 平成 28 年度から令和 3 年度までの支援者数 (※ 1)	120 人
② まちなか住宅取得推進事業 : 平成 28 年度から令和 3 年度までの支援者数 (※ 2)	173 人
③ まちなか共同住宅整備推進事業 : 平成 28 年度から令和 3 年度までの支援者数 (※ 3)	90 人
④ その他住宅施策 : 平成 28 年度から令和 3 年度までの支援者数 (※ 4)	24 人
空き家等リフォーム支援事業	
多世帯同居・近居住まい推進事業	
⑤ 施策による移住者数 (① + ② + ③ + ④) : 平成 28 年度から令和 3 年度までの支援者数	407 人 ≒ 400 人

- ※ 1 平成 28 年度以降は、新婚夫婦定住化支援事業を推進するとともに、雇用促進対策事業 (UIJ ターン就職奨励金) や創業支援事業等の雇用関連の施策とも連携を図り、年間 10 件の利用を目標として設定する。

	H28	H29	H30	H31	R2	R3
目標件数	10 件					
施策による支援者数	20 人					

【目標件数の設定根拠】

・新婚夫婦定住化支援事業の利用実績は、平成 25 年度 : 5 件、平成 26 年度 : 11 件、平成 27 年度 : 9 件、年平均 8.3 件の実績であった。越前市総合戦略の中の KPI : 新婚夫婦家賃補助での市外からの転入者数 600 人/5 年間 (120 人/年) は、過去 2 年間の平均 106 人をもとに、今後住宅整備が図られることを見込み設定している。この実績の 106 人を 1.13 倍した 120 人を KPI に設定していることから、新婚夫婦定住化支援事業の実績 8.3 件/年を 1.13 倍した 9.37 件 ≒ 10 件/年を目標として設定している。

- ※ 2 まちなか住宅取得支援事業は平成 27 年度から始まった施策である。平成 27 年度は 3 件の実績がある。

平成 28 年度以降は、まちづくり会社や不動産協会との連携により、まちなか住宅取得支援事業を推進するとともに、雇用関連の施策や子育て支援関連の施策とも連携を図り居住環境の魅力づくりを進めることで、戸建住宅の建設実績を参考に目標戸数を設定する。

	H28	H29	H30	H31	R2	R3
目標件数	8 戸	9 戸	9 戸	9 戸	10 戸	10 戸
施策による支援者数	25.6 人 ≒ 25 人	28.8 人 ≒ 28 人	28.8 人 ≒ 28 人	28.8 人 ≒ 28 人	32 人	32 人

※ 平成 22 年度国勢調査 : 福井県の一戸建てにおける 1 世帯当たりの人員 3.2 人

【目標戸数の設定根拠】

・本支援事業導入前の平成21年度から平成25年度の5年間で、戸建住宅の確認申請件数は延べ53戸、年平均10.6戸である。直近の件数を見ると、平成23年度：10戸、平成24年度：8戸、平成25年度：16戸（消費増税前）である。（平成25年度を除いた4年間の平均は年9.25件）

※3 平成21年度から平成27年度までの7年間における優良共同住宅整備事業の実績は、平成23年度25戸、平成26年度10戸、延べ35戸である。（年平均5戸）

民間事業者の動きを鑑みるとともに、過去の実績を維持していくこととし、6年間の支援者数を次表のように設定する。

	H28	H29	H30	H31	R2	R3
◎ 目標件数	5戸	25戸	5戸	5戸	5戸	5戸
◎ 支援者数	9人	45人	9人	9人	9人	9人

※平成22年度国勢調査：福井県の共同住宅における1世帯当たりの人員 1.8人

※4 その他施策で年2件程度の実績を目標とする。6年間の支援者数は次のようになる。

H28～H31：各年1件×3人×4年＝12人

R2～R3：各年2件×3人×2年＝12人

合計：12人＋12人＝24人

（平成22年度国勢調査：福井県の一戸建てにおける1世帯当たりの人員3.2人＝3人）

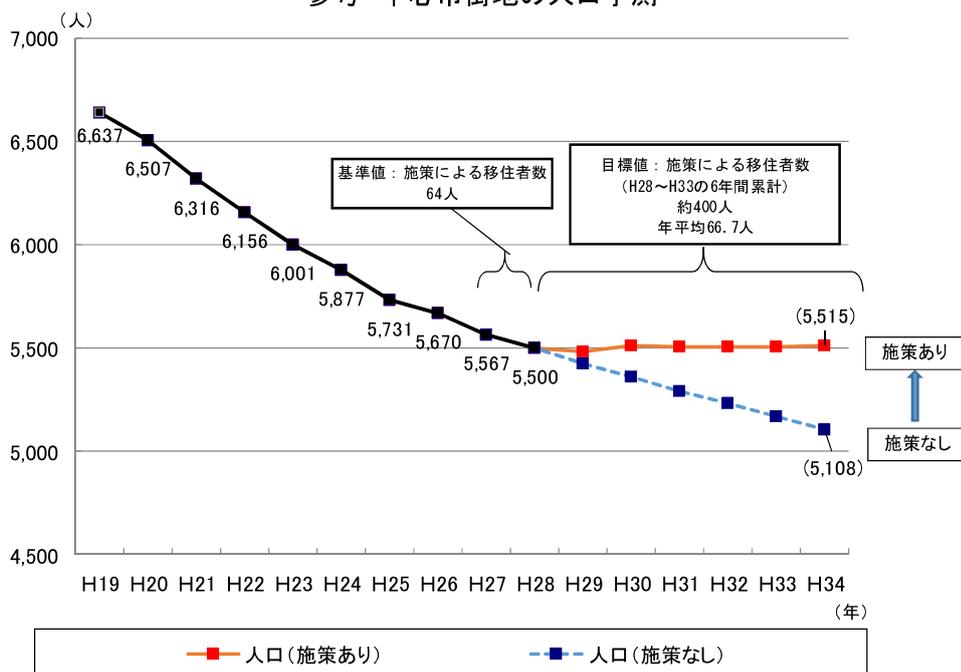
【目標の設定根拠】

・その他の施策である、「まちなか空き家等リフォーム支援事業（戸建て住宅対象）」の利用実績は、平成25年度：2件、平成26年度：0件、平成27年度：5件、年平均2.3件の実績であった。これまでの実績を維持していくことを目標として設定している。

これらに加え、「子育て世帯定住化支援事業」、「防火対策支援事業」により移住者数の増加が見込まれる。

■ 数値目標設定

参考 中心市街地の人口予測



※各年4月1日の数値を示す

目標指標 3—① 活性化に寄与する市民活動の回数

- まちなかのにぎわい再生に資する地域住民や市民等の活動の効果として、この目的に寄与する活動（活性化に寄与するイベントを含む）の開催回数（R3）を設定する。

数値目標の設定

- ・活性化に寄与する市民活動・イベントの回数は着実に増加しており、前計画で設定していた目標（55回/年）を平成26年度に達成（59回/年）している。
- ・平成24年度から平成26年度までの3年間で活動回数は37%増えている（43回⇒59回）。
- ・これまでは蔵の辻や北府駅が活動の中心であったが、武生中央公園市民の広場や新庁舎（交流広場）の整備により活動の場を拡大するとともに、まちづくり会社による働きかけや、大学との連携強化、市民団体への支援により、令和3年度の活性化に寄与する市民活動の年間回数を下表のように設定する。

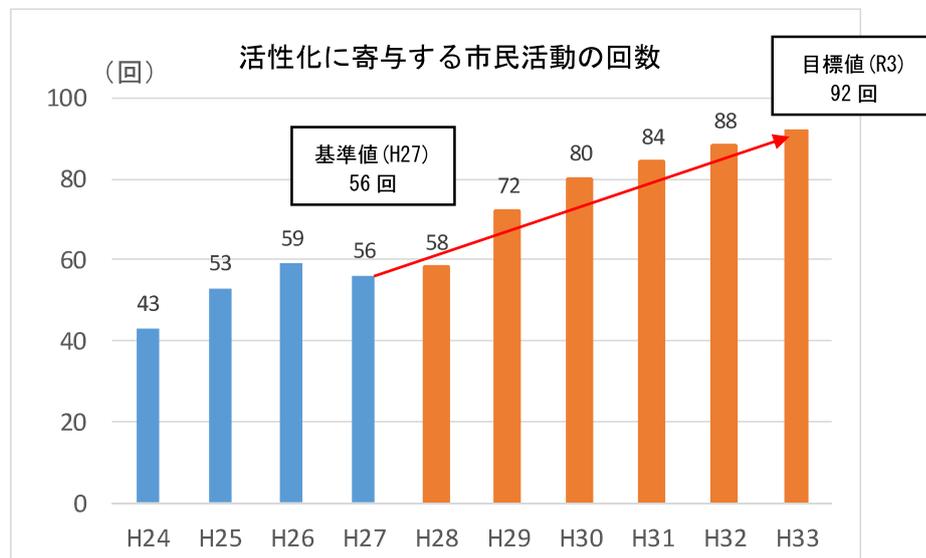
■ 数値目標の積算

積算根拠						
(単位：回)	H28	H29	H30	H31	R2	R3
まちなかイベントサポート事業 (蔵の辻)	17	20	23	26	28	15
寺社おこし事業	5	6	7	8	10	12
まちなかイベントサポート事業 (北府駅)	7	7	7	7	7	7
まちなかイベントサポート事業 (まちなかの商店街)	8	8	8	8	8	8
まちなかイベントサポート事業 (既存のまちなかイベント)	21	21	21	21	21	21
都市公園等利用促進イベント支援事業 (武生中央公園)		10	14	14	14	14
まちなかイベントサポート事業 (新庁舎屋外空間におけるイベント)						15
合計	58	72	80	84	88	92

【目標の設定根拠】

- ・既存事業等については過年度の実績を、新たに加わる武生中央公園と新庁舎屋外空間におけるイベントについては見込みを目標として設定している。

■ 数値目標設定



目標指標 3-② 施策によるまちなか開業件数

- 主要事業であるまちなか開業支援事業、空き店舗等活用事業等の商業振興施策の効果として、商業振興施策による店舗開業件数を設定する。

数値目標の設定

- ・ 過年度の店舗開業支援認定件数は、前々計画（平成 19 年度から平成 24 年度）は 36 件（6 件/年）、前計画（平成 25 年度から平成 27 年度）は 16 件（5.3 件/年）の実績がある。
- ・ 平成 29 年度以降は、まちづくり会社による支援や商店街活性化プランを推進するために、まちなか開業支援事業や空き店舗等活用事業等の対象範囲を絞って集中的に事業展開する。

■ 数値目標の積算

積算根拠	数値
まちなか開業支援事業、空き店舗等活用事業等による効果 ：平成 28 年度から令和 3 年度までの開業件数（※ 1）	24 件
数値目標：施策によるまちなか開業件数（目標値） ：平成 28 年度から令和 3 年度までの開業件数	24 件

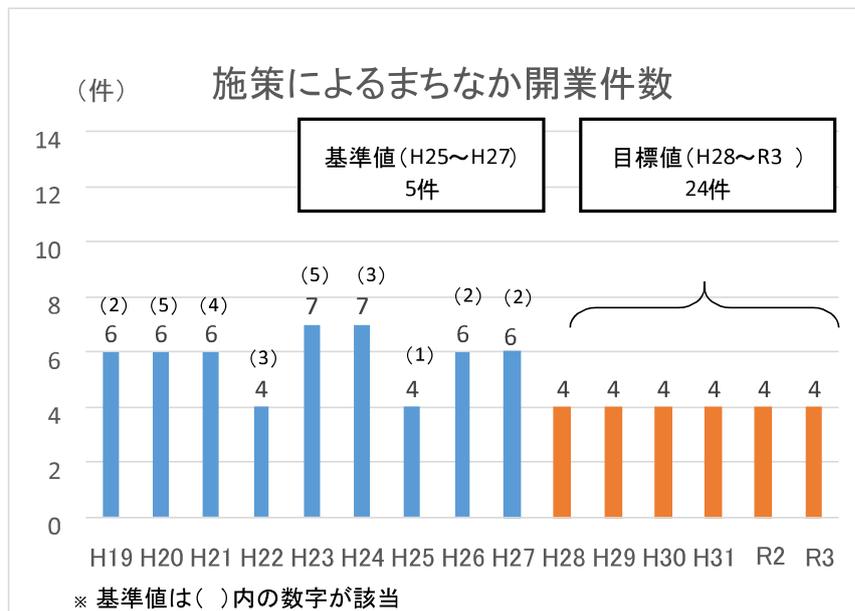
- ※ 1 平成 27 年度に地元商店街、まちづくり会社等の民間事業者が主体となり策定した商店街活性化プランに基づき、まちなか開業支援事業や空き店舗等活用事業等を活用して開業支援を行う。

	H28	H29	H30	H31	R2	R3
まちなか開業支援事業や空き店舗等活用事業等の活用による開業件数	4 件	4 件	4 件	4 件	4 件	4 件

【目標の設定根拠】

- ・ 平成 20 年度から平成 24 年度において、蔵の辻周辺等のエリアに集中して誘致活動を行った結果、年平均 4 件程度の開業支援実績が得られた。本計画でも同様にエリアを絞っての誘致活動を行い、同程度の実績が得られると考え目標設定を行っている。

■ 数値目標設定



《中心市街地活性化の目標（総括表）》

基本的な方針	中心市街地の活性化の目標	目標指標	前計画基準値 (H24)	前計画目標値 (H29)	最新値 (H27)	新計画基準値 (H27)	新計画目標値 (R3)
1-1 新庁舎建設等を契機とした、市民との協働による“まちの顔づくり”の推進	目標① まちの顔づくり	1-① 市民交流施設の利用者数	新規目標	新規目標	64,541人	64,541人	77,420人
1-2 歴史、水、緑を大切にしたい“美しい景観”の形成							
2-1 若い世代等の定住を促進する総合的な“まちなか居住”の推進	目標② 暮らしの再生	2-① 施策による移住者数	372人増 (H19~24)	380人増 (H25~29)	64人増 (H27)	64人増 (H27)	400人増 (H28~R3) ※ 66.7人/年
2-2 誰もが健康で安心して“いきいきと暮らせるまちづくり”の推進							
3-1 多様な主体の活動と交流による“にぎわい”の創出と“魅力ある商業”の振興	目標③ にぎわいの再生	3-① 活性化に寄与する市民活動の回数	43回	55回	56回	56回	92回
3-2 越前の歴史・文化やモノづくり、食を発信するまちなか観光		3-② 施策によるまちなか開業件数	7件	20件 (H25~29)	2件 (H27)	5件 (H25~27)	24件 (H28~R3)

[5] フォローアップの時期及び方法

事業の進捗状況（数値目標の確認）は、数値目標の算定に用いた各調査等の実施地点において毎年度実施するとともに、達成状況だけでなく、中心市街地における事業効果等を把握し、状況に応じて事業の進捗促進のための措置を講じていくとともに、最終年度の平成 33 年度終了後に再度数値目標の検証を行うものとする。

4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項

[1] 市街地の整備改善の必要性

(1) 現状分析

越前市の中心市街地は、戦災や震災に遭わずに今日まで至っていることから、市街地再開発事業等の面整備事業が実施された J R 武生駅前一带を除いて、区域の大半が狭小な道路で構成され、公園・緑地も整備されていない脆弱な都市基盤の状況にあります。このような状況の中で、中心市街地の縁辺部に位置している武生中央公園や日野川河川緑地は、まちなか居住者や来街者に潤いを与える貴重なオープンスペースとして位置づけられます。

また、建築物の老朽化も進み、空き家・空き店舗が増加していることから、居住の場として見た場合、安全性、利便性、快適性など様々な市街地環境上の問題を抱えており、このことが人口減少の大きな要因になっていると考えられます。

他方、古くから栄えた中心市街地ゆえのメリットとして、旧北陸道沿線や寺町、タンス町通りを中心に町家、蔵や社寺等の歴史資源が多数立地しており、これらをまちの顔づくりや観光振興に活かすべく、まちづくり協定等による景観保全や修景整備が積極的に行われています。

(2) 市街地整備改善の必要性

このように市街地整備上の課題が山積する中、J R 武生駅前に位置する市役所本庁舎の現在地での建設が決定し、武生中央公園の再整備事業、北府駅鉄道ミュージアム整備事業、民間病院建替事業などが計画されていることから、これらを半世紀に一度のまちづくりの契機と捉え、周辺道路や各施設を結ぶネットワークの整備などを含め、中心市街地の整備改善を計画的かつ総合的に推進する必要があります。

また、本市の中心市街地活性化の最優先課題であるまちなか居住推進の観点から、引き続き、空き地・空き家の有効活用など土地活用の推進を積極的に図る必要があります。

さらに、北陸新幹線南越駅（仮称）の開業が令和 5 年春に計画されていることから、その波及効果として広域からの観光客を中心市街地に誘引すべく、歴史的街並みの景観保全や修景整備にも積極的に取り組む必要があります。

(3) フォローアップの考え方

計画期間の各年度に各事業の進捗状況を調査し、状況に応じて事業の促進などの改善措置を講じます。

また、計画期間の最終年度に、再度進捗状況を調査し、中心市街地活性化の効果的な推進を図ります。

[2] 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業

該当なし

(2) ① 認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>[事業名] 武生中央公園再整備事業 [内容] 越前市のセントラルパークとして武生中央公園を再整備 (S=13.3ha) [実施時期] 平成 26 年度～平成 30 年度</p>	越前市	<p>中心市街地には公園・緑地やオープンスペースが不足していることから、当公園を再整備することにより居住地としての魅力を高める事業であり、まちの顔づくり、暮らしの再生を目標とする中心市街地の活性化に必要である。</p>	<p>[支援措置] 社会資本整備総合交付金 (都市再生整備計画事業(武生北部地区)) [実施時期] 平成 28 年度～平成 30 年度</p>	
<p>[事業名] 市道第 1086 号線改良事業 [内容] 市道第 1086 号線の改良 [実施時期] 平成 28 年度～</p>	越前市	<p>民間病院の建替えに合わせ、病院利用者や周辺住民が安全で安心して歩ける歩行環境を確保するための道路改良事業であり、まちの顔づくりを目標とする中心市街地の活性化に必要である。</p>	<p>[支援措置] 社会資本整備総合交付金 (都市再生整備計画事業(武生北部地区)) [実施時期] 平成 28 年度～平成 29 年度</p>	
<p>[事業名] 市道第 1122 号線改良事業 [内容] (都)河濯線と市道第 1122 号線の交差点改良 (L=75m、交差点改良) [実施時期] 平成 28 年度～令和 2 年度</p>	越前市	<p>セントラルパークとして再整備される武生中央公園への安全なアクセスを可能にするための交差点改良事業であり、まちの顔づくりを目標とする中心市街地の活性化に必要である。</p>	<p>[支援措置] 社会資本整備総合交付金 (都市再生整備計画事業(武生北部地区)) [実施時期] 平成 28 年度～平成 29 年度</p>	
<p>[事業名] 市道第 1070 号線改良事業 [内容] 庁舎敷地を活用した東側歩行者空間の整備 (L=120m W=6.0m) [実施時期] 平成 28 年度～令和 2 年度</p>	越前市	<p>来庁者の増加が見込まれる新庁舎へのアクセス性の向上と歩行者の安全を確保するための道路改良事業であり、まちの顔づくりを目標とする中心市街地の活性化に必要である。</p>	<p>[支援措置] 社会資本整備総合交付金 (都市再生整備計画事業(武生北部地区)) [実施時期] 平成 28 年度～平成 29 年度</p>	

(2) ⑥ 認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>[事業名] 市道第 1801 号線整備事業 [内容] (都)河濯線の整備 (L=320m W=12.0m) [実施時期] 平成 27 年度～平成 30 年度</p>	越前市	<p>中心市街地の西側境界に位置する都市計画道路であり、東西幹線道路の(都)戸谷片屋線とまちなかを結ぶことで中心市街地へのアクセス性の向上のための道路整備事業で、まちの顔づくりを目標とする中心市街地の活性化に必要である。</p>	<p>[支援措置] 社会資本整備総合交付金(道路事業(街路)) [実施時期] 平成 28 年度～平成 30 年度</p>	
<p>[事業名] 市道第 1901 号線整備事業 [内容] (都)本田線の整備 (L=320m W=12.0m) [実施時期] 平成 27 年度～平成 30 年度</p>	越前市	<p>中心市街地の西側境界に位置する都市計画道路であり、中心市街地へのアクセス性の向上のための道路整備事業で、まちの顔づくりを目標とする中心市街地の活性化に必要である。</p>	<p>[支援措置] 社会資本整備総合交付金(道路事業) [実施時期] 平成 28 年度</p>	
<p>[事業名] 市道第 1021 号線改良事業 [内容] 庁舎敷地を活用した西側歩行者空間の整備 (L=130m W=9.25m) [実施時期] 平成 28 年度～令和 2 年度</p>	越前市	<p>来庁者の増加が見込まれる新庁舎へのアクセス性の向上と歩行者の安全を確保するための道路改良事業であり、まちの顔づくりを目標とする中心市街地の活性化に必要である。</p>	<p>[支援措置] 社会資本整備総合交付金(道路事業) [実施時期] 平成 29 年度～令和 2 年度</p>	
<p>[事業名] 市道第 1026 号線改良事業 [内容] 市道第 1026 号線の改良 (L=110m W=9.0m) [実施時期] 平成 28 年度～</p>	越前市	<p>地区の交流拠点である武生東公民館が武生東小学校敷地内に移転するのに伴い、アクセス性の向上と歩行者の安全を確保するための道路改良であり、まちの顔づくりを目標とする中心市街地の活性化に必要である。</p>	<p>[支援措置] 社会資本整備総合交付金(道路事業) [実施時期] 平成 29 年度～平成 30 年度</p>	
<p>[事業名] 市道第 1805 号線改良事業</p>	越前市	<p>来庁者の増加が見込まれる新庁舎へのアク</p>	<p>[支援措置] 社会資本整備総合交付金</p>	

<p>[内容] 市道第 1805 号線の改良 (L=160m) [実施時期] 平成 29 年度～令和 2 年度</p>		<p>セス性の向上と歩行者の安全を確保するための道路改良事業であり、まちの顔づくりを目標とする中心市街地の活性化に必要である。</p>	<p>(道路事業) [実施時期] 平成 29 年度～令和 2 年度</p>	
<p>[事業名] 市道第 1802 号線改良事業 [内容] 市道第 1802 号線の改良 (L=820m W=14m) [実施時期] 平成 30 年度～令和 4 年度</p>	越前市	<p>中心市街地を代表する商店街がある総社通りのアーケード撤去に伴い、総社通りへのアクセス性の向上のための歩道改良事業、及び北府駅鉄道ミュージアム整備事業が予定されている北府駅までをつなぐ区間の歩道改良事業であり、まちの顔づくりを目標とする中心市街地の活性化に必要である。</p>	<p>[支援措置] 社会資本整備総合交付金 (都市再生整備計画事業(本庁舎周辺地区)) [実施時期] 平成 30 年度～令和 4 年度</p>	
<p>【再掲】 [事業名] 市道第 1086 号線改良事業 [内容] 市道第 1086 号線の改良 [実施時期] 平成 28 年度～</p>	越前市	<p>民間病院の建替えに合わせ、病院利用者や周辺住民が安全で安心して歩ける歩行環境を確保するための道路改良事業であり、まちの顔づくりを目標とする中心市街地の活性化に必要である。</p>	<p>[支援措置] 社会資本整備総合交付金 (都市再生整備計画事業(本庁舎周辺地区)) [実施時期] 平成 30 年度～平成 31 年度</p>	
<p>【再掲】 [事業名] 市道第 1122 号線改良事業 [内容] (都)河濯線と市道第 1122 号線の交差点改良 (L=75m、交差点改良) [実施時期] 平成 28 年度～令和 2 年度</p>	越前市	<p>セントラルパークとして再整備される武生中央公園への安全なアクセスを可能にするための交差点改良事業であり、まちの顔づくりを目標とする中心市街地の活性化に必要である。</p>	<p>[支援措置] 社会資本整備総合交付金 (都市再生整備計画事業(本庁舎周辺地区)) [実施時期] 平成 30 年度～平成 31 年度</p>	
<p>【再掲】 [事業名] 市道第 1070 号線改良事業 [内容] 庁舎敷地を活用した東側歩行者空間の整備 (L=120m W=6.0m) [実施時期] 平成 28 年度</p>	越前市	<p>来庁者の増加が見込まれる新庁舎へのアクセス性の向上と歩行者の安全を確保するための道路改良事業であり、まちの顔づくりを</p>	<p>[支援措置] 社会資本整備総合交付金 (都市再生整備計画事業(本庁舎周辺地区)) [実施時期] 平成</p>	

～令和2年度		目標とする中心市街地の活性化に必要である。	30年度～平成31年度	
[事業名] 老朽危険空き家解体撤去事業 [内容] 老朽危険空き家の解体撤去工事費の一部を補助 [実施時期] 平成26年度～	越前市	まちなか居住の阻害要因となっている老朽危険空き家の解体撤去を促進する事業であり、暮らしの再生を目標とする中心市街地の活性化に必要である。	[支援措置] 社会資本整備総合交付金（地域住宅計画に基づく事業） [実施時期] 平成30年度	
[事業名] 街並み景観整備助成事業 [内容] 景観形成基準に適合する修景工事に対して補助金を交付 [実施時期] 平成21年度～	越前市	中心市街地を代表する商店街がある総社通りなどの固有の地域資源である「越前国府1300年の歴史と文化」が感じられる街並み景観の形成を推進する事業であり、まちの顔づくりを目標とする中心市街地の活性化に必要である。	[支援措置] 社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業(本庁舎周辺地区)） [実施時期] 平成30年度～令和3年度	
[事業名] 伝統的民家普及促進事業 [内容] 地域の景観に調和するよう修景工事を行う者に対して補助金を交付 [実施時期] 平成23年度～	越前市	中心市街地の地域資源である歴史・文化を活かした街並み景観を形成するために、伝統的民家のある景観を保存し、地域づくり及び景観づくりの普及促進を図る事業であり、まちの顔づくりを目標とする中心市街地の活性化に必要である。	[支援措置] 社会資本整備総合交付金（地域住宅計画に基づく事業(地域住宅政策推進事業)） [実施時期] 平成28年度～令和2年度	
[事業名] 北府駅鉄道ミュージアム整備事業 [内容] 北府駅を鉄道ミュージアムとして整備 [実施時期] 平成31年度～令和3年度	越前市	中心市街地の北側の玄関口となる北府駅周辺において、交流人口の増加やイベント等による賑わいの創出を図るために鉄道ミュージアムや広場を整備する事業であり、まちの顔づくり、にぎわいの再生を目標とする中心市街地の活性化に必要である。	[支援措置] 社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業(本庁舎周辺地区)） [実施時期] 平成31年度～令和3年度	
[事業名] 市民プラザたけふ整備事業	越前市	市民プラザたけふは、生涯学習、子育て	[支援措置] 社会資本整備総合交付金	

<p>[内容] ゴーニング改修に対する費用の一部補助 [実施時期] 平成 30 年度～平成 31 年度</p>		<p>環境の充実、労働・福祉行政の連携強化、市民活動支援などの機能を備える施設として、市が民間商業施設の3階、4階部分を一体的に借り受け、整備を行う事業であり、多様な人の交流や連携を促進することで、まちの顔づくりやにぎわいの再生を目標とする中心市街地の活性化に必要である。</p>	<p>(都市再生整備計画事業(本庁舎周辺地区)) [実施時期] 平成 30 年度～平成 31 年度</p>	
<p>[事業名] 新庁舎建設事業(交流施設) [内容] 新庁舎に賑わい・交流機能を付与 [実施時期] 平成 27 年度～令和 2 年度</p>	<p>越前市</p>	<p>新庁舎建設と併せ、市民が日常的に利用し、様々な活動を展開する活動拠点となる交流施設を整備する事業であり、まちの顔づくりを目標とする中心市街地の活性化に必要である。</p>	<p>[支援措置] 社会資本整備総合交付金(本庁舎周辺地区) [実施時期] 平成 31 年度～令和 2 年度</p>	

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>【再掲】 [事業名] 市道第 1801 号線整備事業 [内容] (都)河濯線の整備(L=320m W=12.0m) [実施時期] 平成 27 年度～平成 30 年度</p>	<p>越前市</p>	<p>中心市街地の西側境界に位置する都市計画道路であり、東西幹線道路の(都)戸谷片屋線とまちなかを結ぶことで中心市街地へのアクセス性の向上のための道路整備事業で、まちの顔づくりを目標とする中心市街地の活性化に必要である。</p>	<p>[支援措置] 地方創生道整備推進交付金 [実施時期] 平成 28 年度～平成 30 年度</p>	
<p>【再掲】 [事業名] 市道第 1901 号線整備事業 [内容] (都)本田線の整備(L=320m W=12.0m) [実施時期] 平成 27 年度</p>	<p>越前市</p>	<p>中心市街地の西側境界に位置する都市計画道路であり、中心市街地へのアクセス性の向上のための道路整備事業で、まちの顔づくりを目標とする中心市街地の</p>	<p>[支援措置] 地方創生道整備推進交付金 [実施時期] 平成 29 年度～平成 30 年度</p>	

～平成 30 年度		活性化に必要である。		
[事業名] 新庁舎建設事業 [内容] 現在地において新庁舎を建設 [実施時期] 平成 26 年度～令和 2 年度	越前市	市民の活動拠点となる交流施設の併設や中心市街地のシンボルロードとなる武生中央線整備等と併せて、新庁舎を整備する事業であり、まちの顔づくりを目標とする中心市街地の活性化に必要である。	[支援措置] 合併特例債 [実施時期] 平成 26 年度～令和 2 年度	
【再掲】 [事業名] 老朽危険空家解体撤去事業 [内容] 老朽危険空家家の解体撤去工事費の一部を補助 [実施時期] 平成26年度～	越前市	まちなか居住の阻害要因となっている老朽危険空家家の解体撤去を促進する事業であり、暮らしの再生を目標とする中心市街地の活性化に必要である。	[支援措置] 空き家対策総合支援事業補助金 [実施時期] 平成 31 年度～	
[事業名] 武生中央公園水泳場再整備事業 [内容] 老朽化した水泳場を解体し、屋内型プールを整備 [実施時期] 令和 2 年度～令和 3 年度	越前市 民間事業者	老朽化した水泳場を解体し、官民連携で公募設置管理制度による屋内型プール等を整備する事業であり、まちの顔づくりを目標とする中心市街地の活性化に必要である。	[支援措置] 社会資本整備総合交付金（官民連携型賑わい拠点創出事業） [実施時期] 令和 2 年度～令和 3 年度	

(4) 国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
[事業名] (都)武生中央線整備事業 [内容] 武生中央線をシンボルロードとして整備 [実施時期] 平成 28 年度～令和 2 年度	福井県 越前市	J R 武生駅から総社に至る(都)武生中央線の新庁舎前面区間をシンボルロードとして整備する事業であり、まちの顔づくりを目標とする中心市街地の活性化に必要である。		
[事業名] 空き地・空き家活用事業 [内容] 空き地・空き家の利活用に向けた地権者調整やデータベース化を実施	まちづくり武生(株)	まちなか居住の推進にあたり地域住民等からの聞き取りや相談を受けた内容により空き地空き家物件の情報をデータベース化する事		

<p>[実施時期] 平成 27 年度 ～</p>		<p>業であり、空き地・空き家を有効活用し、暮らしの再生を目標とする中心市街地の活性化に必要である。</p>		
------------------------------	--	--	--	--

5. 都市福利施設を整備する事業に関する事項

[1] 都市福利施設の整備の必要性

(1) 現状分析

本市の中心市街地には約 2,300 世帯、約 5,500 人が暮らしており、これらまちなか居住者の福利に資する主な施設として、区域内に以下の施設が立地しています。

【行政施設】市役所本庁舎（現在地にて建替え）、消費者センター、男女共同参画センター

【文化施設】武生公会堂記念館（博物館）、中央図書館、文化センター

【教育施設】幼稚園 2 園、保育園 3 園、武生東児童センター、武生東小学校、仁愛大学駅前サテライト

【医療施設】病院 2 件、医院 11 件（産婦人科医院 1 件）、助産院 1 件、歯科医院 10 件

【福祉施設】市福祉健康センター（子ども・子育て総合相談窓口、児童発達支援センターなないろ、子どもセンターピノキオ、社会福祉協議会事務所、老人クラブ連合会事務局）、障害者地域活動支援センター

【運動施設】武生中央公園（体育館、多目的グラウンド、庭球場、水泳場）

【交流施設】生涯学習センター・市民ホール（本庁舎建替えに伴い市民利用機能として再編）、武生東公民館、市民活動交流室

(2) 都市福利施設の整備の必要性

中心市街地には多数の都市福利施設が集積し概ね充足しています。特に教育（子育て支援）施設、医療施設は充実しており、誰もが歩いて安全安心に暮らせる環境が整っていると言えます。一方で市民が日常的に利用できる身近なコミュニティ施設や市民活動の支援機能が不足しており、市民ニーズに見合った施設の供給（空き家活用含む）や運営の改善が必要になっています。

このような中、現在地に建設される市役所本庁舎には、行政機能のほか多目的ホール、会議室などのカルチャー機能が併設され、福祉健康センターを含めて市民利用機能の再編が予定されています。

その他、老朽化した施設が多いことから、施設の建替えや改修（合築・複合化含む）を積極的に推進する時期になっていますが、民間においても病院が現在地付近での建替えを決定するなどの動きが見られ、官民の連携や一体的な周辺整備の推進が求められています。また、ユニバーサル社会実現のための施設改修も求められています。

(3) フォローアップの考え方

計画期間の各年度に各事業の進捗状況を調査し、状況に応じて事業の促進などの改善措置を講じます。

また、計画期間の最終年度に、再度進捗状況を調査し、中心市街地活性化の効果的な推進を図ります。

[2] 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業

該当なし

(2) ① 認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

該当なし

(2) ② 認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

該当なし

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
[事業名] 病院建替事業 [内容] 民間病院の現在地付近での建替 [実施時期] 平成 27 年度～平成 31 年度	民間病院	既存の民間病院の建替事業で、高齢化に伴い重要性が高まる医療機能の充実が図られ、まちの顔づくり、暮らしの再生を目標とする中心市街地の活性化に必要である。	[支援措置] 地域包括ケア病院等施設整備事業補助金 [実施時期] 平成 29 年度～平成 30 年度	
[事業名] 地域子育て支援センター運営事業 [内容] 子育て中の家族と子どもが集い交流できる支援センターの運営 [実施時期] 平成 18 年度～	NPO 法人子どもセンターピノキオ	中心市街地において若い世代の転入・定住を促進するために、子育て支援機能の充実を図ることは重要であり、暮らしの再生、まちの顔づくりを目標とする中心市街地の活性化に必要である。	[支援措置] 子ども・子育て支援交付金 [実施時期] 平成 27 年度～	
[事業名] 子ども子育て総合相談窓口 [内容] 18 歳までの児童の相談窓口を一本化して運営 [実施時期] 平成 25 年度～	越前市	中心市街地において若い世代の転入・定住を促進するために、子育て支援機能の充実を図ることは重要であり、暮らしの再生を目標とする中心市街地の活性化に必要である。	[支援措置] 子ども・子育て支援交付金 [実施時期] 平成 27 年度～	
[事業名] 地域包括支援センター運営事業 [内容] 高齢者の介護予防支援、総合相談及び権利擁護等包括的な支援を行う [実施時期] 平成 18 年度	越前市	高齢者が住み慣れた地域で安心して過ごすことができるように、包括的および継続的な支援を行い、地域包括ケアを実現するための	[支援措置] 地域支援事業交付金 [実施時期] 平成 18 年度～	

～		事業であり、暮らしの再生を目標とする中心市街地の活性化に必要である。		
---	--	------------------------------------	--	--

(4) 国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>【再掲】</p> <p>[事業名] 北府駅鉄道ミュージアム整備事業</p> <p>[内容] 北府駅を鉄道ミュージアムとして整備</p> <p>[実施時期] 令和2年度～令和3年度</p>	越前市	中心市街地の北側の玄関口となる北府駅周辺において、交流人口の増加やイベント等による賑わいの創出を図るために鉄道ミュージアムや広場を整備する事業であり、まちの顔づくり、にぎわいの再生を目標とする中心市街地の活性化に必要である。		
<p>[事業名] 文化センター自主文化事業</p> <p>[内容] 市民が参加する芸術文化事業を企画・実施</p> <p>[実施時期] 昭和55年度～</p>	文化振興・施設管理事業団	中心市街地における暮らしの満足度向上を図るために、市民の芸術文化活動を促進する事業であり、暮らしの再生を目標とする中心市街地の活性化に必要である。		
<p>[事業名] 武生公会堂記念館展示整備事業</p> <p>[内容] 常設展示、特別展、教育普及事業の開催など</p> <p>[実施時期] 平成7年度～</p>	越前市	中心市街地における暮らしの満足度向上を図るために、市民の芸術文化に接する機会を増やす事業であり、暮らしの再生を目標とする中心市街地の活性化に必要である。		
<p>[事業名] 児童発達支援事業</p> <p>[内容] 障がいのある子ども等が健やかに育ち、安心して子育てができるよう支援</p> <p>[実施時期] 平成25年度～</p>	越前市	中心市街地において若い世代の転入・定住を促進するために、子育て支援機能の充実を図ることは重要であり、暮らしの再生を目標とする中心市街地の活性化に必要である。		

<p>[事業名] 夢をはぐくむは じめのいっぽ事業 [内容] 5 か月児セミナー に合わせ、図書ボランティア による読み聞かせ等を実施 [実施時期] 平成 25 年度 ～</p>	<p>越前市</p>	<p>中心市街地において若い世代の転入・定住を促進するために、子育て支援機能の充実を図る事業であり、暮らしの再生を目標とする中心市街地の活性化に必要である。</p>		
---	------------	--	--	--

6. 公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業等に関する事項

[1] まちなか居住の推進の必要性

(1) 現状分析

前々計画では民間優良賃貸共同住宅供給促進事業や高齢者向け優良賃貸住宅供給促進事業等を実施し、集合住宅を中心とした住宅供給を推進しました。続く前計画では若い世代がまちなかに住むきっかけづくりとして新婚夫婦定住化支援（家賃補助）、戸建て住宅による定住化促進のための住宅取得支援、不良ストックの除却と不動産の流動化を促すための空き家解体支援等の事業に取り組んできました。

中心市街地の人口は平成28年現在2,356世帯、5,500人、前々計画初年度の平成19年から平成28年の9年間で1,137人（126人/年）、17.1%減少していますが、平成25年以降は231人減（77人/年）と減少幅は抑えられています。少子高齢化の進展により自然動態は大幅減ですが、社会動態は微減に抑えられており、様々な定住化施策の効果が実を結びつつあると言えます。

しかし、中心市街地の人口減少そのものには依然として歯止めがかかっていない状況にあり、今後、これまで取り組んできた施策を継続するとともに、特に若い世代の転入・定住につながる施策等の展開が課題となります。

(2) まちなか居住の推進の必要性

居住人口は中心市街地の活力の“源”であることから、まちなか居住の推進を中心市街地活性化に向けた最優先課題と位置づけ、都市福利施設の整備に関する施策と連携して、まちなか居住に関する施策を多面的に展開する必要があります。

住宅供給に関しては、これまで取り組んできた各種住宅施策、特に若い世代の居住やU・Iターンの推進、持ち家による定住促進策を継続して実施するとともに、まちづくり会社と連携して、市内企業の社宅需要に対応した集合住宅の誘致事業などの新たな事業に取り組めます。さらに、不動産業協会との連携により空き家等の既存ストックの有効活用や情報発信を進めます。

(3) フォローアップの考え方

計画期間の各年度に各事業の進捗状況を調査し、状況に応じて事業の促進などの改善措置を講じます。

また、計画期間の最終年度に、再度進捗状況を調査し、中心市街地活性化の効果的な推進を図ります。

[2] 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業

該当なし

(2) ① 認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>[事業名] まちなか住宅取得推進事業</p> <p>[内容] 自ら居住するための住宅を建築、購入する取得費用の一部補助</p> <p>[実施時期] 平成 27 年度～平成 31 年度</p>	越前市	中心市街地において、まちなか居住を促進するとともに定住化を図るための住宅取得を支援する事業であり、暮らしの再生を目標とする中心市街地の活性化に必要である。	<p>[支援措置] 社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業（武生北部地区））</p> <p>[実施時期] 平成 28 年度～平成 29 年度</p>	
<p>[事業名] 空き家等リフォーム支援事業</p> <p>[内容] 売買・賃貸を目的に空き家をリフォームする場合にリフォーム費用の一部補助</p> <p>[実施時期] 平成 25 年度～</p>	越前市	中心市街地において、まちなか居住促進のために、空き家等のリフォームを支援することにより、既存ストックの活用を促進する事業であり、暮らしの再生を目標とする中心市街地の活性化に必要である。	<p>[支援措置] 社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業（武生北部地区））</p> <p>[実施時期] 平成 28 年度～平成 29 年度</p>	
<p>[事業名] まちなか空き家解体支援事業</p> <p>[内容] まちなかでの空き家解体に対して補助金を交付</p> <p>[実施時期] 平成 27 年度～平成 29 年度</p>	越前市	まちなか居住促進のために、まちなかでの空き家の解体を支援することにより、不動産の流動化を促進する事業であり、暮らしの再生を目標とする中心市街地の活性化に必要である。	<p>[支援措置] 社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業（武生北部地区））</p> <p>[実施時期] 平成 28 年度～平成 29 年度</p>	
<p>[事業名] 新婚夫婦定住化支援事業</p> <p>[内容] 民間賃貸住宅に居住する新婚夫婦に対して家賃補助金を交付</p> <p>[実施時期] 平成 27 年度～</p>	越前市	まちなか居住促進のために、新婚夫婦の定住化を支援する事業であり、暮らしの再生を目標とする中心市街地の活性化に必要である。	<p>[支援措置] 社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業（武生北部地区））</p> <p>[実施時期] 平成 28 年度～平成 29 年度</p>	

<p>[事業名] まちなか共同住宅整備推進事業 [内容] 共同住宅を整備する個人又は法人に、共用部分に要する費用の一部補助 [実施時期] 平成 28 年度～</p>	<p>越前市</p>	<p>中心市街地において、まちなか居住を促進するため、個人又は法人が、空き地や未利用地を活用し、共同住宅の整備を支援する事業であり、暮らしの再生を目標とする中心市街地の活性化に必要である。</p>	<p>[支援措置] 社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業（武生北部地区）） [実施時期] 平成 28 年度～平成 29 年度</p>
--	------------	--	---

(2) ◎ 認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>[事業名] 子育て世帯と移住者への住まい支援事業 [内容] 子育て世帯又は県外からの移住者等が住宅を購入・リフォームする費用の一部を補助 [実施時期] 平成 28 年度～</p>	<p>越前市</p>	<p>まちなか居住促進のために、子育て世帯又は県外からの移住者の空き家住まいを支援する事業であり、暮らしの再生を目標とする中心市街地の活性化に必要である。</p>	<p>[支援措置] 社会資本整備総合交付金（地域住宅計画に基づく事業（地域住宅政策推進事業）） [実施時期] 平成 28 年度～令和 2 年度</p>	
<p>[事業名] 多世帯同居・近居住まい推進事業 [内容] 直系親族が同居又は近居するための住宅取得・リフォーム費用の一部を補助 [実施時期] 平成 28 年度～</p>	<p>越前市</p>	<p>まちなか居住促進のために、多世帯同居・近居住まいのリフォームを支援する事業であり、暮らしの再生を目標とする中心市街地の活性化に必要である。</p>	<p>[支援措置] 社会資本整備総合交付金（地域住宅計画に基づく事業（地域住宅政策推進事業）） [実施時期] 平成 28 年度～令和 2 年度</p>	
<p>[事業名] 高齢者向け優良賃貸住宅供給促進事業 [内容] 中心市街地内の高齢者向け優良共同住宅の家賃に対して補助 [実施時期] 平成 18 年度～令和 2 年度</p>	<p>越前市</p>	<p>まちなか居住促進のために、高齢者向け優良賃貸住宅の供給を促進する事業であり、暮らしの再生を目標とする中心市街地の活性化に必要である。</p>	<p>[支援措置] 社会資本整備総合交付金（地域住宅計画に基づく事業（公的賃貸住宅家賃低廉化事業）） [実施時期] 平成 28 年度～令和 2 年度</p>	
<p>[事業名] まちなか借上げ市営住宅整備事業 [内容] 中心市街地内で民間事業者が整備する住宅団地を市が借り上げて市</p>	<p>越前市</p>	<p>まちなか居住促進のために、中心市街地区域内で市営住宅の供与を行う事業であり、暮らしの再生を目標とす</p>	<p>[支援措置] 社会資本整備総合交付金（地域住宅計画に基づく事業（公営住宅等整備事業））</p>	

<p>営住宅として供与 [実施時期] 平成 26 年度～</p>		<p>る中心市街地の活性化に必要である。</p>	<p>[実施時期] 平成 28 年度～平成 29 年度</p>
<p>【再掲】 [事業名] まちなか住宅取得推進事業 [内容] 自ら居住するための住宅を建築、購入する取得費用の一部補助 [実施時期] 平成 27 年度～平成 31 年度</p>	越前市	<p>中心市街地において、まちなか居住を促進するとともに定住化を図るための住宅取得を支援する事業であり、暮らしの再生を目標とする中心市街地の活性化に必要である。</p>	<p>[支援措置] 社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業（本庁舎周辺地区）と一体的に実施する効果促進事業） [実施時期] 平成 30 年度～平成 31 年度</p>
<p>【再掲】 [事業名] まちなか共同住宅整備推進事業 [内容] 共同住宅を整備する個人又は法人に、共用部分に要する費用の一部補助 [実施時期] 平成 28 年度～</p>	越前市	<p>中心市街地において、まちなか居住を促進するため、個人又は法人が、空き地や未利用地を活用し、共同住宅の整備を支援する事業であり、暮らしの再生を目標とする中心市街地の活性化に必要である。</p>	<p>[支援措置] 社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業（本庁舎周辺地区）と一体的に実施する効果促進事業） [実施時期] 平成 30 年度～平成 31 年度</p>
<p>[事業名] 子育て世帯定住化支援事業 [内容] 子育て世帯が民間賃貸住宅に居住する場合の家賃の一部補助 [実施時期] 平成 30 年度～平成 31 年度</p>	越前市	<p>中心市街地において、まちなか居住を促進するため、子育て世帯の定住化を支援する事業であり、暮らしの再生を目標とする中心市街地の活性化に必要である。</p>	<p>[支援措置] 社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業（本庁舎周辺地区）と一体的に実施する効果促進事業） [実施時期] 平成 30 年度～平成 31 年度</p>
<p>[事業名] 防火対策支援事業 [内容] 居住住宅の防火性向上のためリフォームする防火対策工事に掛かる改修費用の一部補助 [実施時期] 平成 30 年度～平成 31 年度</p>	越前市	<p>中心市街地において、まちなか居住促進のため、密集市街地である防火地域および準防火地域内の居住住宅の防火対策工事を支援することで、火災発生時の被害を最小限に抑え、安心安全なまちづくりを促進することで中心市街地の活性化に必要である。</p>	<p>[支援措置] 社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業（本庁舎周辺地区）と一体的に実施する効果促進事業） [実施時期] 平成 30 年度～平成 31 年度</p>

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【再掲】 [事業名]子育て世帯と移住者への住まい支援事業 [内容]子育て世帯又は県外からの移住者等が住宅を購入・リフォームする費用の一部を補助 [実施時期]平成28年度～	越前市	まちなか居住促進のために、子育て世帯又は県外からの移住者の空き家住まいを支援する事業であり、暮らしの再生を目標とする中心市街地の活性化に必要である。	[支援措置]空き家対策総合支援事業補助金 [実施時期]平成31年度～	

(4) 国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
[事業名]住宅取得支援事業 [内容]住宅を建築、購入する際の取得費用の一部補助 [実施時期]平成28年度～	越前市	まちなか居住および定住化を促進するため、住宅取得の負担を軽減する事業であり、暮らしの再生を目標とする中心市街地の活性化に必要である。		
[事業名]住まい情報バンク活用支援事業 [内容]県宅建協会等との連携により、空き家、アパート等の空き室の情報を集約・提供 [実施時期]平成28年度～	越前市	まちなか居住促進のために、空き家・空き室の住まい情報を集約し、併せて幅広いニーズに応じた情報を効果的に提供することで既存ストックの有効活用を図る事業であり、暮らしの再生を目標とする中心市街地の活性化に必要である。		
[事業名]人口問題・定住化促進対策事業 [内容]UIJターン者への情報発信、UIJターンを考えている人への情報発信、首都圏や関西圏で働く女性への本市の認知度アップ [実施時期]平成27年度～	越前市	まちなか居住促進のために、首都圏や関西圏で働く女性への本市の認知度アップとUIJターン促進を図る事業であり、暮らしの再生を目標とする中心市街地の活性化に必要である。		

<p>[事業名] 集合住宅誘致事業 [内容] 市内企業の社宅需要に対応した集合住宅の誘致 [実施時期] 平成 27 年度～</p>	<p>まちづくり武生(株)</p>	<p>まちなか居住促進のために、まちなかの土地利用の高度化と居住の促進を図る集合住宅を誘致する事業であり、暮らしの再生を目標とする中心市街地の活性化に必要である。</p>		
<p>[事業名] 住宅団地整備支援事業 [内容] まちなかでの住宅団地の整備に対して補助金を交付 [実施時期] 平成 19 年度～</p>	<p>越前市</p>	<p>まちなか居住促進のために、民間事業者が、空き地や未利用地を活用し、まちなかでの住宅団地の整備を支援する事業であり、暮らしの再生を目標とする中心市街地の活性化に必要である。</p>		

7. 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業、民間中心市街地商業活性化事業、中心市街地特例通訳案内士育成等事業その他の経済活力の向上のための事業及び措置に関する事項

[1] 経済活力の向上の必要性

(1) 現状分析

中心市街地には、本市の卸売業・小売業事業所数の約23%が立地しており、商業・業務機能の市内最大の集積地を形成していますが、事業所数・従業員数とも近年減少傾向が続いています。中心市街地の空き店舗は年々増加し、地区内にある3つの商店街振興組合や6つの繁栄会・商店街等の活動も縮小傾向にあります。

しかし、まちのにぎわいに関しては、蔵の辻でのイベント開催等により、まちなかの歩行者数や観光案内所への来場者数等は増加傾向にあります。また、平成27年4月にまちづくり武生(株)が設立され、平成28年2月には商店街が中心となってまちなか商店街活性化プランが策定される等、商業再生に向けた民間の動きも見られます。

(2) 経済活力の向上の必要性

経済活力の向上は、まちなか居住の推進と並んで本市の中心市街地活性化に向けた最重要課題であり、商業支援をはじめ、賑わい創出事業、雇用対策、市民活動等支援など様々な側面から施策展開を図る必要があります。

商業支援としては、まちなか商店街活性化プランに基づき、各種事業の着実な推進が求められます。加えて、まちづくり会社のサポートにより、まちなかでの開業や店舗改装などの積極的な支援や、高齢者等の活用など幅広い層の活用によって、商業の再生を図る必要があります。

にぎわい創出事業については、前々計画から取組んできた蔵の辻でのイベント開催等によりまちなかの歩行者数に増加が見られることから、引き続き各種イベント等の開催を活発に行う必要があります。

また、中心市街地の経済活力を高めるためには、雇用の創出が不可欠であり、創業支援や市内へのU I J ターンの支援等が必要になります。

さらに、北陸新幹線南越駅(仮称)の開業が令和5年春に計画されていることから、その波及効果として外国人を含む広域からの観光客を中心市街地に誘引すべく、工芸の里構想の推進などにより、まちなか観光の推進を積極的に図る必要があります。

これらの施策の展開にあたり、平成27年4月に設立されたまちづくり武生(株)との連携が重要であり、仁愛大学や市民活動団体など多様な主体と連携した地域ぐるみの取組み体制を構築する必要があります。

(3) フォローアップの考え方

計画期間の各年度に各事業の進捗状況を調査し、状況に応じて事業の促進などの改善措置を講じます。

また、計画期間の最終年度に、再度進捗状況を調査し、中心市街地活性化の効果的な推進を図ります。

[2] 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業

該当なし

(2) ① 認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>[事業名] 京町界隈の空き家再生事業</p> <p>[内容] 空き家・空き店舗等について、京町の街並みに相応しい改修を行い、店舗を誘致</p> <p>[実施時期] 平成 28 年度～令和 3 年度</p>	まちづくり武生㈱	中心市街地の歴史資源であり、武生らしさの象徴である京町の街並みを活かしたまちづくりと店舗の誘導を図る事業で、にぎわいの再生、まちの顔づくりを目標とする中心市街地の活性化に必要である	[支援措置] 地域・まちなか商業活性化支援事業費補助金（中心市街地再興戦略事業）のうち先導的・実証的事業 [実施時期] 平成 29 年度	
<p>[事業名] 工芸の里構想推進事業（越前クラフトマーケット事業）</p> <p>[内容] 武生中央公園総合体育館等で、千年未来工芸祭を開催</p> <p>[実施時期] 平成 28 年度～</p>	イベント実施団体 越前市	越前市の伝統産業である「工芸」を中心市街地活性化に活かすべく、伝統的工芸品「越前箆笥」の産地であるタンス町及び蔵の辻のまちづくりを推進する事業であり、にぎわいの再生を目標とする中心市街地の活性化に必要である。	[支援措置] 中心市街地活性化ソフト事業 [実施時期] 平成 29 年 4 月～令和 4 年 3 月	区域内
<p>[事業名] まちなか賑わい創出支援事業</p> <p>[内容] まちなかの賑わい創出効果が高い事業に助成金を交付</p> <p>[実施時期] 平成 27 年度～</p>	まちづくり武生㈱	商業者や市民団体等がまちづくりに積極的に参画できる機会を増やし、まちなかの賑わいを創出する事業であり、にぎわいの再生を目標とする中心市街地の活性化に必要である。	[支援措置] 中心市街地活性化ソフト事業 [実施時期] 平成 29 年度～令和 3 年度	

<p>[事業名] まちなか開業支援事業 [内容] 中心市街地における開業に助成金を交付 [実施時期] 平成 27 年度～平成 31 年度</p>	<p>まちづくり 武生㈱</p>	<p>新事業の創出及び開業者の経営確立により、中心市街地活の活性化に寄与する事業であり、にぎわいの再生を目標とする中心市街地の活性化に必要である。</p>	<p>[支援措置] 中心市街地活性化ソフト事業 [実施時期] 平成 29 年 4 月～令和 2 年 3 月</p>	<p>区内</p>
<p>[事業名] 大学連携事業 [内容] 町屋を改修した施設でサテライト教室の開設やイベントを実施、公開講座の一部をまちなかで開催 [実施時期] 平成 27 年度～</p>	<p>仁愛大学等</p>	<p>まちなかに学生活動の拠点を設けることで市民との交流や地域活動への参加を促進し、相互の連携を深める事業であり、まちの顔づくり、にぎわいの再生を目標とする中心市街地の活性化に必要である。</p>	<p>[支援措置] 中心市街地活性化ソフト事業 [実施時期] 平成 29 年度～令和 3 年度</p>	
<p>[事業名] たけふ菊人形 [内容] 武生中央公園でたけふ菊人形を開催（毎年 10 月初旬～11 月初旬） [実施時期] 昭和 27 年度～</p>	<p>たけふ菊人形まつり実行委員会</p>	<p>日本三大菊人形のひとつに数えられ、全国的にも知名度が高く、中心市街地の活性化や賑わい創出にも貢献する事業で、にぎわいの再生を目標とする中心市街地の活性化に必要である。</p>	<p>[支援措置] 中心市街地活性化ソフト事業 [実施時期] 平成 29 年度～令和 3 年度</p>	
<p>[事業名] 源氏物語アカデミー [内容] 源氏物語と紫式部をテーマに講演会や講義等を開催 [実施時期] 昭和 63 年度～</p>	<p>民間</p>	<p>市民が越前国府の歴史に思いを馳せるイベントで、賑わい創出に効果がある事業であり、にぎわいの再生を目標とする中心市街地の活性化に必要である。</p>	<p>[支援措置] 中心市街地活性化ソフト事業 [実施時期] 平成 29 年度～令和 3 年度</p>	
<p>[事業名] 武生国際音楽祭 [内容] 文化センターをメイン会場に、世界から著名な音楽家を招いて滞在型音楽祭を開催 [実施時期] 平成 2 年度～</p>	<p>民間</p>	<p>本音楽祭は、文化センターのほか、中心市街地の寺院や飲食店等でも演奏会を開催することから、出演者や来場者が宿泊や散策するため、賑わい創出に効果がある事業であり、にぎわいの再生、まちの</p>	<p>[支援措置] 中心市街地活性化ソフト事業 [実施時期] 平成 29 年度～令和 3 年度</p>	

		顔づくりを目標とする中心市街地の活性化に必要である。		
[事業名] ちびっ子フェスティバル [内容] 武生中央公園で子ども向けのイベントを開催 [実施時期] 平成 15 年度～	社会福祉協議会	毎年 5 月の児童福祉週間に実施される子ども向けのイベントで、子育て世代のまちなか居住の推進と賑わい創出に効果があり、にぎわいの再生を目標とする中心市街地の活性化に必要である。	[支援措置] 中心市街地活性化ソフト事業 [実施時期] 平成 29 年度～令和 3 年度	
[事業名] サマーフェスティバル [内容] 8 月 13 日ふるさと踊り、14 日わっしょい越前、15 日花火大会を開催 [実施時期] 平成 17 年度～	サマーフェスティバル実行委員会	夏の風物詩として市民に定着しており、多数の来街者を集める中心市街地最大のイベントであり、にぎわいの再生を目標とする中心市街地の活性化に必要である。	[支援措置] 中心市街地活性化ソフト事業 [実施時期] 平成 29 年度～令和 3 年度	
[事業名] まるごと食の感謝祭 [内容] 本市の農産物や三大グルメなどの「食」を PR するイベント [実施時期] 平成 27 年度～	実行委員会	農業者のみならず消費者も対象とした地産地消の推進を図るイベントで、賑わいの創出に効果があり、にぎわいの再生を目標とする中心市街地の活性化に必要である。	[支援措置] 中心市街地活性化ソフト事業 [実施時期] 平成 29 年 4 月～令和 4 年 3 月	区内

(2) ◎ 認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【再掲】 [事業名] 京町界隈の空き家再生事業 [内容] 空き家・空き店舗等について、京町の街並みに相応しい改修を行い、店舗を誘致(誘致のためのマーケット調査及び専門家アドバイザーの活用)	越前市中心市街地活性化協議会	中心市街地の歴史資源であり、武生らしさの象徴である京町の街並みを活かしたまちづくりと店舗の誘導を図る事業で、にぎわいの再生、まちの顔づくりを目標とする中心市街地の活性化に必要であ	[支援措置] 中心市街地商業活性化診断・サポート事業 [実施時期] 平成 28 年度	

[実施時期]平成 28 年度～ 令和 3 年度		る。		
【再掲】 [事業名] 総社表参道空き家 再生事業 [内容] 空き家・空き店舗等 について、総社表参道の街並 みに相応しい改修を行い、店 舗を誘致(誘致のためのマー ケット調査及び専門家アド バイザーの活用) [実施時期]平成 28 年度～ 令和 3 年度	まちづくり 武生(株)	中心市街地の歴史 資源であり、武生ら しさの象徴である総 社表参道の街並みを 活かしたまちづくり と店舗の誘導を図る 事業で、にぎわいの 再生、まちの顔づく りを目標とする中心 市街地の活性化に必 要である。	[支援措置] 地 域・まちなか商 業活性化支援 事業費補助金 (中心市街地 再興戦略事業) のうち調査事 業、専門人材活 用支援事業 [実施時期] 平 成 29 年度	
【再掲】 [事業名] 総社通り商店街 ファサード等整備事業 [内容] 老朽化したアーケ ードを撤去し、景観に合わせた ファサードを整備(整備のた めのマーケット調査及び専 門家アドバイザーの活用) [実施時期] 平成 28 年度～ 平成 30 年度	総社通り商 店街振興組 合	中心市街地を代表 する商店街がある総 社通りにおいて、老 朽化したアーケード の撤去と景観に合わ せたファサード整備 により、明るく来訪 したくなる通りへの イメージアップを図 り事業で、にぎわ いの再生、まちの顔 づくりを目標とする 中心市街地の活性化 に必要である。	[支援措置] 地 域・まちなか商 業活性化支援 事業費補助金 (中心市街地 再興戦略事業) のうち調査事 業、専門人材活 用支援事業 [実施時期] 平 成 29 年度～	

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

事業名、内容 及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化 を実現するための位 置付け及び必要性	支援措置の内 容及び実施時 期	その 他の 事項
[事業名] 工芸の里構想推 進事業(越前箆笥振興事 業) [内容] タンス町通りにお いて「越前箆笥祭り(仮 称)」を開催し、市内外か ら伝統工芸に関心のある 層を集める [実施時期] 平成 27 年度 ～平成 31 年度	越前指物組 合 四町まちづ くり協議会 越前市	越前市の伝統産業 である「工芸」を中 心市街地活性化に活 かすべく、伝統的工 芸品「越前箆笥」の 産地であるタンス町 のまちづくりを推進 する事業であり、に ぎわいの再生を目標 とする中心市街地の 活性化に必要であ る。	[支援措置] 伝 統的工芸品産 業支援補助金 [実施時期] 平 成 27 年度～平 成 31 年度	

<p>[事業名] 「ちひろの生まれた家」記念館運営事業</p> <p>[内容] 日本を代表する絵本画家「いわさきちひろ」の生家である記念館を運営</p> <p>[実施時期] 平成 26 年度～</p>	越前市	<p>中心市街地の観光スポットである「ちひろの生まれた家」記念館」の運営と平成 30 年の生誕 100 年に向けた企画を行うことで、まちなかの賑わいを創出する事業であり、にぎわいの再生を目標とする中心市街地の活性化に必要である。</p>	<p>[支援措置] 地方創生推進交付金</p> <p>[実施時期] 平成 28 年度～令和 3 年度</p>	
<p>[事業名] 伝統産業後継者育成対策事業</p> <p>[内容] 伝統産業の伝統的な技術又は技法を引き継ぐ後継者を雇用する事業者に対し、補助金を交付</p> <p>[実施時期] 平成 27 年度～</p>	越前市	<p>若年職人の受け入れを促進することで、産業の活性化を図る事業で、タンス町界隈の活性化へつなげるとともに、暮らしの再生、にぎわいの再生を目標とする中心市街地の活性化に必要である。</p>	<p>[支援措置] 地方創生推進交付金</p> <p>[実施時期] 平成 28 年度～平成 31 年度</p>	
<p>【再掲】</p> <p>[事業名] 京町界隈の空き家再生事業</p> <p>[内容] 空き家・空き店舗等について、京町の街並みに相応しい改修を行い、店舗を誘致</p> <p>[実施時期] 平成 28 年度～令和 3 年度</p>	まちづくり武生(株)	<p>中心市街地の歴史資源であり、武生らしさの象徴である京町の街並みを活かしたまちづくりと店舗の誘導を図る事業で、にぎわいの再生、まちの顔づくりを目標とする中心市街地の活性化に必要である。</p>	<p>[支援措置] 中小企業経営支援等対策費補助金(商店街活性化・観光消費創出事業)</p> <p>[実施時期] 平成 31 年度</p>	

(4) 国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>[事業名] 工芸の里構想推進事業(無料Wi-Fi環境等整備事業)</p> <p>[内容] 無料Wi-Fiエリアの整備と伝統工芸の産地や中心市街地、観光スポット</p>	越前市	<p>日本人の来訪者をはじめ、外国人旅行者、地域住民に対する中心市街地への来訪環境を整えるための事業である。</p>	<p>[支援措置] ふるさと創造プロジェクト事業</p> <p>[実施時期] 平成 28 年度</p>	

<p>におけるコンテンツ（多言語化）の整備 [実施時期] 平成 27 年度～平成 31 年度</p>		<p>り、にぎわいの再生を目標とする中心市街地の活性化に必要である。</p>		
<p>[事業名] 工芸の里構想推進事業（タンス町界隈まちづくり推進事業） [内容] タンス町界隈の箆笥店の景観・しつらえを見直すとともに、ギャラリー空間のリニューアルを図る [実施時期] 平成 29 年度～平成 31 年度</p>	<p>越前指物組合 四町まちづくり協議会 越前市</p>	<p>越前市の伝統産業である「工芸」を中心市街地活性化に活かすべく、伝統的工芸品「越前箆笥」の産地であるタンス町のまちづくりを推進する事業であり、にぎわいの再生を目標とする中心市街地の活性化に必要である。</p>		
<p>[事業名] 工芸の里構想推進事業（越前クラフトツーリズム事業） [内容] 伝統産業の生産現場を見学できる「越前クラフトツーリズム(仮称)」のプログラムを開発し実験的に実施 [実施時期] 平成 28 年度～平成 31 年度</p>	<p>越前市 各産地の組合 旅行代理店等</p>	<p>越前市の伝統産業である「工芸」を中心市街地活性化に活かすべく、伝統的工芸品「越前箆笥」の産地であるタンス町のまちづくりを推進する事業であり、にぎわいの再生を目標とする中心市街地の活性化に必要である。</p>		
<p>[事業名] 雇用促進対策事業 [内容] U I J ターン者に対し、奨励金を交付 [実施時期] 平成 27 年度～平成 31 年度</p>	<p>越前市</p>	<p>中心市街地をはじめとする市内の雇用環境の改善するために、U I J ターンを促進する事業であり、まちなかの経済活力の向上につなげるとともに、暮らしの再生、にぎわいの再生を目標とする中心市街地の活性化に必要である。</p>		
<p>[事業名] 創業支援事業 [内容] 各支援機関が連携して創業を支援 [実施時期] 平成 26 年度～平成 31 年度</p>	<p>越前市 商工会議所 商工会 越前ネクストクラフト</p>	<p>中心市街地における創業支援を進めることで新たな事業者の育成及び定着により、まちなかの経済活力の向</p>		

	実行委員会 まちづくり 武生㈱ 金融機関	上につなげるとともに、暮らしの再生、にぎわいの再生を目標とする中心市街地の活性化に必要である。		
[事業名] まちなか出店・改装促進事業 [内容] まちなかの店舗改装等に対する費用の一部補助 [実施時期] 平成 27 年度～	まちづくり 武生㈱	まちなかの店舗等の魅力を引き出し、集客力の向上に寄与する事業であり、にぎわいの再生を目標とする中心市街地の活性化に必要である。		
[事業名] 空き店舗等活用事業 [内容] 空き店舗の業種検討と誘致活動 [実施時期] 平成 27 年度～	まちづくり 武生㈱	中心市街地に多く分布している空き店舗の解消を図る事業であり、にぎわいの再生を目標とする中心市街地の活性化に必要である。		
[事業名] まちなかイベントサポート事業 [内容] 蔵の辻を中心とするまちなかで実施するイベントのサポート [実施時期] 平成 27 年度～	まちづくり 武生㈱	多様なイベント開催により中心市街地の活性化を図る事業であり、にぎわいの再生を目標とする中心市街地の活性化に必要である。		
[事業名] 寺社おこし事業 [内容] 市内の寺社について、仏教会、自治振興会と連携して新たな活用を検討して実施 [実施時期] 平成 27 年度～	まちづくり 武生㈱	地域資源である寺社を有効に活用して、中心市街地の活性化を図る事業であり、にぎわいの再生を目標とする中心市街地の活性化に必要である。		
[事業名] 得する街のゼミナール開催事業 [内容] 商店主が講師になって、街ゼミを実施 [実施時期] 平成 27 年度～	商工会議所 まちづくり 武生㈱	商店主と客の交流を深めることにより、住民に身近な商店街として活性化を図る事業であ		

		り、にぎわいの再生を目標とする中心市街地の活性化に必要である。		
<p>[事業名] 空き家・空き店舗等活用コミュニティ推進事業</p> <p>[内容] 空き家・空き店舗等を活用した市民活動拠点施設の開設を支援</p> <p>[実施時期] 平成 20 年度～</p>	越前市	中心市街地に多く分布している空き家・空き店舗の利活用を図るとともに、コミュニティ活動の推進を図る事業であり、にぎわいの再生、暮らしの再生を目標とする中心市街地の活性化に必要である。		
<p>[事業名] 都市公園等利用促進イベント支援事業</p> <p>[内容] 都市公園等において実施するイベントに助成金を交付</p> <p>[実施時期] 平成 26 年度～</p>	越前市	市内の都市公園等の利用促進を図り、もって都市公園等に対する愛着心の向上及び地域の発展に寄与する事業であり、にぎわいの再生を目標とする中心市街地の活性化に必要である。		
<p>[事業名] たねまる活動補助事業</p> <p>[内容] 市と協働で取り組む社会貢献活動等を行う市民活動団体の活動を支援</p> <p>[実施時期] 平成 26 年度～</p>	越前市	市民活動団体の設立段階を支援することで、まちづくりを担う団体を増やし、まちなかでの市民活動を活性化する事業であり、にぎわいの再生、暮らしの再生を目標とする中心市街地の活性化に必要である。		
<p>[事業名] まちなか散策ガイド「むかしまちあるき」配布</p> <p>[内容] まちなかの魅力を題材に、観光まちあるきに誘う散策ガイドを発刊</p> <p>[実施時期] 平成 26 年度～</p>	越前市観光協会	来訪者に対して中心市街地の魅力や観光情報を提供することでまち歩きを促進し、賑わいを創出する事業であり、にぎわいの再生を目標とする中		

		心市街地の活性化に必要である。		
<p>[事業名] まちなか観光活性化企画「武生天神assemble」</p> <p>[内容] 中心市街地において、「武生天神」を題材とした展示・まち歩き促進事業を実施</p> <p>[実施時期] 平成 27 年度～平成 30 年度</p>	越前市観光協会	<p>地域固有の文化資源を活用した観光事業を展開することにより、まちなかの賑わいを創出する事業であり、にぎわいの再生を目標とする中心市街地の活性化に必要である。</p>		
<p>[事業名] 重点エリア商業活性化事業</p> <p>[内容] まちなかの飲食料品等小売業、飲食業、宿泊業の店舗新築・改修に対する費用の一部補助</p> <p>[実施期間] 平成 29 年度～令和 3 年度</p>	越前市	<p>中心市街地の歴史資源であり、武生らしさの象徴であるエリアの街並みを活かしたまちづくりと店舗の誘導を図る事業で、にぎわいの再生、まちの顔づくりを目標とする中心市街地の活性化に必要である。</p>		
<p>[事業名] 総社表参道空き家再生事業</p> <p>[内容] 空き家・空き店舗等について、総社表参道の街並みに相応しい改修を行い、店舗を誘致</p> <p>[実施時期] 平成 28 年度～令和 3 年度</p>	まちづくり武生㈱	<p>中心市街地の歴史資源であり、武生らしさの象徴である総社表参道の街並みを活かしたまちづくりと店舗の誘導を図る事業で、にぎわいの再生、まちの顔づくりを目標とする中心市街地の活性化に必要である。</p>		
<p>[事業名] 総社通り商店街ファサード等整備事業</p> <p>[内容] 老朽化したアーケードを撤去し、景観に合わせたファサードを整備</p> <p>[実施時期] 平成 28 年度～令和 3 年度</p>	総社通り商店街振興組合	<p>中心市街地を代表する商店街がある総社通りにおいて、老朽化したアーケードの撤去と景観に合わせたファサード整備により、明るく来訪したくなる通りへのイメ</p>		

		ージアップを図る事業で、にぎわいの再生、まちの顔づくりを目標とする中心市街地の活性化に必要である。		
--	--	---	--	--

8. 4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項

[1] 公共交通機関の利便性の増進及び特定事業の推進の必要性

(1) 現状分析

【鉄道】

J R武生駅は、越前市の玄関口、交通結節点として位置づけられ、これまで特急停車の増本や駅前広場の整備、駅周辺駐車場の充実などを進め、市民の利便性向上が図られてきました。近年の乗車人員は、年間80万人台で推移しています。

また、中心市街地には福井鉄道の越前武生駅と北府駅があり、福井市、鯖江市、越前市の3都市を結ぶ近接都市間鉄道として重要な役割を担っています。福井鉄道は、低床車両の導入やL R T化、えちぜん鉄道との相互乗入れ等を進め、利便性向上とイメージアップを図ってきました。その効果もあり、近年乗車人員は増加しています。

【バス】

本市における路線バスは、J R武生駅及び福井鉄道越前武生駅を起点に中心市街地を經由して郊外部や周辺の町へ5路線が放射状に運行し、さらに路線バスを補完する公共交通として8路線（市街地循環ルート2路線、郊外ルート6路線）の市民バスを運行しています。

(2) 公共交通機関の利便性の増進及び特定事業の推進の必要性

本市は、持続可能なネットワーク型コンパクトシティの形成を目指しており、高齢化の進展もあって中心市街地と郊外地域を繋ぐ公共交通の利用促進がこれまで以上に求められています。また、北陸新幹線南越駅（仮称）の開業が令和5年春に計画されていることから、南越駅（仮称）とJ R武生駅を連絡する公共交通の整備も課題になっています。

このため、郊外から中心市街地へ人を呼び込む路線バス網の充実や利用促進につながる施策を推進する必要があります。

一方で地方都市においては自動車が市民の主要な移動手段であることから、自動車の利便性と公共交通機関の合理性を活かす「パーク・アンド・ライド」を推進するなど、自動車と鉄道・バスのスムーズな乗り継ぎ利便性を高めた交通ネットワークの充実も課題になります。

(3) フォローアップの考え方

計画期間の各年度に各事業の進捗状況を調査し、状況に応じて事業の促進などの改善措置を講じます。

また、計画期間の最終年度に、再度進捗状況を調査し、中心市街地活性化の効果的な推進を図ります。

[2] 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業

該当なし

(2) ① 認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

該当なし

(2) ② 認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

該当なし

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

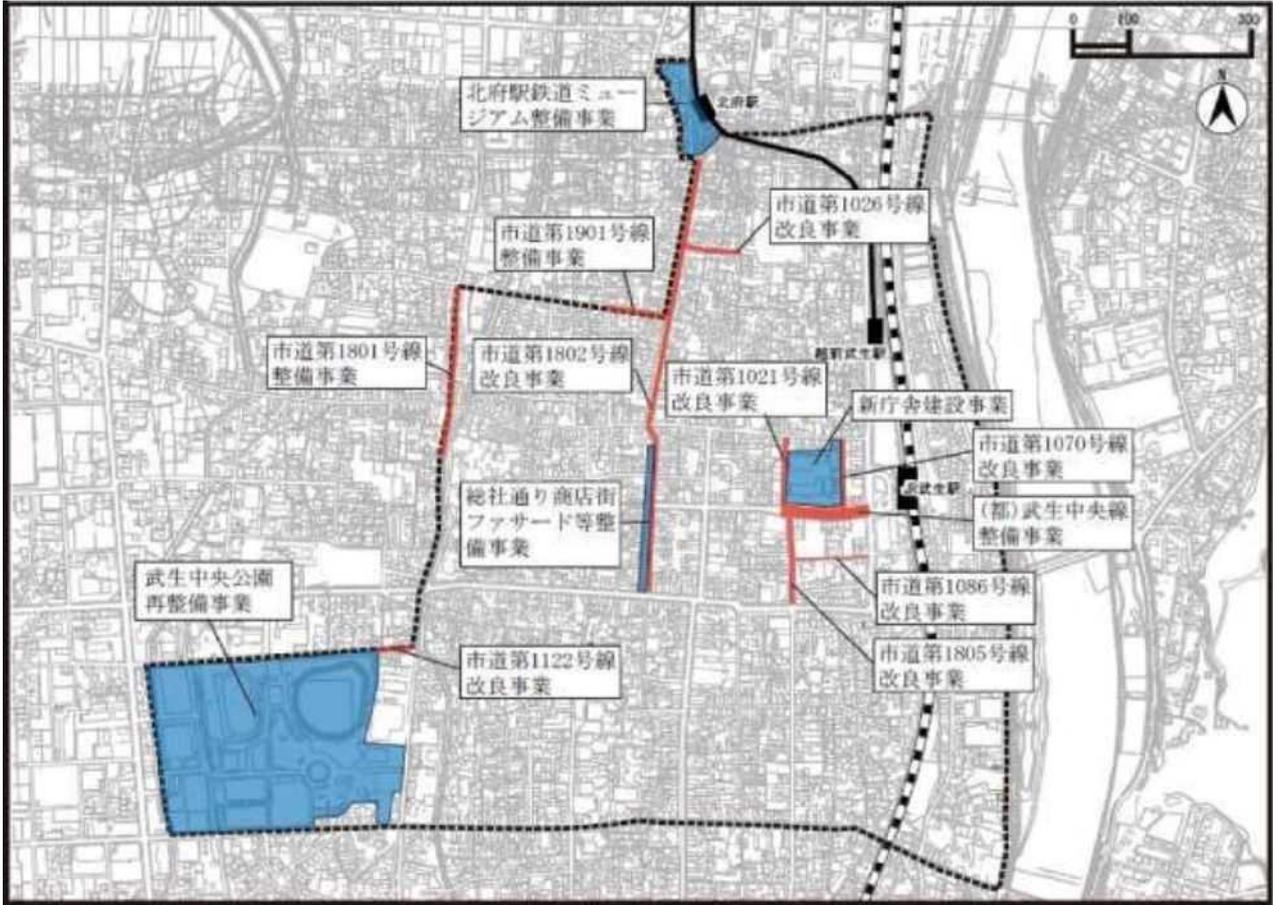
事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
[事業名] 公共交通対策事業 [内容] 路線バスによる公共交通網の形成 [実施時期] 平成 17 年度～	福井鉄道	地域住民、特に高齢者や学生などの重要な交通手段である路線バス網を形成することにより、郊外から中心市街地へ人を呼び込み活性化を図る事業であり、暮らしの再生、にぎわいの再生を目標とする中心市街地の活性化に必要である。	[支援措置] 地域公共交通確保維持改善事業(地域公共交通確保維持事業) [実施時期] 平成 28 年度～	

(4) 国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
[事業名] 市民バス運行事業 [内容] 路線バスのない交通不便地域における市民バスの運行 [実施時期] 平成 19 年度～	越前市	路線バスの運行がない交通不便地域の市民に対し、生活基盤である移動手段を提供し、中心市街地へのアクセスを確保する事業であり、暮らしの再生、にぎわいの再生を目標とする中心市街地の活性化に必要である。		

<p>[事業名] J R 武生駅パーク&ライド駐車場事業 [内容] J R 武生駅パーク&ライド駐車場の運営 [実施時期] 平成 18 年度～</p>	<p>越前市</p>	<p>J R 武生駅利用客の利便性を向上させることで武生駅及び公共交通の利用促進を図り、中心市街地へのアクセスを確保する事業であり、暮らしの再生、にぎわいの再生を目標とする中心市街地の活性化に必要である。</p>		
<p>[事業名] 福井鉄道北府駅パーク&ライド駐車場事業 [内容] 福井鉄道北府駅パーク&ライド駐車場の運営 [実施時期] 平成 21 年度～</p>	<p>福井県 越前市</p>	<p>中心市街地へアクセスする道路の渋滞緩和と公共交通（福井鉄道、市民バス）の利用促進を図ることで、中心市街地へのアクセスを確保する事業であり、暮らしの再生、にぎわいの再生を目標とする中心市街地の活性化に必要である。</p>		
<p>[事業名] 運転免許自主返納支援事業 [内容] 運転免許を自主的に返納した高齢者に市民バスの無料乗車券を交付 [実施時期] 平成 19 年度～</p>	<p>越前市</p>	<p>高齢者が加害者となる交通事故を減少させるとともに、公共交通機関の利用を促進することで、中心市街地の安全安心及びアクセスを確保する事業であり、暮らしの再生、にぎわいの再生を目標とする中心市街地の活性化に必要である。</p>		

◇ 4から8までに掲げる事業及び措置の実施箇所



【ソフト事業や事業位置が特定しにくい事業】

■ 1. 市街地の整備改善のための事業

- ・街並み景観整備助成事業
- ・老朽危険空家解体撤去事業
- ・空き地・空き家活用事業
- ・伝統的民家普及促進事業
- ・市民プラザたけふ整備事業
- ・武生中央公園水泳場再整備事業

■ 2. 都市福祉施設を整備する事業

- ・病院建替事業
- ・地域子育て支援センター運営事業
- ・地域包括支援センター運営事業
- ・文化センター自主文化事業
- ・武生公会堂記念館展示整備事業
- ・児童発達支援事業
- ・子ども子育て総合相談窓口
- ・夢をはぐくむはじめのいっぽ事業

■ 3. 公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業

- ・住宅団地整備支援事業
- ・まちなか住宅取得推進事業
- ・空き家等リフォーム支援事業
- ・まちなか空き家解体支援事業
- ・新婚夫婦定住化支援事業
- ・まちなか共同住宅整備推進事業
- ・子育て世帯と移住者への住まい支援事業
- ・多世帯同居・近居住まい推進事業
- ・高齢者向け優良賃貸住宅供給促進事業
- ・まちなか借上げ市営住宅整備事業
- ・住宅取得支援事業
- ・住まい情報バンク活用支援事業

- ・人口問題・定住化促進対策事業
- ・集合住宅誘致事業
- ・子育て世帯定住化支援事業
- ・防火対策支援事業

■ 4. 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業、民間中心市街地商業活性化事業中心市街地特例通訳案内士育成等事業その他の経済活力の向上のための事業

- ・工芸の里構想推進事業（タンス町界隈まちづくり推進事業）
- ・工芸の里構想推進事業（越前箆筒振興事業）
- ・工芸の里構想推進事業（越前クラフトツーリズム事業）
- ・工芸の里構想推進事業（越前クラフトマーケット事業）
- ・京町界隈の空き家再生事業
- ・総社表参道空き家再生事業
- ・工芸の里構想推進事業（無料 Wi-Fi 環境等整備事業）
- ・雇用促進対策事業
- ・創業支援事業
- ・伝統産業後継者育成対策事業
- ・まちなか賑わい創出支援事業
- ・まちなか出店・改装促進事業
- ・まちなか開業支援事業
- ・空き店舗等活用事業
- ・まちなかイベントサポート事業
- ・寺社おこし事業
- ・得する街のゼミナール開催事業
- ・空き家・空き店舗等活用コミュニティ推進事業
- ・たねまる活動補助事業
- ・大学連携事業

- ・「ちひろの生まれた家」記念館運営事業
- ・まちなか散策ガイド「むかしまちあるき」配布・まちなか観光活性化企画「武生天神 assemble」
- ・重点エリア商業活性化事業
- ・たけふ菊人形
- ・源氏物語アカデミー
- ・武生国際音楽祭
- ・ちびっ子フェスティバル
- ・サマーフェスティバル
- ・まるごと食の感謝祭
- ・都市公園等利用促進イベント支援事業

■ 1～4 で掲げた事業及び措置と一体的に推進する事業

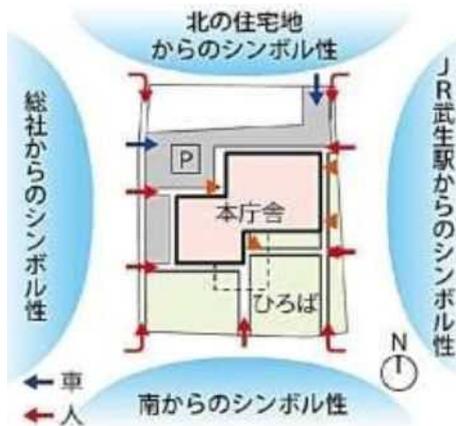
- ・公共交通対策事業
- ・市民バス運行事業
- ・JR 武生駅パーク&ライド駐車場事業
- ・福井鉄道北府駅パーク&ライド駐車場事業
- ・運転免許自主返納支援事業

◇ 主要事業の概要

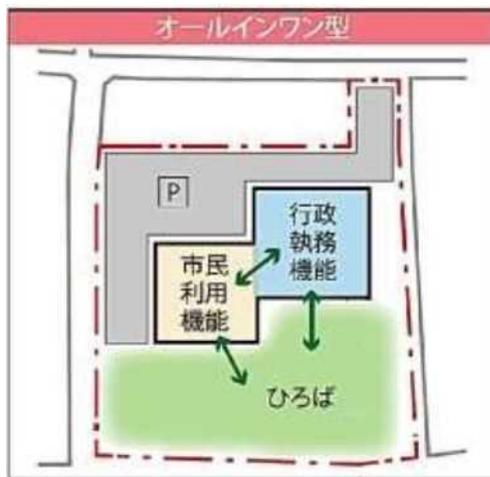
主要事業①



<新庁舎の外観イメージ>



<四方正面の庁舎>



<オールインワン型庁舎のイメージ>



<まちの縁側とシンボルロードのイメージ>

事業名:新庁舎建設事業(交流施設)

実施時期:平成 26~令和 2 年度

(基本構想・基本計画:H26~H27、基本設計・実施設計:H27~28、施工:H29~R2)

(事業概要等)

本庁舎は、シンボル性やアクセス性に配慮し、「四方正面」の考え方や、あらゆる災害に対応する防災拠点機能に加え、市民利用機能としての建物や広場が併設されることにより、市民が利用しやすく多くの人が賑わう「オールインワン型庁舎」として計画している。

市民利用機能

- ・1階:多目的ホールとロビー・図書コーナー・情報カフェ、会議室兼控室を配置する。多目的ホールは、文化祭や大型のイベント時に扉を開放することで、ロビーと一体的に利用することが可能な計画とする。
- ・2階:和室・視聴覚室や調理室を配置します。ひろばに面した吹抜け空間にギャラリーを配置する。
- ・ロビーとひろばを一体的に利用できるように、また雨天時でも利用可能な大屋根を配置する。

ひろば

- ・日常、非日常での利用の仕方を想定し、多様なイベントの開催が可能な機能を持つひろばを計画する。

《関連》シンボルロード整備

位置づけ

- ・JR武生駅付近(現代から未来に向けたゾーン)から総社付近(歴史的資源を活かすゾーン)に向かって歴史を遡るイメージ

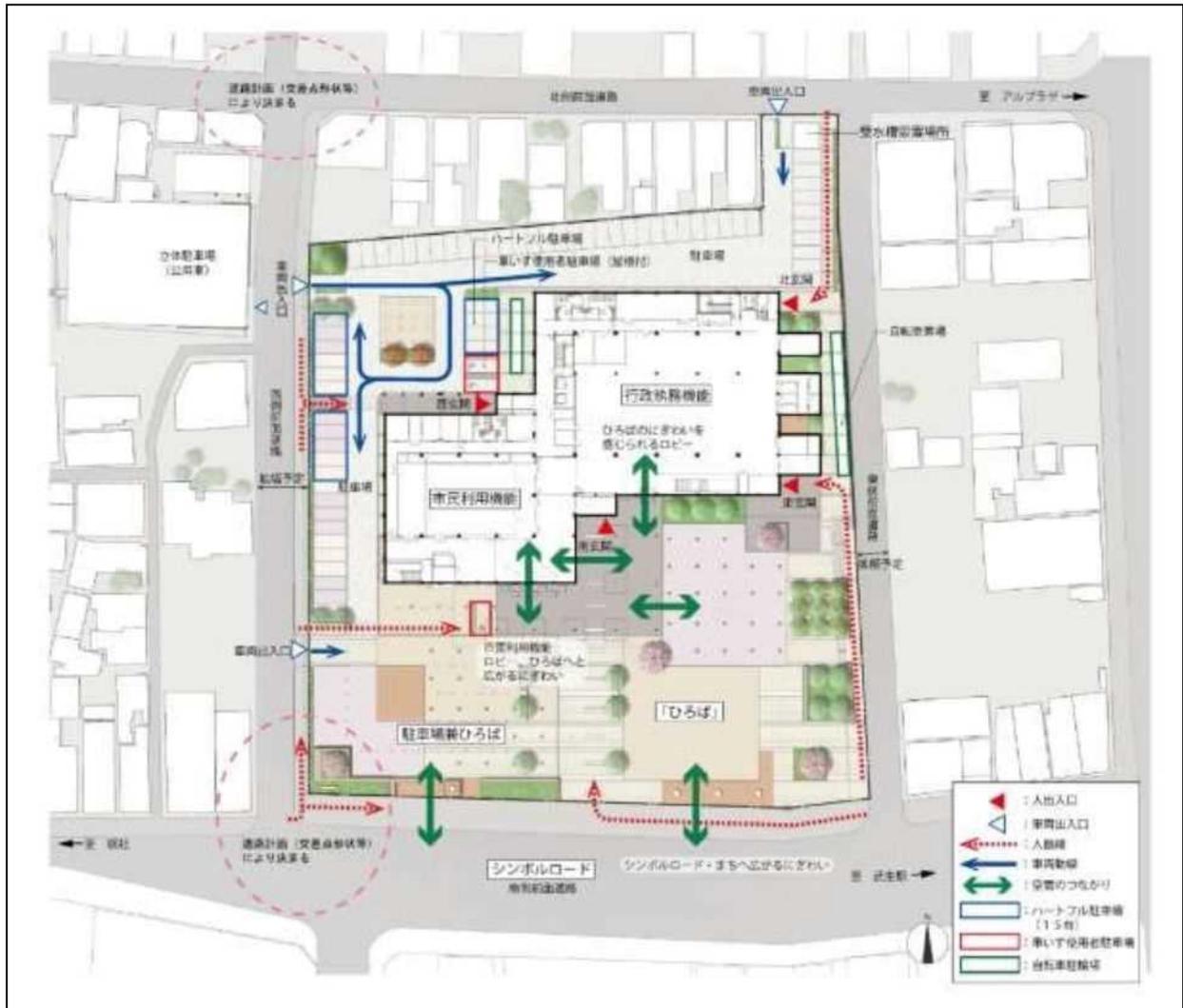
空間のあり方

- ・JR武生駅前広場から総社へ続く通りの玄関口として、国府の歴史の文脈を感じる空間
- ・賑わい・交流の拠点となる本庁舎の交流施設と一体となった、安全で歩いて楽しい空間
- ・本庁舎の「まちの縁側」の雰囲気醸し出す緑豊かな憩いの空間

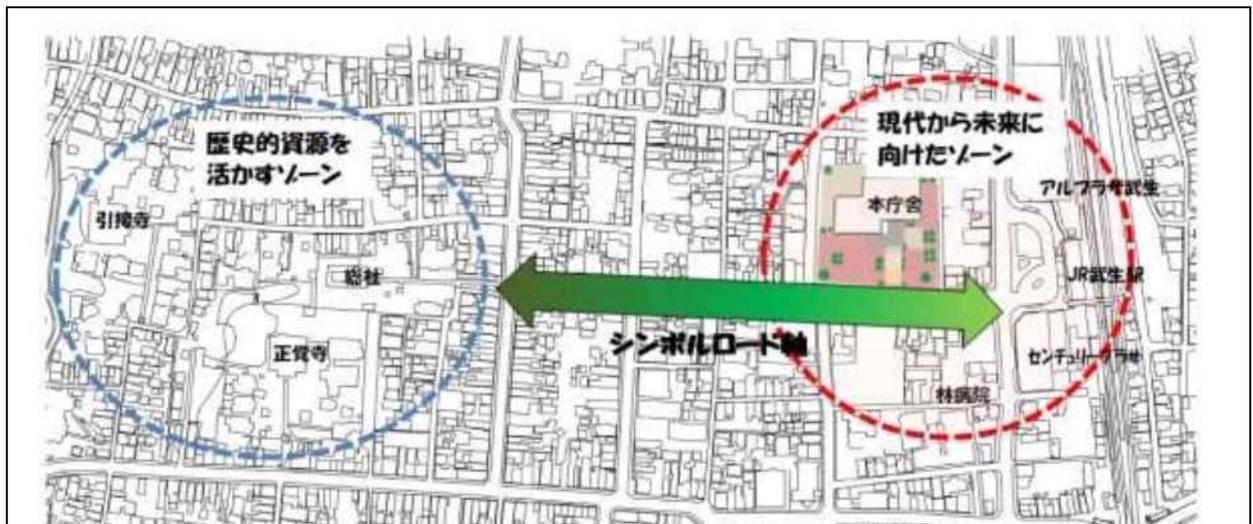
再整備方針

- ・4車線道路の2車線化(広幅員歩道空間の確保)
- ・中央分離帯の撤去

《庁舎と庁舎前広場、シンボルロードの配置計画の全体イメージ》



《シンボルロードの位置づけ》



主要事業②



<計画平面図>



<建替えとなる体育館のイメージ>



<市民広場の整備イメージ>

事業名：武生中央公園再整備事業

実施時期：平成 26～30 年度

(事業概要等)

- ・ 武生中央公園は昭和 46 年の供用開始以来、市民のスポーツの場、レクレーションの場として利用されており、また、市を代表する秋のイベントである「たけふ菊人形」の会場として、県内外から多くの観光客が訪れる場となっている。
- ・ 平成 30 年の福井国体開催を機に更なる活性化を図る。
- ・ 福井国体のフェンシング競技とソフトテニス競技の会場となっていることから、老朽化した中央体育館の建替えとテニスコートの改修を行うとともに、公園全体の再整備を行う。
- ・ 「市のセントラルパークとして、老若男女が、憩う・遊ぶ・見る・学ぶ・楽しむことのできる空間の形成」を整備方針とする再整備基本計画を平成 26 年 3 月に策定し、平成 30 年の完成を目指し整備を進めている。
- ・ 本市出身であり日本を代表する絵本作家である「かこさとし」氏の監修を得ながら、子どもたちの健全な成長の場と次世代を担う人材が育つ拠点とする。
- ・ 旧野球場跡地に整備する「市民の広場」には、子どもたちに大変人気のあり、県内最大級のワイドスライダーを有する大型コンビネーション遊具や同じく大変人気のあるトランポリン系の遊具を設置する。
- ・ また、子どもたちが水と触れ合うことが出来る親水広場やせせらぎ広場、さらにステージとしても利用出来る葉っぱの形をしたデッキを設け、屋外の読書広場として整備するとともに、高齢者等の健康の維持増進に繋がることで人気がある健康遊具も設置する。

《武生中央公園整備計画》

武生中央公園再整備計画

～市のセントラルパークとして、老若男女が遊ぶ・見る・学ぶ・楽しむことのできる空間の形成～

武生中央公園をもっともっと楽しく！

武生中央公園を子どもたちの創造力や探究心を育み、「ワクワク・ドキドキ」の体験ができる空間として整備し、利活用をはかる。

《基本コンセプト》

- (1)次世代の人が育つ空間
- (2)絵本の世界を映し出す空間
- (3)地域活性化の核となる空間

《整備概略図(案)》



主要事業③



<北府駅本屋(登録有形文化財)>



<電車がモチーフの案内板>



<200 形車両>



<市民団体主催のイベントの様子>

事業名:北府駅鉄道ミュージアム整備事業

実施時期:平成31~令和3年度

(事業概要等)

概要

- ・ 北府駅構内には、福井鉄道の歴史に触れることのできるギャラリーがあり、駅前には電車がモチーフの案内板等が設置されていて、駅全体が親しみのもてる博物館となっている。これらに加えて、貴重な鉄道文化財である、福井鉄道の200形車両を北府駅周辺に保存展示するなど、北府駅一帯を鉄道ミュージアムとして整備することで、北府駅がまちなか観光の北の玄関口として魅力を高め、中心市街地の活性化や福武線乗車人数の増加に繋げる。

現状

- ・ 北府駅構内には、福井鉄道の歴史に触れることのできるギャラリーがある。
- ・ 駅前には電車がモチーフの案内板等が設置されている。
- ・ 駅周辺では、北府駅本屋、車両工場、バス車庫が国の有形文化財に登録されている。

将来展望

- ・ 北府駅周辺を鉄道ミュージアムとして整備する
- ・ 200形車両の動態もしくは静態での保存
- ・ 遊具を設置した広場(ミニ公園)を整備

主要事業④



<工芸の里構想(セントラル地区)>



<建物前面の景観・しつらえの見直し
ギャラリー空間のリニューアル>



<タンス町で開催されたイベントの様子>
(昭和の花嫁行列)

事業名:工芸の里構想推進事業

実施時期:平成29~31年度

(事業概要等)

- ・ 越前和紙、越前打刃物、越前筆笥の3つの伝統的工芸品が集積する越前市において、本市の特性を活かし伝統工芸の振興策について新たな方向性を示すとともに、3産地の連携による交流人口の拡大を進め、地域振興を図ることを目的に工芸の里構想を推進する。
- ・ 3産地のうち中心市街地のタンス町通りに集積する越前筆笥(指物)産地をセントラル地区と称し、工芸の里構想では、「タンス町通りを越前筆笥(指物)の展示場として、歴史・文化を活かしたまちづくりを進める。」

具体的な事業例として、

- ・ 元来、タンス町通りは、越前筆笥(指物)の展示場であり、家具を求める人々が集まってくる場所であったことから、タンス町通りの筆笥店の魅力向上を図るとともに、越前筆笥祭り(仮称)を開催するなど、展示場としての機能を強化し産業振興の発信拠点とする。
- ・ タンス町通りの筆笥店の魅力向上を進めるため、建物前面の景観・しつらえを見直すとともに、ギャラリー空間のリニューアルを図る。(改装、設備投資に対し支援)
- ・ 後継者の確保、育成を進めるために、タンス町通りに新たに工房を構える際に支援を行い、筆笥店の集積を図る。
- ・ タンス町通りにおいて、越前筆笥祭り(仮称)を開催し、市内外から伝統工芸や家具に関心のある層を集める。さらに伝統的な花嫁行列等を実施することにより、越前筆笥祭りの発信力を高め、ブランド向上を図り新規顧客獲得を目指す。

※ 事業実施主体:越前指物組合(青年部)、市(事業支援)

※ 事業実施期間:平成27年度から平成31年度

(工芸の里構想重点実施期間)

主要事業⑥



＜空き家・空き店舗をコミュニティ活動の場に活用(例)＞



＜民家を改装し食堂として活用(例)＞



＜蔵の辻でのイベント風景＞



＜イルミネーションマップ＞



＜得する街のゼミナール＞

事業名: 商店街活性化プランに基づく一連の事業

実施時期: 平成 28～令和 3 年度

(事業概要等)

- ・ 平成 28 年 2 月に、まちなかの商店街、まちづくり武生(株)等の民間事業者により、商店街活性化プランを策定した。
- ・ 商店街活性化プランに基づき、平成 28 年度から令和 3 年度にかけ、以下の民間事業者が主体となった活性化事業を展開する(ソフト事業に関しては、カッコ内の事業名称で本計画に位置付ける)。

＜ソフト事業＞

- ① 空きスペース活用事業(=空き店舗等活用事業)
(空家・空き店舗改装、サブリース、空家・空き地・空き店舗、軒先等の交流の場・活動等の場としての活用、データベース化による空き店舗情報の定期的発信等)
- ② まちなか回遊事業(=まちなかイベントサポート事業、寺社おこし事業)
(まち歩きマップ、まち歩きツアー、寺社巡りスタンプラリー、ウォーキング応援キャンペーン、店のトイレの案内板等)
- ③ 街の魅力を活かした連動イベント(=まちなかイベントサポート事業)
(市とのタイアップ、総社等の行事に合せた連動イベント、食のイベント等)
- ④ 個店の魅力アップ事業(=得する街のゼミナール事業)
(まちゼミ(継続)+繁盛店づくり事業(新規))
- ⑤ まちなか開業支援事業(=まちなか開業支援事業)
(まちなかにおける開業支援のサポート)

＜ハード事業＞

- ① 総社通り商店街ファサード等整備事業
(アーケード撤去、景観に合わせたファサード整備)
- ② 京町界隈の空き家再生事業
(うるしや周辺・町家の改修とテナント誘致)
- ③ 総社表参道空き家再生事業
(総社表参道の街並み整備)

主要事業⑥



<JR武生駅前にある民間病院>



病院建替事業

実施時期:平成 27～31 年度

(事業概要等)

- ・ 中心市街地において長年良質な医療を提供してきた民間病院が現在地付近で建替を計画している。
- ・ 賑わい・交流機能が整備される新庁舎に近接し、事業が同時期に進められることから、将来の街区再編も見据え、隣接道路の改良整備を行うなど、官民連携で誰もが健康で安心して“いきいきと暮らせるまちづくり”を推進する。

【病院の概要】

開設 大正2年(創立 100 周年)

病床数 216床

診療科 整形外科、外科、脳神経外科、心臓血管外科、呼吸器外科、形成外科、内科、消化器科、循環器科、呼吸器科、神経内科、リウマチ科、泌尿器科、眼科、リハビリテーション科、放射線科、麻酔科

診療実績(平成 26 年度) 外来患者数 98,187 人

救急搬入数 1,082 件

手術件数 1,368 件

【病棟建替の経緯】

老朽化した病棟は、耐震化、スプリンクラー設備など課題
中心市街地活性化について、極めて重要な位置

9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項

[1] 市町村の推進体制の整備等

(1) 中心市街地活性化担当部局の設置

中心市街地活性化基本計画の作成、施策・事業の検討、担当部局間の連携を図るための事務を主として都市計画課と商業・観光振興課が担っています。

【平成30年4月1日現在】

建設部理事兼産業環境部理事（中心市街地活性化担当 兼任1名）

都市計画課（専任1名）

商業・観光振興課（専任3名）

(2) 庁内の連絡調整のための会議の設置

1) 中心市街地活性化チームの設置

中心市街地活性化の施策を総合的に推進するため、平成27年4月に15課の課長級以上の職員で構成する中心市街地活性化チームを設置しました。

27、28年度は、前基本計画の検証及び課題を検討するとともに、中心市街地活性化ワークショップ等、市民から出された意見を総合的に検討し、可能なものは担当部局の施策・事業として中心市街地活性化基本計画に反映しました。

2) 中心市街地活性化推進本部

平成27年4月に中心市街地活性化推進本部を設置しました。

■ 中心市街地活性化推進本部、推進チームの検討経過

年月日	会議名、議題等
平成27年5月1日	第1回推進チーム会議
平成27年6月4日	第2回推進チーム会議
平成27年7月7日	第3回推進チーム会議
平成27年7月9日	第1回中心市街地活性化推進本部
平成27年8月11日	第4回推進チーム会議
平成27年8月12日	第2回中心市街地活性化推進本部
平成27年10月27日	第5回推進チーム会議
平成27年11月2日	第3回中心市街地活性化推進本部
平成28年3月29日	第4回中心市街地活性化推進本部
平成28年4月8日	第1回推進チーム会議
平成28年4月21日	第1回中心市街地活性化推進本部
平成28年5月16日	第2回推進チーム会議
平成28年5月17日	第2回中心市街地活性化推進本部
平成28年7月22日	第3回推進チーム会議
平成28年8月2日	第3回中心市街地活性化推進本部
平成29年2月3日	第4回推進チーム会議
平成29年3月29日	第4回中心市街地活性化推進本部

平成 29 年 4 月 20 日	第 1 回推進チーム会議
平成 29 年 5 月 1 日	第 1 回中心市街地活性化推進本部
平成 29 年 10 月 2 日	第 2 回推進チーム会議
平成 29 年 11 月 2 日	第 2 回中心市街地活性化推進本部
平成 30 年 3 月 29 日	第 3 回中心市街地活性化推進本部
平成 30 年 4 月 19 日	第 1 回推進チーム会議
平成 30 年 5 月 11 日	第 1 回中心市街地活性化推進本部
平成 30 年 10 月 18 日	第 2 回推進チーム会議
平成 30 年 10 月 25 日	第 2 回中心市街地活性化推進本部
平成 30 年 12 月 17 日	第 3 回推進チーム会議
平成 30 年 12 月 21 日	第 3 回中心市街地活性化推進本部
平成 31 年 4 月 17 日	第 1 回推進チーム会議
平成 31 年 4 月 25 日	第 1 回中心市街地活性化推進本部
令和元年 11 月 6 日	第 2 回中心市街地活性化推進本部
令和元年 12 月 17 日	第 2 回推進チーム会議
令和元年 12 月 23 日	第 3 回中心市街地活性化推進本部

■ 中心市街地活性化推進本部委員、推進チーム員名簿

中心市街地活性化 推進本部委員	[本部の補助機関] 中心市街地活性化推進チーム員
市長（本部長）	
副市長（副本部長）	
企画部長	政策推進課長、政策推進課総合戦略推進室長、まちづくり・総合交通課長、まちづくり・総合交通課新庁舎移行準備室長、財務課長、税務課長
総務部長	市民自治推進課長、防災安全課長、秘書広報課市民情報サービス室長
市民福祉部長	社会福祉課長、長寿福祉課長、子ども福祉課長、健康増進課長
産業環境部長	産業政策課長、産業政策課工芸の里推進室長、商業・観光振興課長(サブリーダー)、農政課長
建設部長	都市計画課長(サブリーダー)、都市整備課長、建築住宅課長、建築住宅課住宅政策推進室長
教育委員会事務局長	文化課長、生涯学習課長、スポーツ課長、図書館長
建設部理事兼産業環境部理事	建設部理事兼産業環境部理事(チームリーダー)

事務局：建設部都市計画課

(3) 越前市中心市街地活性化基本計画策定委員会の設置

越前市中心市街地活性化基本計画の策定にあたり、市内部だけでなく、地域住民、事

業者、商工関係者、NPO、専門家等の多様な意見を取り入れるため平成27年5月に越前市中心市街地活性化基本計画策定委員会を設置しました。

委員会の所掌事項は越前市中心市街地活性化基本計画原案を作成することとし、市は基本計画原案を尊重し議会の意見を聴いて基本計画を作成して、委員会の了承を得ました。

委員会は、8回の会議のほか、パブリックコメントで出された意見を反映させながら基本計画原案をとりまとめ、平成28年8月に市長への報告をもって解散しました。

〔委員構成〕

学識者、住民代表、商工関係者、NPO、学生、公募の1名

〔委員会開催状況〕

第1回委員会	平成27年5月12日
第2回委員会	平成27年7月16日
第3回委員会	平成27年8月19日
第4回委員会	平成27年11月5日
第5回委員会	平成28年4月27日
第6回委員会	平成28年5月19日
第7回委員会	平成28年6月8日
第8回委員会	平成28年8月4日
基本計画原案を市長に報告	平成28年8月9日

〔2〕 中心市街地活性化協議会に関する事項

(1) 越前市中心市街地活性化協議会の概要

中心市街地活性化協議会は、平成19年4月に武生商工会議所が中心となり設立に向けて準備委員会を立ち上げ、平成19年7月6日に発足しました。

協議会を効果的かつ効率的に運営するため、必要に応じて関係者で構成する専門部会を設置し、具体的かつ専門的な協議又は調整を行うこととしています。

協議会の役割は、中心市街地の活性化に向けた取組みの実効性を確保するため、基本計画に定める事項について市に意見を述べるとともに、中心市街地活性化に関する事業を実行に移すべく多様な構成員が議論を行い、総合調整を図ることとしています。

(2) 構成員及び開催状況

協議会の構成員は、都市機能の増進又は経済活力の向上を総合的に推進するための調整を図るのにふさわしい者を含む20団体の代表及び有識者で構成しています。

■ 越前市中心市街地活性化協議会構成員

団 体 名	根 拠 法 令
武生商工会議所	法第15条第1項関係第2号イ（商工会議所）
まちづくり武生株式会社	法第15条第1項関係第1号ロ（まちづくり会社）
越前市	法第15号第4号関係（市）
武生商店街連合会	法第15条第4項関係（商業者）

蓬萊本町商店街振興組合	法第15条第4項関係（商業者）
中央広小路商店街振興組合	法第15条第4項関係（商業者）
広小路繁栄会	法第15条第4項関係（商業者）
善光寺通り商店街	法第15条第4項関係（商業者）
東地区自治振興会	法第15条第4項関係（地域自治団体）
西地区自治振興会	法第15条第4項関係（地域自治団体）
南地区自治振興会	法第15条第4項関係（地域自治団体）
（一社）越前市観光協会	法第15条第4項関係（観光協会）
賑わい市実行委員会	法第15条第4項関係（蔵の辻エリア住民団体）
四町まちづくり協議会	法第15条第4項関係（四町エリア住民団体）
武生青年会議所	法第15条第4項関係（若手経営者団体）
武生商工会議所青年部	法第15条第4項関係（若手経営者団体）
仁愛大学学生	法第15条第4項関係（大学生）
J R 西日本武生駅	法第15条第8項関係（交通事業者）
福井鉄道(株)	法第15条第8項関係（交通事業者）
（一社）越前市不動産業協会	法第15条第8項関係（宅地建物取引業者）
福井大学、仁愛大学	法第15条第8項関係（有識者）

委員 27 名、オブザーバー 3 名

事務局：武生商工会議所

■ 会議開催状況

【平成 26 年度】

① 越前市中心市街地活性化協議会

- ・日 時 平成 26 年 7 月 11 日(金) 午前 10 時
- ・場 所 武生商工会館 3 階会員サロン
- ・議 題 1) 平成 25 年度事業報告について
2) 平成 26 年度事業計画案について
3) まちづくり会社の設立について

- ・日 時 平成 27 年 2 月 19 日(木) 午後 1 時 30 分

- ・場 所 越前市生涯学習センター5 階講堂
- ・議 題 1) まちづくり会社の設立について
2) 越前市中心市街地活性化基本計画について

② 越前市中心市街地活性化協議会 まちなか居住推進部会

- ・日 時 平成 26 年 6 月 12 日(木) 午後 2 時
- ・場 所 武生センチュリープラザ 2 階会議室
- ・議 題 1) 中心市街地定住化促進の意義及び定住化促進活動に関する意見交換会の開催について
2) 越前市まちづくりセンターの取組みについて

③ まちづくり講演会

- ・日 時 平成 26 年 11 月 22 日(土) 午後 2 時 30 分
- ・場 所 越前市健康福祉センター4 階多目的ホール
- ・演 題 越前福井が夢見た街と文化
- ・講 師 (公財)出光美術館 学芸課長 笠島忠幸 氏

- ・日 時 平成 27 年 2 月 28 日(土) 午後 2 時
- ・場 所 武生東公民館大ホール
- ・演 題 「移住」「定住」につながる取組みについて
- ・講 師 NPOふるさと回帰支援センター 大阪事務所主任 勝美侑美 氏

- ・日 時 平成 27 年 3 月 22 日(日) 午後 2 時
- ・場 所 武生東公民館大ホール
- ・演 題 再チャレンジ 長浜のまちづくり
- ・講 師 長浜まちづくり株式会社 コーディネータ 吉井茂人 氏

【平成 27 年度】

① 越前市中心市街地活性化協議会

- ・日 時 平成 27 年 9 月 30 日(金) 午前 10 時
- ・場 所 越前市民ホール 2 階第 3 会議室
- ・議 題 1) 越前市中心市街地活性化協議会の規約改定について
2) 越前市中心市街地活性化基本計画について
- ・報 告 1) 越前市中心市街地活性化基本計画の実施状況について
2) まちづくり武生株式会社の取組み状況について

【平成 28 年度】

① 越前市中心市街地活性化協議会

- ・日 時 平成 28 年 8 月 19 日(金) 午前 10 時
- ・場 所 武生商工会議所 4 階パレットホールC
- ・議 題 1) 越前市中心市街地活性化基本計画（原案）について
2) 越前市中心市街地活性化基本計画（原案）に対する意見について
- ・日 時 平成 29 年 1 月 27 日(金)
- ・議 題 1) 越前市中心市街地活性化基本計画変更(案)について

【平成 29 年度】

① 越前市中心市街地活性化協議会

- ・日 時 平成 29 年 5 月 10 日(水) 午前 10 時 30 分
- ・場 所 武生商工会議所 4 階パレットホールC
- ・議 題 1) 第 3 期越前市中心市街地活性化基本計画の変更について
2) 第 3 期越前市中心市街地活性化基本計画フォローアップについて
3) 越前市中心市街地活性化協議会活動報告について
4) まちづくり武生株式会社活動報告について

【平成 30 年度】

① 越前市中心市街地活性化協議会

- ・日 時 平成 30 年 5 月 14 日(月) 午前 10 時
- ・場 所 武生商工会議所 4 階パレットホールC
- ・議 題 1) 数値目標について
2) 第 3 期越前市中心市街地活性化基本計画の定期フォローアップについて
3) 第 3 期越前市中心市街地活性化基本計画の変更について
- ・その他 1) 主な事業経過と今後に向けて
2) まちづくり武生（株）の事業取組みについて

- ◎ 越前市中心市街地活性化協議会
 - ・日 時 平成 31 年 1 月 17 日 (木)
 - ・方 法 文書による意見聴取
 - ・議 題 1) 第 3 期越前市中心市街地活性化基本計画の変更について

【令和元年度】

- ◎ 越前市中心市街地活性化協議会
 - ・日 時 令和元年 5 月 15 日 (水) 午後 1 時 30 分
 - ・場 所 武生商工会議所 4 階パレットホールC
 - ・議 題 1) 数値目標について
2) 第 3 期越前市中心市街地活性化基本計画の定期フォローアップについて
 - ・その他 1) 中心市街地の動きについて
2) まちづくり武生 (株) の事業取組みについて
- ◎ 越前市中心市街地活性化協議会
 - ・日 時 令和 2 年 1 月 27 日 (月) 午前 10 時 30 分
 - ・場 所 武生商工会議所 4 階パレットホールC
 - ・議 題 1) 第 3 期越前市中心市街地活性化基本計画の変更について

(3) 法第 15 条各号の規定に適合していること

◆ 法第 15 条第 3 項の規定の適合

内閣府令第一条に定める◎ 協議会の構成員の氏名又は名称、◎ 規約の内容については、事務局である武生商工会議所事務所で閲覧できるとともに、インターネットにより公表している。

○ 武生商工会議所ホームページ内 越前市中心市街地活性化協議会ページ
<http://www.takefucci.net>

◆ 法第 15 条第 5 項の規定の適合

これまでのところ協議会に新たな参加要請はない。

(4) 協議会から提出された意見書

協議会が市長に提出した意見は下記のとおりである。

平成 28 年 8 月 31 日

越前市長 奈良 俊 幸 殿

越前市中心市街地活性化協議会
会 長 山 本 仁左衛門

越前市中心市街地活性化基本計画原案に対する意見について (回答)

平成28年8月9日付け越都計第713号で意見照会のありました「越前市中心市街地活性化基本計画原案」に対する意見は下記の通りです。

(意見)

歴史と伝統を誇る越前市は、丹南地域の中核都市として成長発展を遂げてきましたが、今日の中心市街地においては、人口減少が続く中であって超高齢化が進行し、加えて商業環境の悪化に伴う空き家、空き店舗の増加など、依然として厳しい状況下にあります。

こうした状況を踏まえ、当協議会ではこれまでの中心市街地活性化基本計画を検証しつつ、このたびの中心市街地活性化基本計画原案について協議を行った結果、本市中心市街地の活性化を図る上で妥当なものであるとの判断に至りました。

(付帯意見)

- (1) 本原案作成にあたっては、昨年4月より約1年をかけ、地域住民のニーズ等の把握を目的とした「まちづくりワークショップ」の実施をはじめ、商店街活性化プラン作成のための検討会やアンケート調査等の実施、計画策定では「中心市街地活性化基本計画策定委員会」の設置など、官民一体となった取組みにより本原案が作成されていることから大変意義のあるものと評価します。
- (2) 本原案に記載の主要プロジェクトについては、当市まちづくり、特に中心市街地活性化を進める上で大きな影響を与えることから、迅速かつ着実な事業推進をお願いします。
- (3) 本原案に記載の目標、事業計画等については、今後5年間で実行すべき事業であり、実現性があるものと判断しますので、特に活性化を図る上で欠かすことの出来ない商業再生に向けた関連事業については、関係団体と連携を図り着実な推進及び新たな取組みが具体化された場合の柔軟かつ迅速な対応をお願いします。

以上

(5) 協議会の規約

■ 規約

越前市中心市街地活性化協議会規約

(名称)

第1条 本会は「越前市中心市街地活性化協議会（以下「協議会」という。）」と称する。

(事務所)

第2条 協議会は事務所を福井県越前市塚町101番地に置く。

(目的)

第3条 協議会は、越前市の中心市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進するため必要な事項を協議し、越前市の中心市街地活性化基本計画の実行に寄与することを目的とする。

(活動)

第4条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) 越前市が作成する中心市街地活性化基本計画並びに認定基本計画及びその実施に関し必要な事項についての意見提出
- (2) 越前市中心市街地の活性化に関する事業の総合調整

- (3) 越前市中心市街地の活性化に関する委員相互の意見及び情報交換
- (4) 中心市街地活性化のための勉強会、研修及び情報交換
- (5) 前号に掲げるもののほか、中心市街地活性化に寄与する活動の企画及び実施
(委員)

第5条 協議会の委員は、次の者をもって構成する。

- (1) 武生商工会議所(中心市街地の活性化に関する法律(以下「法」という)第15条第1項第2号イ)
 - (2) まちづくり武生株式会社(法第15条第1項第1号ロ)
 - (3) 法第15条第4項及び第8項に規定する者
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、協議会において特に必要があると認める者
- 2 法第15条第4項に該当する者であつて、協議会の構成員でない者は、自己を協議会の構成員として加えるよう協議会に申し出ることができる。この場合においては、協議会は、正当な理由がある場合の除き、当該申出を拒むことができない。
- 3 委員に欠員が出た場合は、その都度協議会に諮り決定する。

(会長及び副会長)

第6条 協議会に会長1名、副会長若干名を置く。

- 2 会長及び副会長は、協議会委員の中から選任する。
- 3 会長は、協議会を代表し会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、また会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 協議会の会議は会長が召集する。

- 2 会議の議長は会長が行う。
- 3 会議は協議会委員の過半数の出席により成立するものとし、議事は出席委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

(専門部会の設置)

第8条 協議会の中に必要な協議又は調整を行うため、構成員、構成員に属する実務者、また協議に必要な関係者で構成する専門部会を設置することができる。

- 2 専門部会の組織・運営等については、別途会長が定める。

(会計)

第9条 協議会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

- 2 協議会の運営に要する費用は協議会の予算の定めるところにより、負担金、補助金等その他の収入をもって充てる。

(事務局)

第10条 協議会の事務を処理するために、事務局を置く。

- 2 事務局は、武生商工会議所内に置き会務を処理する。
- 3 会務を処理するため、事務局に職員若干名を置く。

<附則>

- 1 この規約は、平成19年7月6日より施行する。
- 2 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮り別に定めるものとする。
- 3 この規約は、平成27年9月30日から一部改定施行する。

越前市中心市街地活性化協議会専門部会設置規程

(目的)

第1条 本規程は、越前市中心市街地活性化協議会（以下「協議会」という。）規約第8条第2項の規程に基づき専門部会の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。

（内 容）

第2条 協議会に次に掲げる専門部会を設置する。

- (1) まちなか居住推進部会
- (2) まちなか賑わい創出部会
- 2 前項の専門部会は、次に掲げる事項を中心に協議、又は調整を図るものとする。
 - (1) まちなか居住推進部会
まちなか居住推進に関する事項、空家・空き地・空き店舗解消に関する事項 等
 - (2) まちなか賑わい創出部会
まちなか回遊・観光推進に関する事項、商業活性化に関する事項、まちなか賑わい活動に関する事項 等
- 3 第1項に定める専門部会のほか、必要に応じて他の専門部会を設置することができる。

（委 員）

第3条 各専門部会の委員は協議会会長が選任する。

- 2 各専門部会に部会長、副部会長を各1名置き、部会員の中から選任する。
- 3 部会長は会務を総理し、副部会長はこれを補佐する。
- 4 部会長に事故ある時は、副部会長がその職務を代理する。
- 5 部会長は、専門部会において検討協議した事項について、協議会に報告しなければならない。

（事務局）

第4条 各専門部会の事務は、協議会の事務局が行うものとする。

<附 則>

1. この規程は、平成19年7月6日から施行する。
2. この規程に定めるもののほか必要な事項は、部会長が協議会会長と協議の上別に定める。
3. この規程は、平成24年3月12日から一部改定施行する。
4. この規程は、平成25年6月4日から一部改定施行する。

[3] 基本計画に基づく事業及び措置の一体的推進等

(1) 客観的現状分析、ニーズ分析に基づく事業・措置の集中実施

客観的現状分析、ニーズ分析に基づいて、中心市街地の活性化を実現するために必要かつ効果的な事業・措置を基本計画に位置づけ、集中実施することとしています。

■ 客観的現状分析、ニーズ分析に基づく事業・措置

客観的現状分析	ニーズ分析	事業・措置
① 中心市街地の人口は減少傾向が続いている。	・ 居住者は、住まい、地域の交流の場、働く場、教育、健康など多岐にわたる居住環境の充実を望んでいる。	● まちなか居住を推進する事業 ・ 新庁舎建設事業 ・ 武生中央公園再整備事業 ・ 市道改良事業（第1122号線ほか） ・ 病院建替事業 ・ 地域子育て支援センター運営事業 ・ 文化センター自主文化事業

		<ul style="list-style-type: none"> ・武生公会堂記念館展示整備事業 ・児童発達支援事業 ・子ども子育て総合相談窓口 ・夢をはぐくむはじめのいっぽ事業 ・住宅団地整備支援事業 ・まちなか住宅取得推進事業 ・新婚夫婦定住化支援事業 ・まちなか共同住宅整備推進事業 ・高齢者向け優良賃貸住宅供給促進事業 ・まちなか借上げ市営住宅整備事業 ・住宅取得支援事業 ・住まい情報バンク活用支援事業 ・人口問題・定住化促進対策事業 ・集合住宅誘致事業
② 中心市街地の商業機能は低下傾向が続いている。	<ul style="list-style-type: none"> ・居住者は、日用品が充実している商業施設の充実を望んでいる。 ・事業者は、「通り」ごとの特色のある商店街整備を望んでいる。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 商業活性化に寄与する事業 ・総社通り商店街ファサード等整備事業 ・創業支援事業 ・まちなか出店・改装促進事業 ・まちなか開業支援事業 ・まちなかイベントサポート事業 ・寺社おこし事業 ・得する街のゼミナール開催事業
③ 来街者、交流人口は増加傾向にある。	<ul style="list-style-type: none"> ・観光地としてのおもてなし、案内・情報発信、コンテンツの充実や、回遊しやすいきれいな街なみ整備の必要性を感じている。 	<ul style="list-style-type: none"> ● まちなか観光を推進する事業 ・伝統的民家普及促進事業 ・北府駅鉄道ミュージアム整備事業 ・(都) 武生中央線整備事業 ・街並み景観整備助成事業 ・日野川河川緑地整備事業 ・工芸の里構想推進事業（越前箆笥振興事業ほか） ・まちなか賑わい創出支援事業 ・たまねる活動補助事業 ・大学連携事業 ※ 観光協会事業、イベント事業ほか
④ 中心市街地の空き地・空き家が増加傾向にある。	<ul style="list-style-type: none"> ・空き家のリノベーション、有効活用への取り組みを望んでいる。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 空き地・空き家の活用に関する事業 ・老朽危険空家解体撤去事業 ・空き家等リフォーム支援事業 ・子育て世帯と移住者への住まい支援事業 ・京町界隈の空き家再生事業 ・総社表参道空き家再生事業 ・空き店舗等活用事業

(2) 様々な主体の巻き込み及び各種事業等との連携・調整

地域住民等の様々な主体の理解・参加・協力を得て、広く地域ぐるみで取り組むために、基本計画の策定にあたって、地域住民、事業者、商工関係者、仁愛大学、不動産協会、まちづくり会社等の様々な主体に中心市街地活性化基本計画策定委員会に参加して頂くとともに、個別に以下の連携・調整を進めてきました。

① 地元住民との連携・調整

平成 27 年 6 月、7 月、9 月に、中心市街地まちづくりワークショップを開催し、中心市街地活性化に関する地元住民の意向の吸い上げを行いました。(詳細は 19～25 ページ参照)

② 地元商店街との連携・調整

地元商店街が主体となって策定した商店街活性化プランの検討会において、商店街活性化に関する地元商店街の意向の吸い上げを行いました。(詳細 26～29 ページ参照)

③ まちづくり武生 株式会社との連携・調整

平成 27 年 4 月に中心市街地をサポートするまちづくり会社(まちづくり武生株式会社)が設立され、まちなかの居住推進、賑わい創出に係る官民協働の取組体制が整備されました。平成 27 年度からは、「まちなか開業支援」、「まちなかにぎわい創出支援事業助成金」、「空き店舗・空き家活用のサポート」のほか、蔵の辻におけるイベントやムーンライトカフェといった中心市街地におけるイベントサポートを行っており、既存の取組事業のほか、本計画での事業に関して調整を行いました。

④ パブリックコメントの実施

市民の意見を把握するため、「越前市中心市街地活性化基本計画概要版(案)」に対するパブリックコメントを、平成 28 年 6 月 17 日から平成 28 年 7 月 12 日まで実施しました。その結果、6 名から 12 件の意見が寄せられ、本計画策定の参考としました。

10. 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項

[1] 都市機能の集積の促進の考え方

越前市総合計画において「コンパクトで機能的な都市構造の形成」を謳っているのを始め、各種の上位関連計画において都市機能の集積の促進の方針を謳い、その実現に向けた施策を位置づけています。

(1) 越前市総合計画

本市は平成19年3月に合併後初の総合計画を策定し、基本構想の中で本市の目指すべき将来像を『国府の文化と匠の技、日野の山川に生まれひとづくり、ものづくり、まちづくりの活力みなぎる「元気な自立都市 越前」』と定めています。

また、基本計画（平成23年4月改定、平成26年7月見直し）の中で、快適で住みよいまちづくりに向けた施策の方向として、「コンパクトで機能的な都市構造の形成」を謳っています。

(2) 新市建設計画

平成26年3月20日に議会の議決を経て変更した新市建設計画では、今後の人口減少時代を見据えた「ネットワーク型コンパクトシティ」を目指し、武生と今立の2つの歴史的拠点の継承・発展を図るため、合併特例債の発行期限の令和2年度までに、本庁舎を現在地に建設するとともに、今立総合支所を改築し、市東部地域の防災・コミュニティ等の機能を有する複合施設として拡充整備することとしています。

(3) 都市計画マスタープラン

平成20年3月に策定した都市計画マスタープランでは、まちづくりの基本目標⑥に「持続可能なコンパクトシティ」を掲げており、「特に中心市街地においては、公益的機能の集約整備や商業の活性化を図り、市民の利便性向上や都市経営の効率化などといった集約によるメリットを創出するとともに、まちなか居住を推進し、かつて越前国府などとして栄えた歴史や文化と人々の生活が密接に結び付いた、賑わいと魅力ある「まちの顔」を形成します。」と述べられています。

また、JR武生駅周辺一帯を中心市街地ゾーンとして位置づけ、土地利用方針として、都市機能の集積、まちなか居住の場の形成、賑わいづくりの推進などを謳っています。

なお、平成27年度から平成28年度にかけて、立地適正化計画の策定と合わせて、都市計画マスタープランの改定作業を行っていますが、コンパクトシティの理念や中心市街地の位置付けについては継承していきます。

(4) 総合戦略

平成27年11月に策定した越前市総合戦略は、まち・ひと・しごと創生法に基づき、国の総合戦略と「越前市人口ビジョン」を踏まえ、本市の「まち・ひと・しごと創生」に向けた基本目標や施策の方向を示しており、この中で、基本目標Ⅴ「イメージアップ（情報発信）に取り組めます」を推進する施策の一つとして、「中心市街地活性化の取り組み強化」を挙げています。

[2] 都市計画手法の活用

中心市街地における都市機能の集積の促進を目指し、本市のすべての準工業地域（530ha）を対象に、平成19年3月に、大規模集客施設（床面積の合計が10,000平方メートルを超えるもの）の立地を制限する「丹南都市計画越前市大規模集客施設制限地区建築条例」を制定しました。

平成19年5月の都市計画審議会において、本市のすべての準工業地域を「大規模集客施設制限地区」に指定する特別用途地区の変更を付議し承認され、その後、知事の同意を経て、7月1日に都市計画決定の告示を行い本条例が施行されました。

その後、建築基準法の改正に合わせて、平成28年9月23日、本条例における特別用途地区内の建築制限の改正を行いました。（新たに「ナイトクラブ」を追加）

[3] 都市機能の適正立地、既存ストックの有効活用等

(1) 中心市街地における大規模建築物等の既存ストックの現況

中心市街地における大規模建築物等の既存ストックの現況は下記のとおりです。

■ 大規模建築物等の既存ストックの現況

建築物等の名称	敷地面積	床面積	経過年数	利用状況等
市役所本庁舎 本館 別館	8,908 m ²	3,595 m ²	61年	新庁舎建設のため、平成28年度から閉鎖
		1,969 m ²	39年	
市生涯学習センター		2,547 m ²	44年	
市民ホール	3,024 m ²	43年		
武生東公民館	-	1,006 m ²	35年	平成28年9月に武生東幼稚園に移転（幼稚園施設の活用）
市役所分庁舎	1,273 m ²	847 m ²	52年	水道部、教育委員会
武生公会堂記念館	1,387 m ²	1,288 m ²	87年	博物館（歴史・文化）
センチュリープラザ	3,160 m ²	11,100 m ²	12年	・ホテル ・センチュリープラザ... 民間の商業・業務施設、消費者センター、市民活動交流室
アルプラザ武生	8,705 m ²	18,348 m ²	16年	1～3階は商業施設延べ床面積：10,635 m ² 4階は福祉健康センター、男女共同参画センター
文化センター	-	6,588 m ²	36年	
中央図書館	-	3,770 m ²	10年	武生中央公園内

（平成28年9月末現在）

(2) 越前市の行政機関、都市福利施設の立地状況、移転計画

本市における庁舎などの行政機関、病院や学校等の都市福利施設の立地状況は以下のとおりです。

平成 17 年 10 月の旧武生市と旧今立町の合併に伴う庁舎の建設事業が予定されており、これに関連して、新たな公共施設の配置や一部の施設の移転が計画され、また、民間病院の建替なども計画されています。

■ 新庁舎建設事業（交流施設）

- ・新庁舎の建設、それに併せ、市民が日常的に利用し、様々な活動を展開する活動拠点として交流施設を整備します。

(基本構想・基本計画：H26～H27、基本設計・実施設計：H27～28、施工：H29～R2)



■ 病院建替事業

- ・中心市街地において長年良質な医療を提供してきた民間病院が現在地付近で建替を行います。賑わい・交流機能が整備される新庁舎に近接し、事業が同時期に進められることから、将来の街区再編も見据え、隣接道路の改良整備を行うなど、官民連携で誰もが健康で安心して“いきいきと暮らせるまちづくり”を推進します。

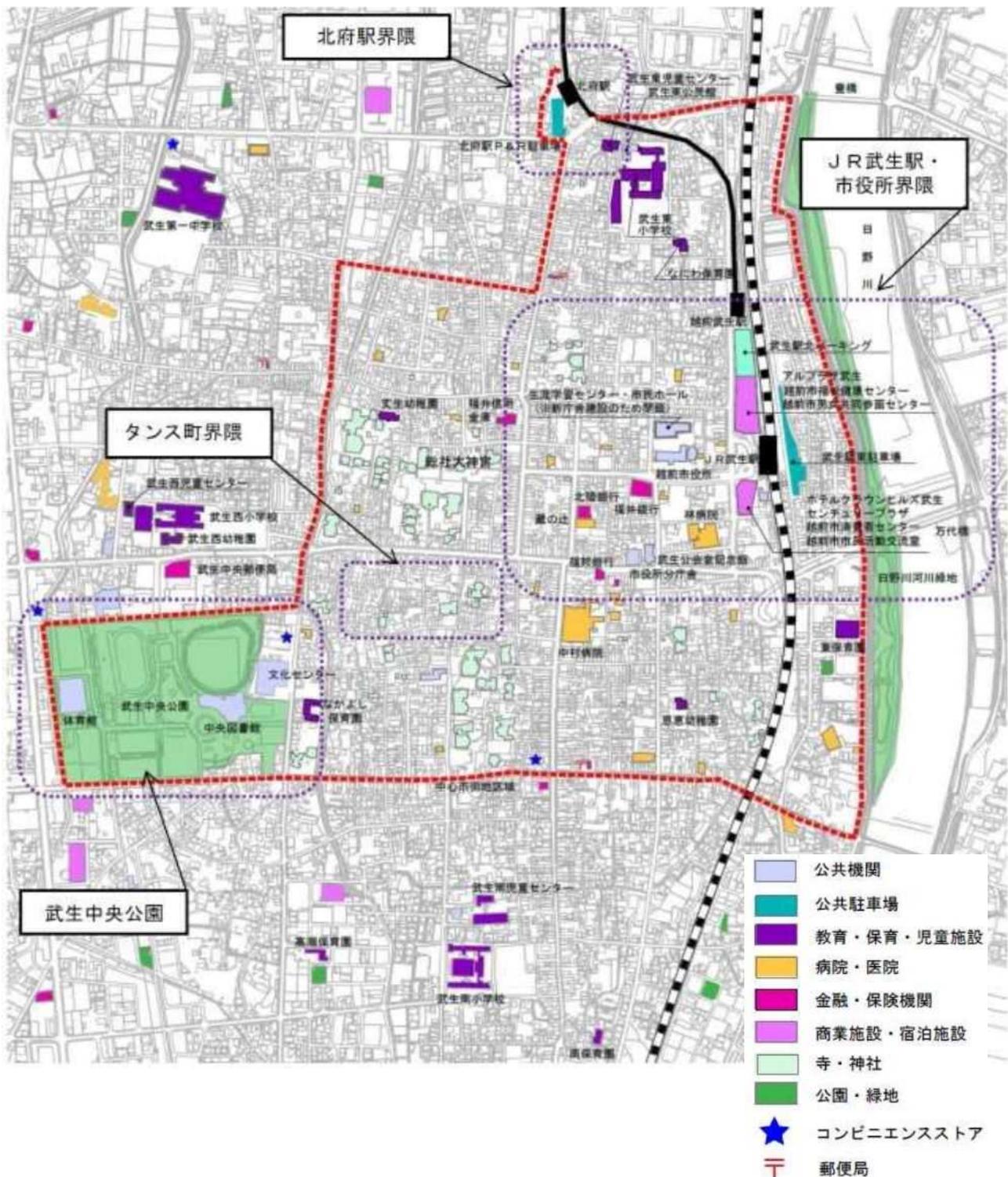


■ 庁舎などの行政機関等

施設名	設置者	用途	立地区域
市役所本庁舎	市	庁舎	中心市街地
市役所分庁舎	市	庁舎	中心市街地
消費者センター	市	消費者相談施設 (センチュリープラザ内)	中心市街地
市民活動交流室	市	市民活動交流施設 (センチュリープラザ内)	中心市街地
福祉健康センター	市	福祉健康センター (アルプラザ武生内)	中心市街地
男女共同参画センター	市	男女共同参画センター (アルプラザ武生内)	中心市街地
武生公会堂記念館	市	博物館	中心市街地
文化センター	市	文化センター	中心市街地
中央図書館	市	図書館	中心市街地
武生中央公園	市	公園・体育施設	中心市街地

※ 各地区に設置されている公民館、児童センター等は除く。(平成 28 年 9 月末現在)

■ 行政機関、病院、学校等の都市福祉施設等の立地状況



(3) 大規模小売店舗の立地状況及び設置計画

店舗面積1万㎡以上の大規模小売店舗は、中心市街地の区域内に1施設、区域外に2施設あります。

店舗面積1万㎡以下の大規模小売店舗は25店舗あり、すべて中心市街地外、主に国道8号、旧国道8号の幹線道路沿いに立地しています。

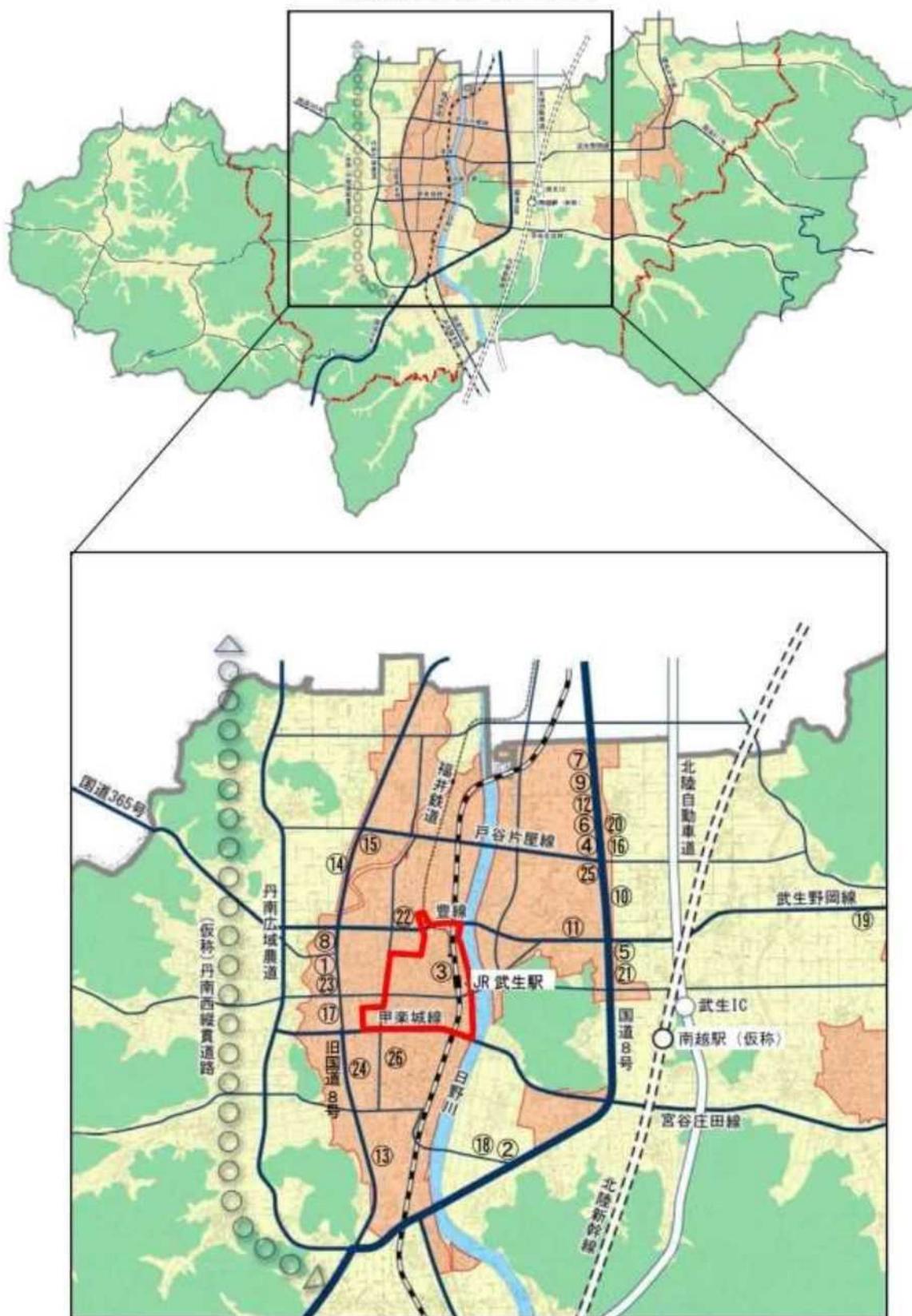
■ 市内の大規模小売店舗

	店舗名	所在地	営業開始日	店舗面積 (㎡)
1	SIPY (ラ・ムー越前店)	新町	1988. 3	18,913
2	ホームセンターみつわ武生店	畑町	1998. 7	11,685
3	アル・プラザ武生 (平和堂アル・プラザ武生)	府中	2000. 3	10,635
4	コメリパワー武生店	稲寄町	2010.12	8,798
5	武生楽市 (ワイプラザ武生店)	横市町	1991.11	7,665
6	フレスポ越前 (アルビス稲寄店、ゲンキーサンドーム店)	稲寄町	2007.11	6,923
7	ケーズデンキ越前店	瓜生町	2011. 5	5,009
8	DCM カーマ武生店	新町	1993. 7	3,990
9	100 満ボルト越前店	塚町	1996. 7	3,746
10	ニトリ越前店	瓜生町	2010.12	3,531
11	スーパーマーケットバロー国高店、ゲンキー国高店	国高	1980.12	3,456
12	ヤマダ電機テックランド越前店	瓜生町	2010. 2	3,312
13	ワイプラザグルメ館武生南店	妙法寺町	2009.11	3,201
14	ゲンキー武生西店	新保町	2004. 6	2,996
15	福井県民生協ハーツたけふ店	芝原	2009. 5	2,796
16	インテリアショップ アートウッド	高木町	2003.11	2,645
17	スーパーマーケットバロー武生店	日野美	2012.10	2,480
18	スーパーマーケットバロー北日野店	畑町	2011.9	2,174
19	ゲンキー栗田部店	西椋尾町	2013.9	1,980
20	ヒマラヤスポーツ&ゴルフ越前店	高木町	2012.10	1,895
21	お宝1番越前店	横市町	2008. 4	1,645
22	コープ平出店	平出	1977.10	1,492
23	ファッションセンターしまむら武生店	新町	1998. 8	1,281
24	ゲンキー高瀬店	高瀬	2014. 8	1,281
25	コープみどり館	塚町	2000.12	1,260
26	Vドラッグ高瀬店	文京	1992.12	1,089

※ は中心市街地に立地する大規模小売店舗

(出典：東洋経済「全国大型小売店総覧 2016」、大規模小売店舗立地法変更届出書)

■ 市内の大規模小売店舗の立地状況



(出典：東洋経済「全国大型小売店総覧 2016」より作成)

[4] 都市機能の集積のための事業等

本基本計画において、老朽施設の建替・再整備、新たな施設の導入・整備や空き地・空き家の有効活用等による、都市機能の集積に資すると考えられる以下の事業を掲載しています。

■ 都市機能の集積に資する事業

分野	事業
4. 市街地の整備改善のための事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新庁舎建設事業 ・ 新庁舎建設事業（交流施設） ・ 武生中央公園再整備事業 ・ 北府駅鉄道ミュージアム整備事業 ・ 空き地・空き家活用事業
5. 都市福利施設を整備する事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 病院建替事業 ・ 日野川河川緑地整備事業
6. 住宅の供給のための事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 住宅団地整備支援事業 ・ まちなか共同住宅整備推進事業 ・ 高齢者向け優良賃貸住宅供給促進事業 ・ 集合住宅誘致事業
7. 経済活力の向上のための事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 京町界隈の空き家再生事業 ・ 総社表参道空き家再生事業 ・ まちなか開業支援事業 ・ 空き店舗等活用事業 ・ 空き家・空き店舗等活用コミュニティ推進事業
8. 4から7までの事業及び措置と一体的に推進する事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ JR武生駅パーク&ライド駐車場事業 ・ 福井鉄道北府駅パーク&ライド駐車場事業

11. その他中心市街地の活性化に資する事項

[1] 基本計画に掲げる事業等の推進上の留意事項

基本計画に掲げる以下の事業等について、実践的・試行的な活動や実行可能性についての調査を行ってきました。

(1) 実証的・試行的な活動

① 北府駅周辺における自主的なイベント開催

「北府駅鉄道ミュージアム整備事業」は、中心市街地の北側の玄関口となる北府駅周辺において、交流人口の増加やイベント等による賑わいの創出を図るために拠点を整備する事業として位置づけられますが、既に駅周辺の広場を活用した実践的なイベント等が実施されています。



② 日野川河川緑地における自主的なイベント開催

「日野川河川緑地整備事業」は、中心市街地に不足している公園・緑地を整備・活用することにより、居住地としての魅力を高める事業として位置づけられますが、既に当河川緑地を活用した実践的なイベント等が実施されています。



③ 仁愛大学サテライト教室におけるイベント等の実施

「大学連携事業」の活動拠点として、平成27年7月に、JR武生駅前に町家を改修した「仁愛大学アンテナショップ駅前サテライト」を開設し、既に実践的にイベント等を実施しています。



④ 中心市街地まちづくりワークショップにおける まち歩きの実施

「まちなか散策ガイド「むかしまちあるき」配布」など観光まち歩きに関する事業の試行的活動として、平成27年7月に実施した中心市街地まちづくりワークショップにおいて、京町ルート、四町ルートの2つのルートで、観光まち歩きを試行的に実施しました。



(2) 実行可能性についての調査

① 地元商店街による商店街活性化プランの作成

「総社通り商店街ファサード等整備事業」や「総社表参道空き家再生事業」、「京町界隈の空き家再生事業」は、平成28年2月に地元商店街が主体的に作成した商店街活性化プランに基づく実行可能性の高い事業として位置づけています。



② 観光振興に向けた工芸の里構想の作成

「工芸の里推進事業」(越前箆笥振興事業、無料Wi-Fi環境等整備事業、タンス町界隈まちづくり推進事業、越前クラフトツーリズム事業、越前クラフトマーケット事業)は、越前市の伝統産業を生かした観光振興に向けて平成27年3月に策定した「越前市工芸の里構想」に基づく実行可能性の高い事業として位置づけています。



[2] 都市計画等との調和

本市では、平成20年3月に、「持続可能な定住都市の形成」を基本理念とする都市計画マスタープランを策定しており、基本計画は、これと整合を図りながら策定しています。

基本計画に掲げる事業等のうち以下の都市施設は、都市計画決定されています。

- ・ 武生中央公園
- ・ 都市計画道路 河濯線



12. 認定基準に適合していることの説明

基準	項目	説明
第1号基準 基本方針に適合するものであること	意義及び目標に関する事項	「1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針」及び「3. 中心市街地の活性化の目標」に記載
	認定の手續	「9. 4 から 8 までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項」に記載
	中心市街地の位置及び区域に関する基本的な事項	「2. 中心市街地の位置及び区域」の記載
	4 から 8 までの事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する基本的な事項	「9. 4 から 8 までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項」に記載
	中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する基本的な事項	「10. 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項」に記載
	その他中心市街地の活性化に関する重要な事項	「11. その他中心市街地の活性化に資する事項」に記載
第2号基準 基本計画の実施が中心市街地の活性化の実現に相当程度寄与するものであると認められること	中心市街地の活性化を実現するために必要な4から8までの事業等が記載されていること	「4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項」から「9. 4 から 8 までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項」に記載
	基本計画の実施が中心市街地の活性化の実現に相当程度寄与するものであることが合理的に説明されていること	「3. 中心市街地の活性化の目標」に記載
第3号基準 基本計画が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること	事業の主体が特定されているか、又は、特定される見込みが高いこと	各事業の「実施主体」に記載
	事業の実施スケジュールが明確であること	各事業の「実施時期」に記載



認定書

越前市長

奈良 俊幸 殿

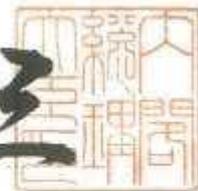
平成28年10月3日付けで申請のあった下記の中心市街地活性化基本計画について、同年11月29日付けで中心市街地の活性化に関する法律（平成10年法律第92号）第9条第10項に基づき認定する。

記

名称	越前市中心市街地活性化基本計画（認定番号第202号）
----	----------------------------

内閣総理大臣

安倍晋三



第3期越前市中心市街地活性化基本計画

平成28年11月29日認定

編集・発行 越前市（建設部都市計画課）

〒915-8530 福井県越前市府中一丁目13番7号

TEL 0778-22-3012

E-mail: keikaku@city.echizen.lg.jp
